

アイヌと"アイヌ"

3 "アイヌ" の終焉

Ver. 2019-12-21

宮下英明 著



本書について

本書は、

<http://m-ac.jp/>

のサイトで書き下ろしている『アイヌと "アイヌ"』を PDF 文書の形に改めたものです。

文中の青色文字列は、ウェブページへのリンクであることを示しています。

『1 デマゴギー』
『2 アイヌであるとは』
から続く



目次

4 "アイヌ"の変遷(進化)	2
4.0 要旨	3
4.1 同化"アイヌ"期	6
4.1.0 要旨	7
4.1.1 同化"アイヌ"——同化の進行により終焉	8
4.1.2 文学"アイヌ"——主題の閉塞により終焉	11
4.1.3 学術"アイヌ"——"アイヌ"印無用で終焉	20
4.1.4 観光"アイヌ"——"アイヌ"進化のベース	23
4.2 政治"アイヌ"期	30
4.2.1 左翼イデオロギー	31
4.2.2 「反差別」運動	37
4.2.3 政治"アイヌ"の利権"アイヌ"化	38
4.2.4 抗争型政治"アイヌ"の終焉——組織からパーシ	39
4.2.5 利権"アイヌ"	43
4.3 観光"アイヌ"期	54
4.3.0 要旨	55
4.3.1 利権"アイヌ"の終焉——「コンプライアンス」	57
4.3.2 営業"アイヌ"——いまの"アイヌ"	58
4.3.3 正義"シャモ"の終焉	60
4.3.4 「自分はアイヌである」を言う意味	61
4.3.5 <観光に前のめり>——狂躁の北海道	64
4.4 「時代は回る」	65
4.4.1 「アイヌショー」	66
4.4.2 「アイヌ観光地」	69
5 「アイヌ利権」	74
5.0 要旨	75
5.1 "アイヌ"政策	76
5.1.1 アイヌ政策から「アイヌ利権」政策へ	77
5.1.2 「アイヌ利権」政策の論理	79
5.1.3 「アイヌ政策推進会議」	80
5.2 「アイヌ法」策	82
5.2.0 要旨	83
5.2.1 『北海道旧土人保護法』(1899)	85
5.2.2 『アイヌ文化振興法』(1997)	87
5.2.3 『先住民族法』(2019)	90
5.2.4 族議員	95
5.3 利権のプリミティブ形態	100
5.3.0 要旨	101
5.3.1 「利権」概論	102
5.3.2 プリミティブな利権の構造	104
5.3.3 アイヌ予算の私物化	106
5.3.4 馴れ合い	109

5.3.5 腐敗	111
5.4 コンプライアンス時代への適応	114
5.4.0 要旨	115
5.4.1 <アイヌ事業法人—プロジェクト交付金>方式	117
5.4.2 「観光アイヌ」のみ	120
5.5 「アイヌ」資格	124
5.5.0 要旨	125
5.5.1 「アイヌブランド」	126
5.5.2 「アイヌはやったもん勝ち」	130
5.5.3 「アイヌ」パフォーマンスは、なり手を問わない	131
5.5.4 後継者問題	133
5.5.5 "アイヌ"の終焉	135
6 閉じ	136
おわりに	137
A 補遺：『アイヌと"アイヌ"』企図について	140
A.1 卑近の動機：<学者の愚劣>の暴露	141
A.2 企図の理：普遍主題の論考	143

アイヌと"アイヌ"

3 "アイヌ"の終焉

4 "アイヌ"の変遷(進化)

4.0 要旨

4.1 同化"アイヌ"期

4.2 政治"アイヌ"期

4.3 観光"アイヌ"期

4.4 「時代は回る」

4.0 要旨

アイヌとは、アイヌの生活を生きた者のことである。
和人も、アイヌの生活をする者になれば、アイヌである。
特に、アイヌの生活の終焉はアイヌの終焉である。

明治新体制で、アイヌの生活は終焉する。
土地には所有者がつくことになり、アイヌは狩猟採集を営めなくなる。
運上屋が廃止になり、運上屋に雇われるというアイヌの生業も無くなる。

アイヌの生活をやめさせられることになった者と彼らの後世代は、和人体制での自分のあり方を模索する者になる。
そして彼らの中から、同族のあり方をキャンペーンしようとする者が現れる。
彼らはそのキャンペーンを以て「アイヌ」を自称する格好になる。
アイヌ終焉後のこの「アイヌ」自称者を、"アイヌ"と謂う。

"アイヌ"は、時代の流れの中で進化してきた。
特徴的なタイプをつぎのように定める：

- ・同化"アイヌ"
- ・文学"アイヌ"
- ・観光"アイヌ"
- ・政治"アイヌ"
- ・利権"アイヌ"
- ・営業"アイヌ"

これらの語は、「誰某は〇〇^{だれそれ}"アイヌ"」というふうにするものではない。
「誰某はこの局面において〇〇"アイヌ"」というふうにする。

註：個の<生きる>は多面的であり、一生は進化史である。

同化"アイヌ"、文学"アイヌ"は、アイヌ系統者の全国拡散により、存在意義を終え消えていった。

昭和の戦後、「被抑圧者」の存在を立てて体制を弾劾する政治運動が盛んになる。

その「被抑圧者」のうちに「アイヌ」が措かれる。

そして、"アイヌ" 権益獲得の運動となる。

この運動で「アイヌ」を行動した"アイヌ"を、政治"アイヌ"と謂う。

立場からは興味深い。

"アイヌ" 権益の獲得が成る形は、「アイヌ法」である。

「アイヌ法」を根拠として、"アイヌ" への手当金交付が始まる。

交付金は、金の循環の始まりである。

金の循環が始まる^{あずか}ところには、この循環に与ろうとする者が集まる。

こうして、「アイヌ利権」が形成されていく。

特に、"アイヌ" の中に利権 "アイヌ" が現れる。

「手当」のタイプの "アイヌ" の特別扱いは、理が立たなくなる。

「アイヌであることが理由で困窮が強いられている」は、今日、"アイヌ" も言い出せない名分である。

政治 "アイヌ" は、運動の題目を失い、「アイヌ利権」に取り込まれていく。

これは政治 "アイヌ" が反政権の政治勢力から離れることになるので、政権側もこれの巧い誘導を計るようになる。

この流れに置いていかれる格好で、体制と対決するイデオロギーを堅持する政治 "アイヌ" がいる。

彼らは、"アイヌ" シーンから消えていくことになる。

「アイヌ利権」は、「北海道観光」に回収されるものになる。

「アイヌ利権」の金循環の開始になる交付金は、査定を通った「アイヌ振興事業計画書」に下される。

事業主体は法人格のものになる。

"アイヌ" はこの法人の員として、「北海道観光」の「アイヌ」の役を機能的に務める者になる。

この "アイヌ" を、営業 "アイヌ" と謂う

こうして "アイヌ" は、営業 "アイヌ" と、これに組織されない観光 "アイヌ" の、二種になる。

政治 "アイヌ" は営業 "アイヌ" ないし観光 "アイヌ" と必ずしも両立しないわけではないが、《やり過ぎると足元をすくわれる》という格好のものになる。

しかも、政治運動をやりたくなる者は、もともと夜郎自大を性分とする者である。

このタイプの "アイヌ" の進化はどのようなものになるか、"アイヌ" 学の

4.1 同化"アイヌ"期

4.1.0 要旨

4.1.1 同化"アイヌ"——同化の進行により終焉

4.1.2 文学"アイヌ"——主題の閉塞により終焉

4.1.3 学術"アイヌ"——"アイヌ"印無用で終焉

4.1.4 観光"アイヌ"——"アイヌ"進化のベース

4.1.0 要旨

明治新体制になり、アイヌは「アイヌ」を続けられなくなる。
時代への適応がアイヌに課せられる。
その適応の内容は、「日本国民」として生きる》である。

明治から昭和の戦前まで、"アイヌ"運動はこれであった。
この運動の中の"アイヌ"を、同化"アイヌ"と呼んでおく。

→ [同化"アイヌ"/『アイヌの終焉』](#)

しかしこの運動は、反作用として、"アイヌ"をアイデンティティで悩ませることになる。

「アイヌ」と「日本国民」の間に立たされて葛藤するタイプの"アイヌ"の中から、文学"アイヌ"が現れる。

また、自分を「アイヌ」として見せることを生業にする"アイヌ"が、出てくる。「見世物」を自分のニッチに定めたものである。

しかし彼らは、同化"アイヌ"と文学"アイヌ"にとって、同族を貶める面汚し的存在という格好になる。

同化"アイヌ"と文学"アイヌ"は彼らを批判する。

「観光アイヌ」ということは、"アイヌ"の中から出て来たものである。

しかし、"アイヌ"の進化で残っていくのは、この観光"アイヌ"——自分を「アイヌ」として見せることを生業にする"アイヌ"——である。

同化"アイヌ"と文学"アイヌ"の方は、アイヌ系統者が急速に社会に拡散し見えなくなっていく中で、存在理由を無くし、消えていくことになる。

4.1.1 同化"アイヌ"——同化の進行により終焉

貝澤藤蔵(1931), p.375

内地に居られる人々は、未だ、アイヌとさえ言へば、木の皮で織ったアツシ(衣類)を着て毎日熊狩をなし、日本語を解せず熊の肉や魚のみを食べ、酒ばかり呑んで居る種族の様に思ひ込んで居る人が多い様であります、之は余りにも惨なアイヌ観であります。

折襟にロイド眼鏡を掛けた鬚武者の私が、毎日駅に参観者の出迎へに出ると、始めて北海道に来た人々は、近代的服装をしたアイヌ青年を其れと知る由もなく、私に色々な質問をされます。

内地でも片田舎の小学校の先生かも知れません其人に、「アイヌ人に日本語が分りますか?何を食べて居りますか?」と質された時、私は呆れて其人の顔を見るより、此人が学校の先生かと思ふと泣きたい様な気分になりました。

「着物は?食物は?言語は?」とは毎日多くの参観者から決って聞かれる事柄です。

けれど此様に思はれる原因が何処にあるかとゆふ事を考へた時、私は其人々の不明のみを責め得ない事情のある事を察知する事が出来ます。

常に高貴の人々が旅行される時大抵新聞社の写真班が随行されますが、斯うした方々が北海道御巡遊の際、支庁や村当局者が奉送迎せしむる者は、我々の如き若きアイヌ青年男女では無く、**殊更アツシ(木の皮で織った衣類)を着せ頭にサパウンベ(冠)を戴かしたエカシ(爺)と、口辺や手首に入墨を施し首に飾玉を下げたフツチ(老嫗)**だけです。

此の老人等がカメラに納められ、後日其の時代離れのした写真と記事が新聞に掲載される時、内地に居てアイヌ人を見た事のない人々は誰も之がアイヌ人の全部の姿であると思ひ込むのも無理ない事だらうと思ひます。

否々其ればかりではなく、時偶内地に於て内地人がアイヌ人を見受ける時は、山師的な和人が一儲けせむものと皆を欺し、アイヌの熊祭と称して見世物に引連れて居る時であります。

之じゃ何時迄経っても内地に居られる人々は熊とアイヌ人とを結び付けて考へるだけであって、真に時代に目覚めたアイヌ人の姿を見、其の叫びを聞き得ない訳であります。

同上, p.377

…… 今日我々の最も残念に堪えないのは、神が与へて下された

広大なる北海道の天地を、学問が無かったばかりに皆取られ、最後に法律の保護に依って住むだけの土地を給与され、やれ保護民族よ、生存競争の落伍者よ、と嘲笑せられ乍ら生き行く事です。

けれど漸く若きアイヌは目覚たのです。

我々は最早昔のアイヌでは無い。

死児の齢を数へる様な泣言は止めて、先に進んで行く人々を追駈けて行かう!

同上, pp.377,378

今日新聞を読み雑誌を見る我々アイヌ青年に最も不快の念を抱かしむるものは、我々に嘲笑的侮蔑的な代名詞の冠せられて居る事あります。

敗残の群——滅び行く民族——生存競争の落伍者——、何と惨めな何と痛々しい代名詞ではありませんか。

私は此語を聞き、新聞や雑誌に此語を見る度に、悲憤の涙がこぼれます。

先住の地を自由に侵掠せられ、優先に得らるべき数々の権利を占取せられ乍ら、無学なるが故に袖手傍観し最後に嘲笑せらるゝアイヌ民族こそ哀れなものです。

若し我等の祖先の中に自己の生命は永遠に続くべきものである、其未来の生命の為より善き今日を建設して置かう、と云ふ様な考を持った一賢人が居ったなら、確に自分等は今日此様な境遇に置かれて居ないだらうと思ひます。

けれど此様な愚痴は言ひますまい。

浴びせられる嘲笑に向って奮然と起たう。

激しき社会の生存競争場裡に一丸となって飛び込み、精限り魂限り働き、今後十年二十年後猶ほ且此の旧態を脱し得ない場合にこそ、如何なる嘲笑、如何なる侮蔑的な代名詞でも甘んじて受けやう。

同上, pp.378,379

此の弱り切つて居る人々を救ふのには金や食品を与ふべきだらうか?。

否、否、之等の物質はウタリ(同族)等を一時は救ふかも知れないが、結極(ママ)は我等を遊惰の民と化せしめ末は野倒死をさせる様なものであります。

真の救助!、其れは何かと言ふに学問と云ふ大なる精力を注ぎ込む事です。

其れに依ってウタリ(同族)等の頭に**自覚!、発奮!、勤儉!、貯**

蓄!、斯うした観念を深く／＼植付ける事です。

差別待遇——、過去に於てはアイヌ保護の為に設けられた此の施設(土人学校)等も即時撤廃し、幼少の頃より同一線上に立たしめて社会へスタートを切らせ、其結果の敗残者こそ社会の落伍者として自滅すべき運命の人でなければなりません。

同上 pp.388,389

本年の八月二日北海道の首都札幌に於て第一回の全道アイヌ青年大会がジョンバチエラー氏の肝入りで催されました。

此の会に馳せ参じたものはウタリ(同族)中最も智識ある男女七十有余名。

私等が嘗て新聞紙上に読んだ事のある水平社大会に於ける悲痛な叫び、激越なる呪ひの声こそ無かったけれど、何れも熱と力の籠った正義の叫びが挙げられました。

其れは社会に向つてと云ふより眠れるウタリに伝ふ覚醒の暁鐘と云ふ様なものです。

我々は最早眠って居てはならない、本堂に集へる兄弟等よ……、私等是一日でも早く目覚めた事はウタリ等のために真に喜ばしい事である、私等は声を揃へて眠れるウタリ等と呼び起さう……と叫ぶ甲青年。

アイヌ民族が今日尚世人より劣等視せられ差別待遇を受けるのは何故であるかと云ふに、其れは私等の祖先に学問が無かったからである、学問の無い処に文明も無ければ進歩も無い、勿論科学の発生する筈もないのである、此様な時代のウタリに人が空を駈け海中を潜行する今日を予想せしむるのは無理である、沉んやウタリ等が日常食物に供せし熊や鹿の無くなる事に於ておや。けれど我々は最早呉下の旧阿蒙であつてはならない、我々は今日立派な教育を受けて居る、若き過去を顧みて**明るき未来を建設**しなければならない。兄弟らよ手を取り合つて奮ひ起たふ……と叫ぶ乙青年。

交々壇上に叫ばれる熱火の弁、起きよ、覚めよ、奮へよの雄叫び。

引用文献

- ・貝澤藤蔵(1931):『アイヌの叫び』, 1931
- ・所収:小川正人・山田伸一(編)『アイヌ民族 近代の記録』, 草風館, 1998. pp.373-389..

4.1.2 文学"アイヌ"——主題の閉塞により終焉

世の中は、欺瞞に満ちている。

ひとの言うこと行うことは、欺瞞に凝り固まっている。

欺瞞を目にするとこれを暴露せずにはおれない性分の者がいる。

この暴露を文芸を以てする行為を、文学と謂う。

"アイヌ"に纏わる欺瞞を暴露する者が、"アイヌ"の中から現れる。

本論考はこれを「文学"アイヌ"」と謂う。

違星北斗(-1929)

(抜粋して、左列に<同族を見て>タイプ、右列に<己を見て>タイプを配する)

滅び行くアイヌの為に 起つアイヌ 違星北斗の瞳輝く	ネクタイを結ぶと覗くその顔を 鏡はやはりアイヌと云えり
天地に伸びよ 栄えよ 誠もて アイヌの為に気を挙げんかな	我ながら山男なる面を撫で 鏡を伏せて苦笑するなり 砂糖湯を呑んで不図思う東京の 美好野のあの汁粉と栗餅
我はたゞ アイヌであると自覚して 正しき道を踏めばよいのだ	支那蕎麦の立食をした東京の 去年の今頃楽しかったね
「強いもの!」 それはアイヌの名であった 昔に恥じよ 覚めよ ウタリー	感情と理性といつも喧嘩して 可笑しい様な俺の心だ 俺でなげや金にもならず 名誉にも ならぬ仕事を 誰がやろうか
勇敢を好み悲哀を愛してた アイヌよアイヌ今何処に居る	滅亡に瀕するアイヌ民族に せめては生きよ俺の此の歌
アイヌには熊と角力を取る様な 者もあるだる数の中には	よっぽどの馬鹿でもなけりや 歌なん詠まない様な 心持不図する
深々と更け行く夜半は我はしも ウタリー思いて泣いてありけり	何事か大きな仕事ありやいゝな 淋しい事を忘れる様な
名の知れぬ花も咲いてた 月見草も雨の真昼に咲いてた コタン	

岸は埋め川には橋がかかるとも アイヌの家の朽ちるがいたまし	生産的仕事が俺にあって欲しい 徒食するのは恥しいから
新聞でアイヌの記事を読む毎に 切に苦しき我が思かな	或る時はガッチャキ薬の行商人 今鯉場の漁夫で働く
今時のアイヌは純でなくなった 憧憬のコタンに悔ゆる此の頃	東京の話で今日も暮れにけり 春浅くして鯉待つ間を
あゝアイヌは やっぱり恥しい民族だ 酒にうつつをぬかす其の態	骨折れる仕事も慣れて一升飯 けるりと食べる俺にたまげた
泥酔のアイヌを見れば我ながら 義憤も消えて憎しみの湧く	仕事から仕事追ひ行く北海の 荒くれ男俺もその一人
酒故か無智な為かは知らねども 見せ物として出されるアイヌ	雪よ飛べ風よ刺せ何 北海の 男児の胆を鍊るは此の時
白老のアイヌはまたも見せ物に 博覧会へ行った 咄! 咄!!	世の中に薬は多くあるものを などガッチャキの薬売らん
見せ物に出る様なアイヌ彼等こそ 亡びるものの名によりて死ね	「ガッチャキの薬如何」と 人の居ない峠で 大きな声出して見る
聴けウタリー アイヌの中からアイヌをば 毒する者が出てよいか	田舎者の好奇心に売って行く 呼吸もやっと慣れた此の頃
山中のどんな淋しいコタンにも 酒の空瓶たんと見出した	よく云えば 世渡り上手になって来た 悪くは云えぬ俺の悲しさ
淪落の姿に今は泣いて居る アイヌ乞食にからかう子供	無自覚と祖先罵ったそのことを 済まなかったと今にして思う
子供等にからかわれては 泣いて居る アイヌ乞食に顔をそむける	仕方なく あきらめるんだと云う心 哀れアイヌを亡ぼした心
金ためたたゞそれだけの人間を 感心してるコタンの人々	

鳩沢佐美夫 (1963), pp.14,15

そんな中に、私は学齢期を迎えていた。それでも私は、自分がアイヌだという意識は少しも持たなかった。だが私が小学校二、三年ごろだと思う。祖母に連れられて、近くの街に在る病院に行ったことがあった。その帰りの乗り換え駅での出来事である。

当時は第二次大戦最中であり、出征兵士を送る学童が大挙ホームに並んでいた。そこに私たちの列車が着いたのであった。私は子供心にも、おそろおそろデッキから降りようとした。そのとき、私と同一齢恰好の男の子が、「アッ、アイヌ………」と、私たちを指したのである。私は鈍器で撲られたような衝撃を受けて、一瞬脚がもつれてしまった。祖母は、「チャツケレ(生意気に)」とだけいって、私を急がせた。が私は、何故か無意識のうちに怯んでいた。そしてその日から、私はアイヌというものが、とても思いこつたような気がした。それがまた、恥ずかしいことのようにも思えた。それまで祖母に手をとられて、列車に乗り降りしていたのに、翌日から私は頑にそれを拒んでしまった。そればかりか、人前では祖母に話しかけられることさえ嫌だった。それから祖母は、なんとなく私に遠慮がちになったのである。祖母と私たち親子が別居したことにもよるが、そのころから、祖母と私の間に隙間ができていたようだ。

鳩沢佐美夫 (1964), pp.122-128

休み時間に、校庭に出て遊んでいた為男は、用事を思いたって、教室に戻って来た。と、誰もいない教室に、ミサ子だけが残っていた。ミサ子は、教室の中央にある石炭ストーブの前に、椅子を持ち出して坐っていた。

為男は、何故か、カッカッと、してきた。入口のところを突っ立っていたが、

「どけれ!」と、思わず怒鳴り散らした。

ミサ子は、びっくりしたように振り返った。が、ニッと笑みをつくっただけで、動く素振りさえしなかった。見ると、なにをするのか、デレッキをストーブの小窓から、火の中に刺し込んでいる。

為男は、足音も荒げて側に寄った。

「火焚くから、どけれ」

と、言って、押しのけようとした。がミサ子は、それに逆う態度を見せた。為男は、いよいよ我慢がならなくなった。

ミサ子の持っているデレッキをむしりとると、それでいきなり、彼

女の頭を叩きつけた。いいかげんに焼けたデレッキなので、ミサ子の髪の毛は、ジュッと焦げた。ミサ子は、一瞬キョトンとして、為男を見やっていた。が、ヒーン、ヒーンと、声を上げて泣き出した。為男の全身は、小刻みに震えて、止まらなかった。

父親も母親もいないミサ子は、ときどきしか、学校へ来なかった。父親が脳をわずらって、病院に入れられると、母親がどこかへ逃げてしまった。父親も、病院へ入れられたまま、数年前に亡くなっていた。ミサ子は、祖母のウエルバに、弟の文男といっしょに、育てられているのであった。そんな話を、為男は、誰かから聞いて知っていた。

学校へ出て来ても、ミサ子は、ほとんど勉強をしているふうではなかった。ぼんやりと、ただ黒板を見やっていて、ときどきコックリ、コックリ居眠りをしていた。身装りも貧しく、髪の毛はだらりと、のびたままであった。誰かが話しかけたりすると、その髪の下から不安そうに見ていてから、ニッと笑って、大き目の糸切り歯をのぞかせる。

女生徒たちは、ミサ子と、机を並べることさえみな厭がった。そんなミサ子を、為男はなんとなく、可哀想に思ったりして見ていた。が、いつからか、憎むようになったのであった。

為男は、教室に入ろうとして、ミサ子を見かけたとき、思わず立ち竦んだ。以前に——おまいなんか、ミサ子でないか——と、噛まれたときのことを思い出したからであった。あのとき、もしミサ子が側にいたのなら、叩きのばして——ぼく、ミサ子なんか、大嫌いなんだと、みんなの前に、叫びたかった。その出来事は、雪の解けかかった校舎の周りを、掃除していたときであった。

……

それからというもの、為男は、ミサ子が憎らしくて、憎らしくてたまらなかった。アイヌ！と言われたこと以上に、薄汚いミサ子と、対比させられたことが悔しいのであった。

為男に殴られたミサ子は、いつまでも泣きじゃくって止めなかった。そのうちに、授業の鐘が鳴って、級友たちがどやどや教室に入ってきた。

泣いているミサ子を見ると、

「どうした？……」と、側に集まった。

為男は、理由を説明する気にもなれなかった。

皆に囲まれると、ミサ子は、ヒーンヒーンと泣き声を引きずりながら、教室から出て行った。

そのうしろ姿を見ると、為男は何故か——もうミサ子は、学校へ来ないな——という気がした。

授業が始まって少し経ってからであった。校長が教科書を読み上げているとき、ガタガタ、教室のガラス戸がゆすぶられた。為男はびっくりして、入口のほうを見やった。そこには、血相を変えたミサ子の祖母のウエルバが立っていた。校長は、教科書を置いて、入口のほうに歩み寄った。戸を開けるなり、
「なして、オラのミサ子ば、みんなで泣かしたんだ——」
と、いう声が教室に飛び込んできた。

校長は、気押されたように、

「そんなこと、知らん」と、のけぞった。

ウエルバは、いまもつかみかかるように、

「ミサ子が、泣いて戻って来たんでないか」

と、校長に詰め寄った。

校長は戸惑ったように、口をもぐもぐさせた。

「アイヌだとおもちて、パカにこくな——」

年齢をとっているウエルバなのに、体には鋼でも入っているような感じであった。

「し、しらん！知らん」

と、校長は、一、二歩後退した。

「なしてオラのミサ子ばかり、いちもいじめるんだ——」

と、ウエルバは、なおもせまった。

校長は、いまましように、

「知らんたら、知らん」と、言って、ウエルバを押し返し、教室の戸をびしゃんと閉めてしまった。

校長に怒られるな……と、為男は思った。黒板の前に戻ると、校長は、眼鏡をはずし、ハンカチで拭いたりしている。その顔を、まともに見ることができなかった。

が、意外なことに、教科書を取り上げると、さきほどのつづきを読み始めた。為男は、安堵する間もなく、こんどはウエルバのことが気にかかり出した。ウエルバは、拳を固めて、ガラス戸を叩きつけるような恰好をし、何事かを喚きたてている。教室に飛び込んで来るのでないか、と、為男はそればかりが、気がかりであった。

ウエルバは、薪を背負って、よく学校の横を通る。学校の横には、山へ通じる一本の道路がある。枯木を拾いに行き、一と抱えぐらいの束をつくと、ウエルバは山を下って来るのであった。それを見かけると、

「ウエルパ！ウエルパ」
と、生徒たちは、小馬鹿にした。
が、ウエルパはいつも、早足に歩み去っていた。
ある日に誰かが、
「ウエルパ！」と、小馬鹿にして、小石を投げつけた。
するとウエルパは、背負っている薪を投げ降し、中から一本引っこ
抜くと
「誰だ！」と、振り上げて来た。
みんなは、ワーイ、ワーイと、囁きたてながら、教室に逃げ込んだ。
裸足のウエルパは、どんなに怒っても、教室には入って来ないから
であった。

そんなウエルパを、為男は、恐しく感じて見ていた。しばらくの
間、ウエルパは何事かを喚いていて、教室の前を離れなかった。が、
相手にされないことと識ってか、苛立ったうしろ姿を見せて、引き退っ
て行った。為男は、やっと溜飲を下げようような思いになった。が、
何故か、校長の教科書を読み上げる声が、耳に入らなかった。ウ
エルパも、泣いて戻ったのでないかな……と、思っていたからで
あった。

佐々木昌雄 (1973), pp.135-138

「アイヌ」なる者たちに潜む〈日本〉が、顕現しているのは、別に
今に始まったことではない。それは遠く遡る。「シャモ」との
交渉での「アイヌ」の敗北史を、意識の面でも、やはり「シャモ」
の意識の侵蝕史である。「シャモ」の侵進によって、「アイヌ」の日々
の生活の形が覆えされれば、どうしてそれまでの意識がそのまま保
たれようか。たとえ初めの数世代のうちは殆どを保ち持っていた
としても、次に来る数世代は殆どを放棄し、放棄させられてしま
うだろう。

主要な経済生活手段である狩猟・漁労・採集のための獲物の場が強
奪され、その挙句に強奪者たちの奴婢の如き徒輩へと落転させられ
てしまえば、かつての「アイヌ」の共同的な意識は、必ず変容へ向
かわざるをえない。そして、その共同的な意識を支えていた基盤
である共同体が、自ら完結していた紐帯を絶たれて崩壊してしま
ったとき、かつての「アイヌ」たちは「シャモ」から与えられた—
「シャモ」との対の関係での—意識を受け容れることになる。そ
して今「アイヌ」であることを強いられている者たちも、「シャモ」
との対関係で決定される意識からほとんど自由でない。

例えば、最も声高に叫んでいる者の一人はかつての「アイヌ」を非
常に美化する。

北海道、神の思召すところアイヌは、大自然がもたらす宝の
山でいっぱいだった。そして、自然にさからわず自然を愛し
心はおおらかで、自然が人間に与えるもの総てが神々の恵みと
考え、—生きるもの総てが神々の使者と考え、(中略)春夏
秋冬の産物は上下の差なく総て平等に分け、それを平和と考
え、—貧しき者あればそれは心だと考え、(中略)アイヌ(人
間)一同にまた喜びをわかちあい、何千年の昔より平和を誓い、
幾千年時が過ぎようと平和の姿は変わらず信じ、未来の大地に
向って旅にたち、アイヌ(人間)の求めるものは永遠に変わら
じと心から神々に祈りをささげるのであった。

(結城庄司「ウタリに寄せる—自然主義者アイヌの道」『コ
タンの痕跡』所収)

かつての「アイヌ」を「自然主義者」と枠決めするこの筆者は、こ
んなふうを描いているのだが、いささか美文の筆の走りすぎであ
ろう。あたかも桃源郷を想い描いたのかと思われる程の、この描写
が全くの虚構・捏造、だとは言わない。しかし、いかにも誇張で
ある。

かつての「アイヌ」は「何千年の昔」から生き存え、「幾千年」も
同じ生活形態を保っていたのか？ 現在を起点として「何千年」か
遡上ってみても、所謂擦文文化以前へ到達してしまう。そして、
何よりも誇張であるのは、かつての「アイヌ」をあまりにも「平和」
に近づけすぎていることである。例えば、ユーカラに伝わる各地
方集団同士の争闘、あるいはトパットミという語などもあるように、
略奪もあったのだし、「アイヌ」同士の血生臭い争いと闘いは繰
返されたのである。また、かつての「アイヌ」を「平等」に近づ
けすぎてもいる。かつての「アイヌ」共同体に階層は厳然と存在
していたのであり、その例証は枚挙にいとまがないが、ここでは次
のような文を引用しておこう。

このような人文神謡における人格神の観念が、アイヌ社会に
発生するためには、集団社会のなかで階級の分化が生じてき
て、支配者と被支配者との社会区分が行なわれたことが考えら
れる。そして、そのような社会の成員に対して強い人間的自
覚が必然的に要請されなければならなかったのであろう。

(知里真志保「神謡とその背景」『ユーカラ鑑賞』所収)

かつての「アイヌ」を美化する結城庄司の捉えかたは、同時に「シャモ」を徹底的に極悪の徒として捉えることになる。

人間が人間を嫌い憎しみあい、物を奪いあい、大地に呪いの血を流し、幾千年の未来に生きようとしなくて、また自然を神とも思わないで、そののみか勢力を創るために神を騙しいつわり、勢力あるいは権力の象徴に祭りあげ、淳朴無垢な大衆を寓拝させ、戦にかりたて勝利者は敗者を差別し、勢力のもとに人間が人間をしぼり、自然の神々にさからうように山野に切り首をさらし、暴力によって忍従させ、その事を日常の茶飯事として物欲に目を光らす一群が南より侵入してきたのであった。

(出典は前と同じ)

あまりに単純な、あまりに粗末な捉えかたである。このような前提に立てば、「アイヌ」と「シャモ」との交渉史の理解は、幼稚な善玉悪玉史観でもってすれば事足りるのだ。こういう歴史認識に、前に述べた等号[祖先の「アイヌ」=子孫の「アイヌ」=私]に身体的形質以外のものを付与する発想が加算されると——末裔は祖先の言動の一切に責任を負わねばならないという発想が加算されると——結城庄司は自らの絶対優位を信じて、「シャモ」なる者たちへの一方的な断罪を高言し、贈罪を要求するに至る。

和人側が残虐行為でつづる、アイヌ歴史に対し責任あると痛感するのであれば、現実闘争姿勢の中で"アイヌに自然を返し、もどすべきである"。シャモは自分達の手で、その運動を興し、何百年のアイヌ征復への罪滅ぼしをすべきであり、日本社会全体がなすべき道である。現在のあらゆるアイヌ問題に、過去、現在、未来と関係関与することが、シャモの謝罪の道であり(以下略)

(結城庄司「アイヌに自然を返せ」『図書新聞』昨年十月二十八日号所載)

これは昨年八月の第二十六回の日本人類学会・民族学会連合大会で参加者に配布されたというアピールである。結城庄司は「アイヌ解放同盟」と称する組織のリーダーらしいが、まず、自らが自らの発想の呪縛から解放される必要がある。

正義が常に自らに在ると信じ込んでいる者を説得するのは不可能に近いが、最低限のことは一言っておこう。結城庄司の論理は、既に今まで私が述べてきたことで崩れているのだが、繰り返して言えば、「アイヌ」なる者が「シャモ」なる者よりも倫理的に優れてい

るという根拠は無いことを、まず知れ。十歩も百歩も譲って、仮りにかつての「アイヌ」がかつての「シャモ」より優れた倫理性を示していたとしても、今なおそうであるという根拠は無い。たとえまた、かつて今も「シャモ」なる者たちの倫理が低劣であるとしても、かつて今も「アイヌ」が高い倫理を獲得している又何をもって断言できるであろうか。

次に知れ、「アイヌ」の倫理が「シャモ」の倫理より優れているという言いかた自体が、あくまで相対の言いかたであるばかりか、倫理性で争いあうことが不毛であることを。さらに知れ、結城庄司の言う「アイヌ」とは誰れか、それは〈日本〉が決めた「アイヌ」と同じであることを。つまり、この〈日本〉という共同体の共同的意識にからみつかれているということ。だから、今「アイヌ」なる者一人々々が失っているものを回復することにはならないことを。

文学"アイヌ"の文学は、自虐・自己抹殺のふうになる。

文学"アイヌ"は、主題の閉塞により終焉する。

引用文献

- ・ 違星北斗 (-1929): 『遺稿 コタン』, 草風館, 1995.
- ・ 鳩沢佐美夫 (1963): 「証しの空文」, 『山音』, 第 33 号, 1963.
 ・ 『沙流川—鳩沢佐美夫遺稿』, 草風館, 1995. pp.7-43.
- ・ 鳩沢佐美夫 (1964): 「遠い足音」, 『山音』, 第 38 号, 1964.
 ・ 『沙流川—鳩沢佐美夫遺稿』, 草風館, 1995. pp.45-151.
- ・ 佐々木昌雄 (1973): 「「アイヌ」なる状況」(2), 『垂鉛』, 第 19 号, 1973.6
 ・ 『幻視する<アイヌ>』, 草風館, 2008, pp.129-144.

4.1.3 学術"アイヌ"——"アイヌ"印無用で終焉

"アイヌ"でアイヌ学を行うとする者を、本論考は「学術"アイヌ"」と謂う。

"アイヌ"が特段アイヌ学を志すにおいては、《自己確証を得たい》ないし《自分が"アイヌ"であることが強みになる》の思いが持たれていることになる。しかし、学術はリアルであるから、この思いはすぐに捨てられる。

アイヌ学に入るときは、"アイヌ"も素人である。

そしてアイヌを知るとき、"アイヌ"は辞めるものになる。

砂沢クラ(1983), pp.217-219

真志保さんにアイヌ語教える

登別温泉に来てしばらくして、金成さんから「私は妹の家に住むから、あなたたちは私の家に住んで(知里)真志保にアイヌ語を教えてくださいませんか」という話がありました。

私たちは、それまでチセ(家)のうしろにあった古い小屋に住んでいました。金成さんの家は登別の駅の近くであって、子供たちが学校に通うのにも便利でしたし、クマ彫りをして卸すのにも都合がよかったので金成さんの家に移ることにしました。

真志保さんは、熱心に、毎日欠かさず通ってきて、夫からアイヌ語を習っていました。物置でクマ彫りをしている夫の前に座り、ユーカラ(長編英雄叙事詩)やトゥイタック(昔話)を書いた紙をめくりながら、いろいろ聞くのです。



真志保さんの話すアイヌ語は、はっきりと聞こえない音、字で書けば小さく書く字が、よく抜けていたようです。たとえば「セコロイタック(そう言ったとき)」の「口」が抜ける、といったふうで、

夫は「口を落としちゃだめだ」とやかましく注意していました。

勉強の合間には、よく、夫が「アイヌ語など習ってどうするのだ」とか「アイヌ語は、もう必要のないものではないか」と言い、真志保さんが「世界中の人が覚えたがっている」とか「ほんとうの日本人なら、ほんとうの日本語であるアイヌ語を勉強しなければならないのだ」と答えていました。

知里真志保(1937), pp.167,168

普通にいわゆる「アイヌ」という概念は、厳密にこれをいうならばよく「過去のアイヌ」と「現在(および将来)のアイヌ」とに区別せらるべきである。

人種学的には両者はもちろん同一であるにもせよ、各々を支配する文化の内容は全然異なる。

前者が悠久な太古に尾を曳く本来のアイヌ文化を背負って立つたに対し、後者は侮蔑と屈辱の附きまとう伝統の殻を破って、日本文化を直接に受継いでいる。

だから、「過去のアイヌ」と「現在(および将来)のアイヌ」との間には、截然たる区別の一線が認識されなければならないのである。

普通に「アイヌ生活」とか「アイヌ民俗」とかといえば、必然的に「過去のアイヌ」の生活や習俗を意味すべきはずなのに、とかく「現在のアイヌ」のそれのごとく誤解されがちなのは、当然に区別すべき二概念が、「アイヌ」なる一語によって、漫然と代表せられていることに起因する。

……

かくて、今日においてもなお、案外に多くの人々が、アイヌとさえ聞けば、いまだに熊と交渉を有って、文献の示すがごとく原始的な生活を営んでいるものと想像し、アイヌ民族に関して何か書く所があれば、それが直ちに現在の生活であるかのごとく思惟してしまう。例えば今でも男は楡の皮糸で織ったアツシなるものを纏い、女は口辺に入墨を施し、熊祭の行事を営み、鮭や熊の肉を主食物となし、暇さえあれば詩曲や聖伝を誦し合って、老も若きも例外なしにアイヌ語の中に生活しているものと思ひ決めてしまう。

しかしながら実際の状態はどうであったか。

なるほどいまだに旧套を脱しきれない土地もあるにはある。

保護法の趣旨の履違えから全く良心を萎縮させて、鉄道省あたりが駅頭の名所案内に麗々しく書き立てては吸引これ努めている視察者や遊覧客の意を迎うべく、故意に旧態を装って金銭を得よう

とする興業的な部落も二、三無いでは無い。
けれどもそれらの土地にあってさえ、新しいジェネレーションは古
びた伝統の衣を脱ぎ捨てて、着々と新しい文化の摂取に努めつつあ
るのである。

引用文献

- ・砂沢クラ(1983):『ク スクップ オルシペ 私の一代の話』,北海道新聞社,1983
- ・知里真志保(1937):『アイヌ民譚集』,郷土研究社,1937
- ・岩波書店(岩波文庫),1981

4.1.4 観光"アイヌ"——"アイヌ"進化のベース

アイヌは、終焉した。

"アイヌ"は、アイヌではない。

よって,"アイヌ"は、アイヌのふりをする者である。

"アイヌ"は、アイヌのふりにひとが騙されることによって可能となる存在である。

「アイヌのふり」のパフォーマンスは、形装・演技・工芸である。

そしてそれらを生業にした"アイヌ"がいる。

観光"アイヌ"である。

貝澤藤蔵(1931), p.375

内地に居られる人々は、未だ、アイヌとさえ言へば、木の皮で織ったアツシ(衣類)を着て毎日熊狩をなし、日本語を解せず熊の肉や魚のみを食べ、酒ばかり呑んで居る種族の様に思ひ込んで居る人が多い様であります、之は余りにも惨なアイヌ観であります。

折襟にロイド眼鏡を掛けた鬚武者の私が、毎日駅に参観者の出迎へに出ると、始めて北海道に来た人々は、近代的服装をしたアイヌ青年を其れと知る由もなく、私に色々な質問をされます。

内地でも片田舎の小学校の先生かも知れません其人に、「アイヌ人に日本語が分りますか?何を食べて居りますか?」と質された時、私は呆れて其人の顔を見るより、此人が学校の先生かと思ふと泣きたい様な気分になりました。

「着物は?食物は?言語は?」とは毎日多くの参観者から決って聞かれる事柄です。けれど此様に思はれる原因が何処にあるかとゆふ事を考へた時、私は其人々の不明のみを責め得ない事情のある事を察知する事が出来ます。

常に高貴の人々が旅行される時大抵新聞社の写真班が随行されますが、斯うした方々が北海道御巡遊の際、支庁や村当局者が奉送迎せしむる者は、我々の如き若きアイヌ青年男女では無く、殊更アツシ(木の皮で織った衣類)を着せ頭にサパウンベ(冠)を戴かしたエカシ(爺)と、口辺や手首に入墨を施し首に飾玉を下げたフツチ(老嫗)だけです。

此の老人等がカメラに納められ、後日其の時代離れのした写真と記事が新聞に掲載される時、内地に居てアイヌ人を見た事のない人々は誰しもが之がアイヌ人の全部の姿であると思ひ込むのも無理ない

事だらうと思ひます。

否々其ればかりではなく、時偶内地に於て内地人がアイヌ人を見受ける時は、山師的な和人が一儲けせむものと皆を欺し、アイヌの熊祭と称して見世物に引連れて居る時であります。

之じゃ何時迄経っても内地に居られる人々は熊とアイヌ人とを結び付けて考へるだけであって、真に時代に目覚めたアイヌ人の姿を見、其の叫びを聞き得ない訳であります。

砂沢クラ (1983), pp.297-299

私たちが芦別の川岸に住むようになってからも、旭川の川村の兄(カ子トアイヌ)は、いつも私たちのことを気にかけて、何かあるたびに「来ないか」と声をかけてくれました。川村の兄や旭川の親せきと一緒に神居古漬や勇駒別温泉(現在の旭岳温泉)、層雲峡、天人峡、白金温泉などの観光地へ招かれて行き、カムイノミ(神への祈り)やウポポ(輪踊り)をするのです。

思いきり跳ねて踊って、夜はおいしいごちそうを食べながら、なつかしい人といろいろ話が出来て、それだけでもうれしいのに、川村の兄は、いつも、みなに渡す金以外に一万とか二万とかの金を私のふところに入れてくれるのです。ほんとうにいい兄でした。

……

私たちが川岸に暮らすようになってから、芦別でも冬まつりをするようになり、川村の兄が親せきを連れてきて、町の広場でクマ送りをするようになりました。四、五年は続いた、と思います。クマ送りでは夫が一切の指図をし、カムイノミもやりました。

……

クマ送りでは、夫も息子も、私が作ったアイヌのコソソテ(立派な着物)や陣羽織を着ました。とてもきれいに出来ていたので、息子など何人もの人から「ちょっと貸せ」「おれにも着させる」と言われて、着たり脱いだりしていました。

同上, pp.306,307

アイヌ祭りの次の年(昭和四十年)には川村の兄(カ子トアイヌ)に誘われて、兄の妹たちなど十何人でシサム(和人)の都・東京へ行きました。兄の妹のヨネさんがムックル(舌琴)を吹き、私がイフンケ(子守歌)を演じ、みなでウポポ(輪踊り)をして見せたのです。

……

私が演じたイフンケは母のムイサシマツトから習った歌で「なぜ泣くの お前のお父さんは有名なコタンコロクルだけど 女の子を七人持ったのに 男の子は一人も生まれなかった 私は一番身分のいやしい女中だが コタンコロクルの子孫のおまえを生んだ……」という内容で、人形の赤ん坊をおぶって舞台の端から端まで歩くのです。

この次の年には九州を十一日間で回り、別府まで行きました。兄は帰る時になると、私に、上等の酒やら菓子やら背負わせ、そのうえ、みなに払った金のほかに何万も余計にふところに入れてくれるのです。周りの人が「あの二人は何かあるのでは」とうわさするほど、私を大切にしてくれました。

同上, p.327

昭和四十四年の春、川村の兄(カ子トアイヌ)から「妹のコヨが入院した。白老へ行って面倒を見てやってくれないか」と頼まれました。私とコヨちゃんとは、ほんとうの姉妹のように育ち、娘時代は何をするのも一緒。頓別の鉄道工事の出面に行った時も、夜は二人で抱っこして寝たのです。

コヨちゃんの夫は三年前に亡くなっていたので、息子が店員を六人使ってみやげ店を出していました。白老の観光地では、駅から歩いてきた観光客が二列に並んだみやげ店の間を通り、その奥に建っているアイヌのチセ(家)を見て帰るのです。

私はコヨちゃんの息子の店の前でイテセ(ゴザ編み)をし、座ぶとんぐらいの大きさのチタラベ(花ゴザ)を編んで売りました。このころはイテセを見せる店などなかったもので、客が喜んで店の前に真っ黒に集まり、たくさん金が入りました。

同上, pp.330,331

白老に行った次の年(昭和四十五年)の夏、川村の兄(カ子トアイヌ)たちと白金温泉(上川管内美瑛町)に行った時のことです。兄に「九州から四百人の客が来ている。ユーカラをしてくれ」と言われました。

二年前に外国人学者の前でユーカラを演じた時は節なしでしたし、前の年に森竹竹市さんに頼まれてポロトコタンで演じた時は、チセ(家)の中で二、三十人の客に囲まれてやったのです。こんどは、外に火をたいて、何百人の客に取り囲まれてやる、と一言うのです。

「出来ない。いやだ」と断ると、兄は「おまえは、おまえの母親が

ここまで伝えてきたユーカラを受け継がないのか」と怒ります。仕方がないので、母も演じ、夫からも教えられた「アトゥイヤコタンで戦うポイヤウンペ」を演じました。

たき火が煙いやら、恥ずかしいやら。幸い夜で、客の顔が見えないので、たき火の火ばかり見ながら夢中で演じ、やっと終わると、お客さんが私を取り巻き、つぎつぎと手を取り、「ありがとう、ありがとう」と喜んでくれました。

お客さんは喜んでくれましたが、一緒に行ったアイヌはあまり喜んで聞かないのです。「名寄のヤンパヌおばさんは声がよかった」などと言うのです。

ユーカラは声だけを聞くのではなく、歌われている内容が大事なのです。ユーカラの言葉がわからない人が多くなって、声だけ聞くようになった、と思います。

鳩沢佐美夫(1970), pp.184,185

僕は、過去三年間、調査とまではいかないが、道南を中心にしたA湖畔、B温泉、Cアイヌ部落と足を運んでみた。その結果ね、この現状では、やがて観光アイヌというものも和人に凌駕されてしまうな、という気を強くした。

なぜね、"人間のオリ"などという奇妙な施設のある熊牧場に、アイヌ村が必要なのかね。

……

それとA湖畔では、言語や動作に、明らかにアル中症状を現わしているような男が酋長格で控えていたり。

また、五十四、五歳の男が、観光団に何かを訊かれると空っとぼけていて、カメラを向けられると、チャッカリ、モデル代を要求する(Cアイヌ部落)——ね。それと、漫談調で「俺の腕毛を一本十円で売ってやる」と、ガメツそうな年若い解説者もいたしね(Cアイヌ部落)——。

僕のおふくろね、一度だけA湖畔の見世物小屋に駆り出されたことがあるんだ。そのとき、一緒に行った人たちが"豊年踊り"とかいって奇妙な踊りを始めたそうだ。

怪訝に思ったおふくろはね、「どこにこのような踊りがあるんだ?」とたずねた。ね、すると、「エバタイシサンアトヘマンタエラマンワ、オカンキロアキロ(馬鹿な和人たち、何かわかるものでもあるまいに、適当にやりゃいい)——と、連れて行ってくれた、専門の人に言われたという——。

万事この調子じゃね、アイヌ模様の着物さえ着りゃ誰だっていいってことだ。

同上, pp.187,188

で、そういったことでさ、この町[平取町]内のとある地区[二風谷]がね、今、着々とそのアイヌ観光地として売り出そうとしているんだ。

なんかね、とうとう——来るべきところまで来たっていう感じなんだ。

昭和三十五年に、そのいわゆる"旧土人環境改善策"なるものを打ち出さなければならないんだ、という、不良環境のモデル地区、ね、写真入りで新聞に報道されたりした地域だ。——

最近では、公営住宅や、またそれぞれの努力などで、十年前の家庭はほとんど姿を消してしまった。が、その生まれ変わったはずの聚落が、今度は俗悪なアイヌ部落の垂流化をくみとろうとしている!——。

なぜ、景勝や古蹟の乏しい山林に、こういった特殊施設を、アイヌ自ら、しかも今日の時点において作ろうとするのかね——。

そのことを彼たちに質すと、「アイヌがやらなければ、悪質なシャモ(和人)が勝手にアイヌの名をかたり、金儲けをするから」と言う。「じゃ、そういう悪質なシャモの排除にこそ努めるべきでないか?」ときくと、「われわれも、そのことで潤っている」——。つまり、観光のおかげで部落もよくなり、業者からピアノも贈られた(小学校)。何十万とかの寄付もあった——と、並べたてられる。

「今それをやめろというのなら、じゃわれわれの生活をどう保障する」と逆襲さえしてくる始末。

そして、ね、これまで自分たちは観光業者に利用されて各観光地に立っていた。だから、どうせやるんなら、そんな他所の土地で、シャモに利用されるのではなく、自分たちの部落でやったほうがいいのだ——という割切り方。

しかもだよ、ジョークなのか、アレゴリーなのか、昔はアイヌといって、われわれはバカにされた。今度はひとつ、われわれアイヌを見にくるシャモどもをふんだまかして、うんと金をまきあげてやる。「なあに、適当なことをやって見せれば、喜んで金を置いていくからな」……。

ね、ドライというか、くそくらえパイタリティというか、とにかく、見上げたショーマンイズム——。

同上, p.207

くとにかく、全道のアイヌと熊、このイメージ化は、あまりにもひどすぎる。

温泉地へ行ってもアイヌ——。湖水を訪れてもアイヌ、ね。

はなはだしいのは、一ホテル(G地)の前にもアイヌ小屋だ。

そういう所へ、「何もわからなくてもいい。ただ坐っていりゃいいんだ——」と、アイヌたちが募集されて行く——。

観光"アイヌ"は、ひとに「アイヌ」と思わせることができる"アイヌ"である。こういうわけで、"アイヌ"進化は、観光"アイヌ"がベースになってきた。実際、各種"アイヌ"の降板を経ていま、"アイヌ"ははっきり観光"アイヌ"のことになった。——法人付きと自営の二種。

引用文献

- ・貝澤藤蔵(1931):『アイヌの叫び』, 1931
 - ・所収: 小川正人・山田伸一(編)『アイヌ民族 近代の記録』, 草風館, 1998, pp.373-389.
- ・砂沢クラ(1983):『ク スクップ オルシペ 私の一代の話』, 北海道新聞社, 1983.
- ・鳩沢佐美夫(1970):「対談・アイヌ」, 『日高文芸』, 第6号, 1970.
 - ・『沙流川—鳩沢佐美夫遺稿』, 草風館, 1995. pp.153-215.

4.2 政治"アイヌ"期

4.2.1 左翼イデオロギー

4.2.2 「反差別」運動

4.2.3 政治"アイヌ"の利権"アイヌ"化

4.2.4 抗争型政治"アイヌ"の終焉——組織からパーシ

4.2.5 利権"アイヌ"

4.2.1 左翼イデオロギー

世の中を<抑圧者 対 被抑圧者>に見て、抑圧者が倒され被抑圧者が解放されることを夢見る。

この思考傾向の者を、左翼という。

左翼は、物事に善悪を立て正義の勝利を夢見る思考傾向の一つである。

——抑圧者=悪、被抑圧者=善。

"アイヌ"は、左翼が「"アイヌ"=被抑圧者」と描いて利用するものになる。

いろいろな左翼が、"アイヌ"をオルグしようとして現れる。

高橋真 (1946), p.235

アイヌの味方 日本共産党

日本共産党北海道地方党会議は一月中旬札幌に於て華々しく開催されたが、同会議で村上由氏(道労働組合聯盟執行委員長)から「アイヌ救護に関する件」が提案され、「アイヌは永い間差別されて来てゐる、今にして彼等被圧迫階級を解放せねばアイヌは滅亡する」旨を説明するや多数の黨員達は無条件で賛成「アイヌ救護絶対支持」と決議され委員として札幌弁護士会の雄木田茂晴氏、アイヌ政策研究中田吉雄氏及び村上氏等の黨員が選ばれ今後アイヌ問題の解決に全面的に努力する事になった。

本多勝一 (1971), pp.92,93

結論は、かなりはっきりしてきたようだ。

少数民族は、少なくとも私の接した諸外国の例でみるかぎり、**社会主義社会でこそ真に幸福が約束されている。**

いわゆる西側諸国、資本主義諸国の少数民族は、ひとつの例外もなく不幸だった。私の訪ねたことのない国に関してはよく知らないが、真に幸福な、プタの幸福でなくて、民族的誇りをともなった幸福感を抱いている少数民族というもののある資本主義国があったら、ぜひ知りたいと思っている。

だが、これもまだ訪ねたことはないが、社会主義社会でもソ連はどうなのだろうか。スターリンは一種の少数民族出身といえよう。チェコやポーランドとの関係でのソ連には、いわゆる修正主義の欠陥が現れているようだが、ソ連内の少数民族はどうなっているのか。同様に多数の少数民族をかかえる中国はどうか。いずれも訪ねて実見してみたいところである。現状は見るまでおあずけとし

でも、社会主義建設がもし理想的にいったら、少数民族が幸福になるはずであることは確かだが、資本主義建設(?)がいくら理想的にいったら、少数民族が幸福になることは、まずおぼつかないであろう。

アイヌ系日本人についても、これは当てはまるのだろうか。社会主義社会というようなことをいうと目をむく人があるので、少し遠慮がちに一言うならば、当てはまらないと結論するような材料は今のところ持ちあわせていない。従って**アイヌが真に幸福になる道は、日本が社会主義国になることであろう。アイヌ自身のとるべき道は、従って革進陣営に何らかの形でくみすることであろう。**(最近アイヌ系日本人によって創刊された雑誌『北方群』には、明らかにそのような方向を示していることが感じられ、心強く思われた。)

革進政党のとるべき道は、ベトナムの例が示しているように、**少数民族がヘレン・フォークに対して抱きつづけてきた怨念を、革命勢力に正しくくみこみ、強力なパネへと転化させること**であろう。

アイヌについて「良心的」たろうとするシャモのとるべき道は、従ってこのような運動に何らかの方法で、それぞれが可能なやりかたで、加わることであろう。いかにアイヌ「仲良し」になって「研究発表」してみても、それだけではいつまでも状況は変らぬであろう。それでは「観光アイヌ」もクマを彫りつづける以外に道はないであろう。

惠原琢躬(1974), pp.7-8

まず"経過説明"が、行われた。

『日中国交回復前の1971年7月29日、**社会党の川村清一参議院議員や岡田[春夫, 社会党衆議院議員]**氏の案内で、中日備忘録貿易弁事処主任代理の王作田氏、文匯報駐日記者の蔣道鼎氏らが、平取町二風谷を来訪し、アイヌの歴史や現状、少数民族問題で意見を交換。

11月21日、岡田氏が平取町二風谷を訪れ、マンロー記念館での懇談会の席上、王作田氏より二風谷に対して中国への招待の意向があったと報告をした。

1972年10月22日、**北京日報**記者王泰平氏が、**岡田氏**の案内で**北海道新聞社**の記者と共に、平取町二風谷の**貝沢正氏**宅を訪問し、意見を交換した。

1973年2月5日、貝沢氏と沢井氏が岡田氏の案内で、中日備忘録貿易弁事処を訪問、王作田氏と蔣道鼎氏に会って、10名位で訪

中したい旨申し入れる。

10月、岡田氏が訪中の際、中日友好協会の廖承志会長、孫平化秘書長と会見。アイヌ訪中について、更に申し入れたところ、陳楚駐日大使と相談のうえ、決定したいとの返答があった。

12月1日、**陳楚大使**、蕭向前参事官夫妻他6人が平取町を訪問、二風谷生活館で約20人と懇談した。その席上、貝沢氏が「中国の少数民族の現状を知りたい、アイヌとの交流の場をもうけて欲しい。」と、要望した。

これに対して、陳楚大使は、

「**中国には50族余、約3000万人の少数民族がいる。革命後、一切差別はなく、平和に暮している。**アイヌの人達を中国へ招待したい。」

との意向を明らかにした。

次いで、旭川での陳楚大使歓迎パーティの席上、門別氏らにも招待したいとの話があった。

1974年1月4日、中日友好協会はアイヌ訪中団15人以内を3週間招待する旨、駐日中国大使館へ打電があったと、王作田氏から岡田氏へ連絡。

この後、平取町二風谷で貝沢氏がとりまとめ役となり、人選に入った。……』

戸塚美波子(1974), p.20

私が中国へ行く前も、そして帰って来た後も私に対して、中国の政治は悪いとか、特定の間人しか入国させない国だとか言う人がいるけれど、そういう人はどこまで考えて話しているかな、と思う。

私が、中国ベツタリになったような事を言う人もいるけれど、私はそれでもいい。

言いたいやつは言え、私は、中国の人々が好きなのだ。

とにかく、行って来てから、反論するならして、悪口を言いたいのなら言えばいい。

私は私の行った場所と、そして、それによって受けた印象と、それ等をもとにして私なりの対応をしようとおもっている。

……

他の人がどんなに中国の悪口を言っても、あの優れた少数民族対策には頭が上がりません。

中国に行って初めて、アイヌに生まれて良かったな、としみじみ思いました。

太田竜(1973), pp.186-188.

私が右の二通の手紙を送ったのち、結城氏は、[1972年]十二月はじめに、東京で、「アイヌ独立の魂は、呪いの戦い、怨念と化し、自然を背景に燃え続けて来た」という文章を書いた。そこで彼は、アイヌ共和国独立の革命戦争、世界革命の原点、日本原住民、日本帝国主義などについて、叙述している。彼は、一見、スタイルを変えたのである。彼は、アイヌは平和を好むとか、アイヌは暴力を使わないとかいうスタイルを、ここでは捨てている。このことは、私の路線と彼の路線の接近を示すものであろうか。左に、この文章全文を引用しておこう。

天皇軍は、原住民アイヌを、北辺に封じ込め、戦いが完全に勝利したかのように、歴史を歪曲しているが、そのごまかしは一九七二年に、原住民精神をつらぬく人々によって粉碎された。

「原住民精神」、それは**アイヌ共和国**創造への胎動である。現在もなお、天皇軍の手先共(日本帝国主義機構の総て)は、アイヌが誇りとする、原始自然を破壊・略奪し、一九七三年に向けて日本列島改造部隊は、日本最後の原始境・アイヌの聖地(大雪山)をも、解体青写真を製作してしまった。

アイヌ共和国独立の戦いは、歴史に敢然と輝やく、アテルイとコシャマイン、シャクシャインの戦法(**ゲリラ作戦**)によって、**開始されなければならない。**

天皇軍は、常に平和的甘言をもちいて、日本原住民の首をはね、原始共産制への民族の流れを、断ち切るうとした。この策略は失敗に終り、再度、日本帝国主義者共、天皇支配にたいし、アイヌ共和国独立の戦い、**最前線連帯軍は結集されつつある**ことを、人民に宣言する。

我々共和国同胞は、腐りきった天皇軍農耕文明を、徹底破壊し、その戦いを世界革命の原点としなければならない。

日本帝国主義者の総てを、自然を喰い荒す「怨獣」と考え、怨獣のたれ流す糞尿は、「公害」といってよいだろう。糞尿を喰わされるのは、常に「人民」であり新鮮な「自然」を喰うのは、常に怪獣(日本帝国主義者)である。

天皇が支配して来た、農耕文明はいつわりの神を祭り、仏教をとりいれ、日本原住民を、大和化し皇民化することに専念して来た。現在も、アイヌを同化政策により、自らの罪悪の責任

を回避しようとして失敗した。

アイヌは、「自然—神秘—人間」を、自然主義とし、自然の神秘を神々とし、原始共産世界を自由の天地と考え、日本原住民の狩猟文化を護りぬいたのであり、北辺に強く生きているし、これが日本原住民の原点である。

日本原住民の原点を、アイヌ共和国独立の同志は、常に忘れてはいなかった。それは、生命への連帯であり、人間が自然(大地)に戻る原則なのだ。独立の魂は、永遠に燃え続けるのである。

日本帝国主義者は、現代文明の中に喘ぐ人民を救おうとしない。それどころか、人民の共有する自然をも、取りあげて、人間の精神の衰弱を図り、世界支配の野望に燃え、兵隊化しようとする企んでいるのである。

アイヌ共和国独立の同志は、人間の原点に戻り、世界支配(帝国主義)を、完全に粉碎しなければならない。

一九七三年は、世界に同志を求めながら、画期的な革命戦争への日本原住民戦法により、日本歴史は、ぬりかえられて行く時となるであろう。

アイヌ解放同盟 結城庄司

小川隆吉(2015), pp.132-134

横路知事のもとで、国会に提出する議案を道議会で審議するための案の検討が始まった。北海学園大学理事長森本信夫委員長以下14名。私はウタリ協会の新法特別委員会のメンバーとして参加しました。

そこに北星学園大学の土橋信夫先生がいた。

アメリカ・カナダ・オーストラリアのインディアン、アボリジニー、マオリに対する制度政策を博物館などから説明を受け、パンフレットなどを持ち帰った。

キングサーモン、ベニザケの採捕権利が認められていること、カジノで働くインディアン、ニュージーランドではマオリの国会議員の当選者を出していること、土橋先生の持ち帰ったビデオを見てがくぜんとした。

アイヌ民族にとって生物の採捕権は旧土人保護法成立と引き替えに奪いつくされていた。それが今日もつづく。何が先進国だ。

旧土人保護法がどんなものかつて学習会をやるまでほとんど知らなかったんだ。

あの学習会で初めてじかに読むことになったんだ。
それは俺ばかりではなかったと思うよ。
河野先生は毎回資料を持ってきてくれて、みんなが読めないとなると大きな声で読んでくれて、そのあと説明もしてくれた。
俺らアイヌは聞く一方だった。
参加者は、沢井アクさん、石井ポンベさん、早苗、その他何人もいた、ときには20人以上もいた。そのうち参加者は増えたけど酒を飲んでくるものがいたりして混雑したなあ。あの当時、金はとらないで教えてくれた学者は河野先生しかいなかった。
講師にはそのあと山川力さん、釧路から山本多助エカシにも来てもらった。ビッキが講演したこともあった。
ウタリ協会で「新法特別委員会」がつくられて俺もその委員になっていたが、「アイヌに関する法律(案)」を書く段階になった。
山川力さんが顧問役だった。
委員長は貝沢正さんで俺に「この法律を制定する理由」を書いてみなさいと言われた。……
貝沢正さんがアイヌの中心になっていたが、主に漁業だとかの経済のところ、それにアイヌ民族の政治参加、議席のところをこだわって書いていた。
山川力さんが最後に文章を直してくれた。

引用文献

- ・高橋真(1946):『アイヌ新聞』創刊号,1946-03-01.
 ・小川正人・山田伸一(編)『アイヌ民族 近代の記録』「アイヌ新聞」,草風館,1998. pp.234-276
- ・本多勝一(1971):「凌辱者シャモにとるべき道はあるか」
 『コタンの痕跡——アイヌ人権史の一断面』,旭川人権擁護委員連合会,1971. pp.79-94.
- ・恵原琢躬(1974):「札幌——広州メモ」
 『北海道アイヌ中国訪問団記 1974年2月20日～3月13日』,北海道アイヌ中国訪問団,1974, pp.7-17.
- ・戸塚美波子(1974):「北京の灯」
 『北海道アイヌ中国訪問団記 1974年2月20日～3月13日』,北海道アイヌ中国訪問団,1974, pp.18-20.
- ・太田竜(1973):「御用アイヌへの挑戦から始めよ」
- ・太田竜『アイヌ革命論——ユ-カラ世界への〈退却〉』,アイヌ共和国情報部(新泉社),1973, pp.166-188.
- ・小川隆吉(2015):『おれのウチャシクマ』,寿郎社,2015.

4.2.2「反差別」運動

戦後は、デモクラシーが思潮になった。
そして,"アイヌ"運動は「反差別」運動になる。

「反差別」運動は、「みな同じ」イデオロギーの運動である。
——「みな同じ」の典型が、中国文化革命期の〈人民服一色〉である。

違いを立てることは、〈差別〉になる。
したがって、「アイヌ」も差別語ということになる。
こうして、「反差別」運動の"アイヌ"は、「アイヌ」に換えて「ウタリ」を使うことになる。
1961年、「アイヌ協会」は「ウタリ協会」に改称する。

しかし、「反差別」運動は、消極的な運動である。
この運動は、実利がない。
この状況は、1970年前後期の新左翼運動によって変わる。
この運動が持ち込んだイデオロギーのうちに、「民族解放」があった。
「反差別」運動の"アイヌ"は、これに乗る。
「アイヌ民族解放」運動は,"アイヌ" 権益の獲得という実利がつくからである。

この運動をする"アイヌ"は、自分たちを「アイヌ民族」として他と差別化しつつ「アイヌ差別反対」を唱える者になる。
マッチポンプをやるわけである。
マッチポンプは〈支離滅裂〉であるから、周囲がこれに対応する仕方は一つしかない。
〈触らない〉である。
それでも「差別」の言いがかりをつけられる羽目になったら、〈土下座して誤る〉。
こうして、「アイヌ」のことばを口に出したり文字にするのをタブーにする風潮が、できあがった。

→ [言論攻撃 / 『"アイヌ" 運動』](#)

4.2.3 政治"アイヌ"の利権"アイヌ"化

「アイヌ予算」獲得の名分は、はじめはつぎの二つであった：

- a. 「アイヌの貧窮に対する手当」
- b. 「アイヌ文化の継承」

"アイヌ"運動は、この名分で「アイヌ予算」を獲るまでに成長する。

「アイヌ予算」獲得の名分のつぎの段階は、「賠償」である：

- c. 「アイヌの損害に対する賠償」
- d. 「アイヌの権益に対する給与」

ここに「アイヌ民族」「ジェノサイド」「アイヌモシリ」が立てられる。

これに対し国は、「アイヌ文化振興事業」を名分とする「アイヌ予算」で応じた。——この名分は、"アイヌ"陣営が立ててきた名分の無化である。

「アイヌ予算」の成長は、「アイヌ利権」の成長でもある。
 そして「アイヌ利権」は、"アイヌ"を超える存在になる。
 「アイヌ利権」は、"アイヌ"を自分の都合のよい存在にする。
 "アイヌ"を、「アイヌ利権」の御輿みこしに乗る存在に見なす。

"アイヌ"の方も、この御輿に乗っていく。
 "アイヌ"を従える格好になる政治"アイヌ"では、この流れは<利権"アイヌ"化>というものになる。

4.2.4 抗争型政治"アイヌ"の終焉——組織からパージ

「アイヌ予算」獲得は、政治である。
 イデオロギーの鮮明化・先鋭化は、「アイヌ予算」獲得で不利に働く。
 「アイヌ利権」にとって、抗争型政治"アイヌ"を内に抱えることは、爆弾を抱え込むふうになる。

「アイヌ予算」の実現では抗争型政治"アイヌ"の働きがあったが、「アイヌ予算」が実現してしまうと、抗争型政治"アイヌ"はじゃまな存在になる。
 「アイヌ予算」パラサイト勢力は利権"アイヌ"を取り込んで、抗争型政治"アイヌ"を排除していく。

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

pp.75-77

全国アイヌ語る会(第一回)は、昭和48年一月、札幌のほくろう会館でやった。ビッキが実行委員長で司会もやった。200人も集まった。言い出したのもともとピッキだったし。北海道新聞に写真つきで大きくのってる。書いてくれたのは山川力さんだ。釧路の山本多助エカシ、千歳の小山田愛吉エカシ、森竹さん、織田ステノさん、石井清治さんもいた。みんな喜んでた。いろんな人が手をあげて、エカシの順番も出身の順番もなく、フチ(女性年輩者の尊称)もいろんなことをボンボン発言した。長老の人たちは、ウタリ協会——戦前のも戦後のも——を立ち上げるときの苦労したこと、辛かったことなんかが多かった。それから最初の選挙運動の苦労話も多かった。和人の学校の先生も、学校でのアイヌの子どもの話をした。今考えるとあのときが一つのピークだったと思う。当時の新聞にも書いていたけど、アイヌの自立に向かう可能性が示されたと思う。今いちばん記憶に残っている嬉しい集まりだった。勇気を得た。今でも効いている。だけど反対に、道庁には、アイヌは自立させてはならんという気をおこさせたんでないかな。

pp.135

俺は貝沢さんに理事長になって欲しいと思っていた。貝沢さんは徹底したアイヌ精神の持ち主だったからだ。特に中国に視察に行ってきたからが、言うことやすことに迫力が加わった。モンゴルだとかの少数民族と交流してきたんだ。旧土人保護法に対する批判が鋭くて徹底していた。アイヌの仲間に対しては悪口は言わないで、良いところははっきりと評価した。俺は、理事会などで貝

沢さんの顔を見ると安心したものだ。人間としての目標だとも思っていた。

ある時、札幌市の教育委員会が貝沢さんに一生のことを話して欲しいといって生活館で話を聞いたことがある。その時俺も一緒したが、テーマをはっきりと決めて淡々と話を進めた姿を今でも忘れない。「アイヌ史』を作るうと言ったのも貝沢さんだ。貝沢さんが亡くなったのがほんとに惜しい。貝沢さんがウタリ協会の理事長になれなかったのは道庁の意向があったからだと思う。今でもそう思っている。

pp.137

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まってしまったんだ。同時に俺も理事から外された。あれはクーデターのようなものだった。ウタリ協会の転換点だったと思う。うしろで政治家が動いていたのでないか。一時「アイヌは日本人に同化して消滅した」なんて言う政治家もいた。野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。共有財産裁判にも何度も協力を頼みにいったけど全く何もしなかった。野村さんは裁判を支援する会の顧問になってくれた。白老まで大脇さんと頼みに行ったんだ。

pp.185,186

北大から開示のあった年の10月に「アイヌ政策のありかたに関する有識者懇談会」が、北海道の現地でヒアリングをした。東京から佐藤幸治先生などの委員、道内ではウタリ協会理事長の加藤忠、北大の常本教授やら高橋はるみ知事とかが参加することになっていた。札幌支部のアイヌの何人かに出席の案内がきていて早苗もその一人だった。「あんたには来てないの」と言うんだよ。俺はそのことを前日になって早苗から聞いたんだ。急いで阿部ユポに電話して「明日はなんかがあるようだけど私には連絡がないね」と聞いた。阿部は「来てもいいよ。ただし傍聴だよ」と言った。つまり発言権はないということ。次の日、会場のピリカコタンに行った。その時、北大から開示された遺骨関係の人骨台帳やら、アメリカ・カナダ・オーストラリアでは総理が替わるたびに先住民族に謝罪しているのを書いた新聞の切り抜きをみんなの分を持って行った。記事のうち首相が謝罪している写真がついたものだったが、新聞の

名前がなかった。それで急いで札幌市中央図書館に行って——バス、地下鉄と電車乗り継いで——行って探してもらった。随分待って係のお姉ちゃんが「ありましたよ！」って階段から降りてきた。『赤旗』の記事だった。よく探してくれたと思ったよ。

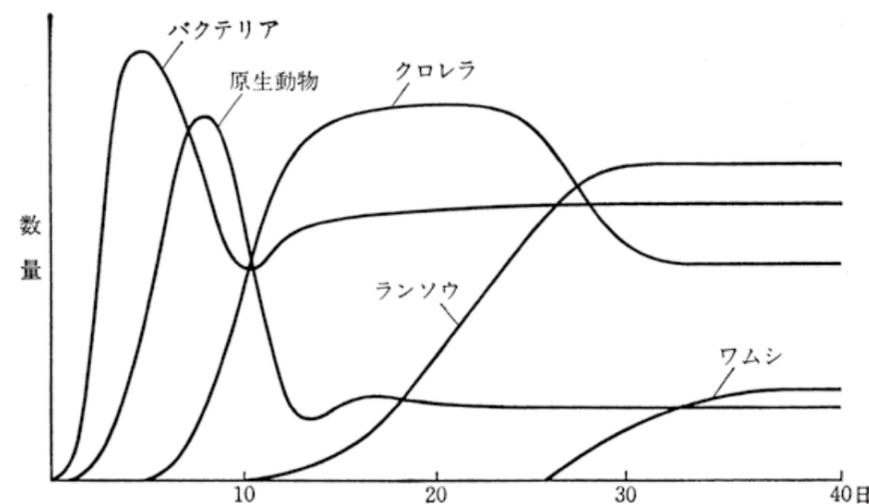
ヒアリングの会場には、有識者がズラッと並んでいた。これと向き合ってウタリ協会札幌支部の連中が20人ばかり並んでいた。会場に入っても俺の席はないんだ。それでそこに来ていた秋山審議官のところに行き、名刺を出して「私の特別発言を認めてください」と言った。秋山氏は「いいですよ、ただし最後ですよ」と簡単に認めてくれた。それから誰かが出してくれた椅子に座った。

会議が始まると委員のほうから色々質問が出されたんだが、答える方はどれも肝心なことを外しているんだ。ぼやっとしたことは話しても肝心なことは誰も、なんにも言わない。最後に俺の番がきたので用意していった資料を配って色々話した。特に遺骨の問題についていっぱい話した。俺はその時頑張ったんだ。最大にエネルギーをだして頑張ったんだ。早苗が後ろに来て「あんたもう止めなさい」と言うんだ。そのくらいしゃべった。ああいう場では、肝心なことに触れる話はみんな避けてるんでないか。

それより秋山氏は許可したのに、阿部は話すなという態度だ。俺はアイヌによって差別されたことが悔しいんだ。

この類のストーリーは、どの分野にもある。——普遍的である。

実際、これは「遷移 transition」の標題で生態学の主題になるものである：



(栗原康『かくされた自然——ミクロの生態学』, 筑摩書房, 1973.)

フラスコに水を入れて放置する
この中に、空気中に漂っている微生物が落ちてくる。

そしてこれが、フラスコの中に「遷移する生態系」を現す。

4.2.5 利権"アイヌ"

利権"アイヌ"は、どのようにして成ったか。

歷程は一本道ではなく、"アイヌ"のいろいろな行動が、<自己組織化する系>の趣きで「アイヌ利権」を生み出し、その中で利権"アイヌ"を現した。

利権"アイヌ"には、いろいろなタイプがある。

特に、主導、追随、便乗、付き合いといったタイプ別がある。

例1. 野村義一

本多勝一(1989)

p.102

野村義一(敬称略=以下同様)がウタリ協会理事長になったのは24年前、協会にかかわったのはその四年前の1960(昭和35)年である。

だが、理事長になった当時の野村義一は、日本の先住民族としてのアイヌの復権とか、シャモ支配・抑圧への反差別といった問題に対する先覚者として推されたのではなかった。むしろ協会の財政的危機を克服・再建するための実務家としての高い能力がかわれたとみるべきであろう。

p.105

……野村義一自身は、実は古くからの自民党員である。

現在は協会理事長など北海道全体のアイヌ民族関係の三組織の会長のほか、地元白老町で社会福祉協議会会長・白老民族文化伝承保存財団理事・白老町文化財保護審議会会長(町教委)・高齢者事業団会長をつとめるが、「もう齢だから」とこの六月に返上した肩書は、白老観光協会会長・ライオンズ=クラブ会員・町姉妹都市協会役員・白老商業協同組合理事長など17組織におよぶ。

pp.106,107

野村義一の祖母の兄にあたる「野村エカシトク」は、アイヌ伝統社会での本当の意味での最後のコタンコロクル(首長)だったといわれている。……

コタンコロクル(首長)の資格としては、つぎの四つがそろっていることがアイヌ社会での伝統であった。男っぷりがいいこと。外交手腕があること。弁論の才があること。包容力に優れること。北海道ウタリ協会理事長として野村義一が活躍する様子は、あたかも現代のコタンコロクルをおもわせるところがあるが、あるいはこ

これは野村エカシトクの後裔の一人であることも一因であろうか。

pp.111,112

……アイヌであることをもって差別された記憶は、尋常小学校時代の義一には全くないという。

その理由の第二に、義一の「学業成績」が抜群だったことがある。今も保存してある当時の通信簿を見ると、毎学年「全甲」がつづく。五年生のとき「操行」(お行儀)だけが乙だが、六年でまた全甲になって、卒業式の総代をつとめた。

さらに日本人と共学の高等小学校へ進学しても優等生で級長だったことは、アイヌの生徒の少ない高小でも差別のスキを与えない大きな理由になったという。40人ほどの同級生のうちアイヌ民族は六人だけだった。それでも一年一学期は唱歌だけ乙になった。声もよくて歌が得意の義一のはずが、これには一種の"誤解"が影響した結果らしい。

p.119

あくる年[1949]の三月、白老漁協は野村義一を専務理事に迎えることを決めた。時に33歳の野村もこれを承諾して四月から勤めはじめる。以後1973(昭和48)年までの24年間を白老漁協の発展につくすことになるが、このころから軍隊時代に勉強していた経済の知識が役立つようになった。

最初にやった大仕事は、当時の金で1000万円もあった組合加入漁師たちの負債整理である。次いで主として不動産も山林をもとにして漁協の資産づくりをこころがけ、健全経営にしていった。各部落に魚市場もつくった。住宅金融公庫の制度を活用して、約200戸の漁師の住宅改善もすすめた。一団でこれだけの住宅改善をやった例は全国でもおそらくなかったと評価されている。

p.120

漁協専務としての役割に全力を傾けていた野村には、だから北海道の先住民族として改めて自覚するような動機なり余裕なりはほとんどなかったという。森竹竹市たちが何かやっているらしいといどことは聞いていたが、当人から聞いたわけでもなし、知らないのに関心も薄かった。北海道アイヌ協会(のちのウタリ協会)に初めて顔を出すことになるのも、二代目理事長・森久吉に請われてのことである。それは1960(昭和35)年に行なわれた協会の定例総会に際してだが、同時にこれは再建大会でもあった。

このころ、協会は財政的ピンチでゆれていた。とくに発足当時アイヌの保養施設として登別温泉で道庁から**払い下げ**を受けた北星寮

の経営がうまくゆかず、決算報告もないので森理事長の責任問題になっていた。事務能力・財産管理に長ずる野村を森が連れていったのは、ひとつには責任追及への"防波堤"の役割を期待してのことだったかもしれない。この総会で野村は三代目理事長に推されたが、まだ事情に暗いし、漁協も多忙なときだったので固辞し、森理事長の補佐役ということで了承された。

p.120,121

協会としてこれ以後に力を入れた最初の事業は、アイヌ人口の多いところに隣保館を建てることだった。生活改善の場としての集会所・作業所である。問題の北星寮はまもなく水害で流失したため、より安全な場所に再建することになった。

たまたまこのとき、この地区選出の篠田弘作代議士(自民)が自治相になって、苫小牧で演説会をやった。同行していた自治省の秘書官がのちの渡辺省一代議士(自民)、篠田氏の秘書がのちの高橋辰夫代議士(自民)である(いずれも北海道四区)。

野村など協会幹部三、四人が会場へ行って再建資金の**国庫補助**を直訴した。(野村はこの数年前に漁協専務の立場から自民党员になっている。)

曲折をへたのち、国から300万円のほか、道とアイヌ関係市町村からも出て合計1000万円集まった。あとは銀行から借りて、温泉つきの立派な保養施設「ウセナイ荘」が完成した。

だが、ウセナイ荘は利用者が少なく、赤字がふえる一方だった。このままでは協会がまたお荷物を背負うことになる。総会にはかって思い切って処分した。

すべての負債を払い、700万円が残った(註1)。これは協会の基金とし、今も原資に役立てられている。

p.122.

漁協退職後に魚の加工事業をするつもりでいた野村は、漁協の近くに土地を借りて工場をたてていた。一方、漁協は新しい事務所を建築すべく準備をすすめ、一九七三年八月には入札が決まった。いま駅前にある三階だての新事務所である。この資金となったのは、加入漁師たちがかせいで分担した結果ではない。ある大企業が白老に進出したさい、漁協の土地に関連して、「軍隊時代に覚えた経済」で"追い銭"をつけさせるなど、野村理事長が「頭」でひねりだした結果、だ。

pp.123,124

[1973(昭和48)年に初めて行なわれたアイヌの]実態調査のあと

1974年度から道が政府のうしろだてを得て始めた**第一次ウタリ対策七カ年計画**は、どうしても重点が経済環境(教育を含む生活改善)におかれていた。

1980(昭和55)年には計画の成果確認をかねて再び実態調査が行なわれ、あくる1981(昭和56)年から**第二次ウタリ対策七カ年計画**が発足する。……

第二次ウタリ対策からは「文化」——即ち言葉や芸術などアイヌ文化の見直しと普及も柱のひとつに加えられた。

……

だが、この第二次対策が発足してまもないころから、**野村自身も含めて協会幹部たちのなかから大きな疑問**(註2)が生じ始める。

……

pp.125,126

このころすでに野村は、かつての「アイヌ問題に無関心な野村義一」ではなくなっていた。しかしその「変身」がいつからだったかといえば、そんなに明確な節目なり動機なりは思いつかないと野村はいう。

……

意地悪い見方もある。いわゆる「頭のいい」この人は、世の変化を鋭敏にかぎとって、人類史の潮流が先住民族復権へと変わってきたのに合わせたのではないかと、差別問題で重大な事件が身にあったのかもしれないが、野村の誇りがそれを認知しないのではないかと。

だが、仮にそれらが事実だとしても、野村の「変身」自体は評価されこそすれ、非難されるべき性質のものではありえず、ウタリ協会の「顔」としての役割はますます強固なものとなっていった。

註1:「すべての負債を払い、700万円が残った。」

「箱物」の利権は、工事受注、天下り、民間払い下げ、の3つである。

註2:「野村自身も含めて協会幹部たちのなかから大きな疑問」

「疑問」の内容は、結局つぎに括られる:

「自分たちは、利権の輪の外に置かれてしまっている。

自分たちが利権の中心であるべきだ。」

野村義一は、「アイヌ利権」を育て、そして「アイヌ利権」から外された「アイヌ」である。

前者は彼の利権「アイヌ」の側面であり、後者は彼の政治「アイヌ」の側面である。

(1) 矛盾した立場になり:

菅原幸助(1966). pp.82-84

白老町では若いアイヌ青年たちが中心になって、観光コタンをなくする運動をやってきたが、観光コタンはさびれるどころか、逆に、北海道観光ブームと共に繁昌するばかりだ。

観光コタン反対運動を進めてきた青年たちにとって、頭の痛い問題である。

町のお祭りや記念行事があると「白老の町はアイヌで知られているから、アイヌのイヨマンテ(クマ祭り)をやって人を集めよう」ということになる。青年たちはそのたびに「日本の神社のお祭りや町の記念行事にアイヌを引き合いにだすことはあるまい」と反対してきたが、アイヌのクマ祭りがシャモたちの手で行われてしまうのである。

いま繁昌している観光コタンにしても、青年たちはいろいろな方法で抵抗をこころみてきた。

駅や街頭に「観光アイヌコタンはこの先五百メートル」などという立看板が立つと、青年たちは夜中にこっそりと、この看板を海に投げ捨てた。この看板は捨てては新しく立ち、立てては捨てるというイタチごっこがくり返されている。

青年たちを指導してきた白老町漁業協同組合常務理事**野村義一**さんは、くやしそうに私にいった。

「アイヌの人たちは観光コタンをきらってよりつかない。そのコタンはさびれてゆくが、すぐ新しい観光コタンができるのです。観光事業家がやってきて、貧しいアイヌを他町村から集めてきでは新しい観光コタンがつくられるのです」

(2) デマゴギーを吹き込まれ:

野村義一(1992)

19世紀の後半に、「北海道開拓」と呼ばれる大規模開発事業により、アイヌ民族は、一方的に土地を奪われ、強制的に日本国民とされました。日本政府とロシア政府の国境画定により、私たちの伝統的な領土は分割され、多くの同胞が強制移住を経験しました。

また、日本政府は当初から**強力な同化政策を押しつけてきました**。こうした同化政策によって、アイヌ民族は、**アイヌ語の使用を禁止され、伝統文化を否定され、経済生活を破壊されて、抑圧と収奪**

の対象となり、また、深刻な差別を経験してきました。川で魚を捕れば「密漁」とされ、山で木を切れば「盗伐」とされるなどして、私たちは先祖伝来の土地で民族として伝統的な生活を続けていくことができなくなりました。

……

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな民族根絶政策(エスノサイド)に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、国連が先住民族の権利状況を監視する国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

(3) そして外される:

小川隆吉(2015). p.137

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まっちゃったんだ。同時に俺も理事から外された。あれはクーデターのようなものだった。ウタリ協会の転換点だったと思う。うしろで政治家が動いていたのでないか。一時「アイヌは日本人に同化して消滅した」なんて言う政治家もいた。野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。共有財産裁判にも何度も協力を頼みにいったけど全く何もしなかった。野村さんは裁判を支援する会の顧問になってくれた。白老まで大脇さんと頼みに行ったんだ。

2. 萱野茂

二風谷部落誌編纂委員会(1983)

pp.233,234

二風谷上地区の民芸品街が現在のように形づくられ始めたのは、昭和40年からである。この年日勝峠が開通した。前年の東京オリンピック開催で日本はようやく国際的に他国と肩を並べられるまで戦後の経済は復興して、日本に旅行ブーム、レジャーブームのきざしが現われた頃である。

利にさとい二風谷の人々は、逸早くこの旅行ブームに目をつけ、日勝道路が開通すると、国道沿いにアイヌ民芸品店を作って商売することを考えついた。

……

そこで貝沢正がバラック建ての民芸品販売用貸店舗を建てたので、ここに最初の二風谷民芸品店ができた。昭和43年にはドライブインピパウシが開店し、昭和46年松崎商店も現在地に移転。その間に、萱野茂、貝沢末一、貝沢つとむ、貝沢はぎ、貝沢守雄などの貸店舗や民芸品店が軒を並べて、今日の二風谷商店街の基礎を作った。

pp.235,236

昭和48年には二風谷商工振興会(会長貝沢正)が発足、商店街の振興を計っている。

昭和57年6月現在二風谷商工振興会(会長貝沢正、副会長貝沢勉、萱野茂、事務局貝沢薫)会員数20名(加入民芸品店16、飲食店4)。

p.236

アイヌは日用品のほとんどを木や木の皮からつくり、木製用品には木彫、衣装には刺しゅうをほどこす習慣だった。明治になって資本主義経済が北海道にも本格的に流れ込み始めると、明治26年(1893年)貝沢ウエサナシ(貝沢正・与一・辰男・青木トキ兄妹の祖父、貝沢みな子・定雄・隆司姉弟の祖父、貝沢耕一の曾祖父、霜沢百美子の外曾祖父)、貝沢ウトレントク(貝沢勉・薫・美枝兄妹の祖父)がクルミやカツラ材でアイヌ文様を彫り込んだ盆や茶托を作り札幌で販売しているが、これが二風谷民芸品の始まりといっている。ウトレントクは大正3年(1914年)、ウエサナシは昭和14年(1939年)に亡くなったため、その後は貝沢菊治郎がパイプの製作・販売をするくらいで、自分たちの伝来の技術を生かして金に換えようとする者はいなかった。

その点に着目したのが萱野茂である。昭和20年代には、全国の小学校生徒にアイヌの生活や踊りを見せる巡業に村人を引率参加して、北海道以外の人々の生活や観光地を垣間みて歩きアイヌ民具が高く売れることを知って、昭和28年頃から自らカツラやクルミで茶托やお盆の製作に着手し、その後の二風谷アイヌ民芸、アイヌ観光の先鞭をつけた。

pp.239,240

昭和30年代末には沙流川の石が観賞石として注目されるようになり39年から貝沢末一、貝沢留治らが専業販売し始めた。なお二風谷から初めて販売された石は、昭和32年に登別温泉玉川商店のチセの前に飾られたものである。

昭和39年1月には「日高銘石保存会」が設立され(会長貝沢正、会員発足時15人。昭和43年20人)、庭石、鑑賞石の採取と加工販売をしている者が中心となり、木彫りや土産品店を業とする者や石の愛好家が加わって、会員の親睦や原石の払下げ、加工技術の研究や道内道外市場の開拓などを行なった。

昭和39年2月には、**萱野茂**・貝沢末一兄弟が二風谷の石を初めて津軽海峡を渡らせ、つてを頼って東京都世田谷区役所のロビーで展示即売会を開いて純益27万円をあげた。この利益は、二風谷部落会に寄附され、当時行なわれていた二風谷小学校の給食費3年分に充当された。

衆議院予算委員会(1973)

○岡田(春)[岡田春夫]分科員

……

もう一つは、北海道の問題でございますので長官に伺っておきたいのは、アイヌ民族の文化というのは非常にすぐれたものがありますが、たとえばユーカラの伝承などといって、文字がないものですから伝承しているわけですね。

これはアイヌ民族自身がいま残そうというので文字化している。

これなんかでも、自分の経費で、自分の負担で苦しいながらやっているわけですよ。

しかもウエベケレというのがあるそうです。

このウエベケレというのは、北海道の日高にあるアイヌ民族の研究者が自費でやっている。

本にして五十巻になるそうです。

こういうものは、やはり厚生省にしても北海道開発庁にしても、自分のほうの所管外であっても、これは文部省になるかもしれませんが、こういうものには金を出して、重要な文化資産ということですから、ひとつ積極的に援助をするようなことも、北海道開発庁長官としても積極的な姿勢が私は望ましいのですが、この点を伺っておきたい。

○江崎国務大臣

……

なお第二点のウエベケレ、これは五十巻から成るもので、金田一京助先生のお弟子の知里真志保さんですか、自費をもって一生懸命研究して今日完成されたということを知っています。

これは学術的価値の高いものであれば、当然文部省がその研究成果を刊行物として補助する、そういう制度もあるように聞いており

ますので、これは、文部政務次官もあそこにおられますが、ぜひひとつ協議をいたしまして、これはわが少数民族の高い文化というものを将来に伝える意味からも望ましいことだと思います。

特に金田一先生がなくなられたあと火が消えるというようなことがあってはなりませんので、こういうものについては、特に北海道開発庁としても文部省を中心にひとつできるだけ補助が実現するように推進をしてみたい。

……

○岡田(春)分科員

若干あなた勘違いがあるのですよ。

完成したんじゃない、いまやっているのです。

それは金田一博士の問題となりますと、アイヌ民族からは問題があるのです。

金田一博士をアイヌ民族が信頼したかどうかというのはまた別問題です。

知里博士の問題になるとまた別ですが、いまやっておるのは新しい問題です。

萱野という人がやっている。

第一巻をいまようやく始めたというところですよ。

ですから、これは前のと全然違うのですから、ちょうど政務次官もおられまずから、ひとつお調べいただいて、ぜひ補助をいただきたい。

asahi.com 2006-08-12

http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY200608120394.html

アイヌの遺産「金成マツノート」の翻訳打ち切りへ

2006年08月12日23時04分

アイヌ民族の英雄叙事詩・ユーカラが大量に書き残され、貴重な遺産とされる「金成(かなり)マツノート」の翻訳が打ち切りの危機にある。言語学者の故・金田一京助氏と5月に亡くなった萱野茂氏が約44年間に33話を訳した。さらに49話が残っているが、事業を続けてきた北海道は「一定の成果が出た」として、文化庁などに07年度で終了する意思を伝えている。

ユーカラは、アイヌ民族の間で口頭で語り継がれてきた。英雄ポンヤウンベが神様と闘ったり、死んだ恋人を生き返らせたりする物語。

昭和初期、キリスト教伝道学校で英語教育を受けた登別市の金成マツさん(1875～1961)が、文字を持たないアイヌの言葉をローマ字表記で約100冊のノートに書きつづった。92の話(10話は行方不明)のうち、金田一氏が9話を訳し、**萱野氏は79年から道教委の委託で翻訳作業を続けてきた**。その成果は「ユーカラ集」として刊行され、大学や図書館に配布された。アイヌ語は明治政府以降の同化政策の中で失われ、最近では保存の重要性が見直されつつあるが、**自由に使えるのは萱野氏ら数人に限られていた**。

文化庁は「金成マツノート」の翻訳に民俗文化財調査費から**28年間、年に数百万円を支出してきた**。今年度予算は**1500万円のうち、半額を翻訳に助成**。同予算は各地の文化財の調査にも使われる。

これまでのペースでは、全訳するのに50年程度かかりかねない。文化庁は、「一つの事業がこれだけ続けてきたことは異例」であり、**特定の地域だけ特別扱い**はできないという。これをうけ、北海道は30年目を迎える07年度で終了する方針を関係団体に伝えた。

道教委は「全訳しないといけないと思うが、一度、区切りを付け、何らかの別の展開を考えたい」としている。

樺太アイヌ語学研究者の村崎恭子・元横浜国立大学教授は「金成マツノートは、日本語でいえば大和朝廷の古事記にあたる物語で、大切な遺産。アイヌ民族の歴史認識が伝えられており、全訳されることで資料としての価値が高まる」と話している。

和48年3月5日第3号,1973.

・ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/071/0388/07103050388003.pdf>

・ 野村義一(1992):1992年12月10日国連総会「世界の先住民の国際年」記念演説

・ 小川隆吉(2015):『おれのウチャシクマ』,寿郎社,2015.

この記事の内容を解説しておく:

金成マツノートには、92話がある(10話は行方不明)。

1979年からの28年間で、萱野茂(1926-2006)は24話を訳した。

そしてこれに、数百万(円/年)×28(年)が支払われた。

1話未満の訳出に数百万円である。

そしてこの間、金成マツノートは萱野およびその周辺の者数人に囲い込まれることになった。

引用文献

- ・ 菅原幸助(1966):『現代のアイヌ』,現文社,1966.
- ・ 本多勝一(1989):「アイヌ民族復権の戦い——野村義一氏の場合」
・ 所収:『先住民族アイヌの現在』,朝日新聞社,1993. pp.101-136.
- ・ 二風谷部落誌編纂委員会(1983):『二風谷』,二風谷自治会,1983
- ・ 衆議院予算委員会(1973):第71回衆議院予算委員会第三分科会 昭

4.3 観光"アイヌ"期

4.3.0 要旨

4.3.1 利権"アイヌ"の終焉——「コンプライアンス」

4.3.2 営業"アイヌ"——いまの"アイヌ"

4.3.3 正義"シャモ"の終焉

4.3.4 「自分はアイヌである」を言う意味

4.3.5 <観光に前のめり>——狂躁の北海道

4.3.0 要旨

"アイヌ" 権益獲得の運動は, "アイヌ" 権益を与えられたら鎮まることになる。

政治は, "アイヌ" に権益を与える方向に進んだ。

政府にしても, "アイヌ" をおとなしくさせねばならない理由があった。

北方領土問題である。

そして, "アイヌ" 権益は, 「北海道観光産業振興」に回収できるものであった。

実際, "アイヌ" 権益は, 「北海道観光産業振興」に回収されるのみである。

- ・「生活手当」という名分は, いまの時代には立つものではない。
「アイヌであることが理由で, 困窮生活を強いられている」の "アイヌ" 像は, "アイヌ" 自身受け入れないものである。
- ・「賠償」という名分は, 国の受け入れるものではない。
時代の不遇は, 明治新体制のアイヌばかりではない。
そして, 彼らの不遇に対し彼らの末裔に賠償するというのは, はなから筋が立たない。

こうして, 政治"アイヌ" は降板する。

残ったのは, 「アイヌ観光」の「アイヌ」の役に就こうという "アイヌ" である。

"アイヌ" 進化は, 観光"アイヌ" を現生種にしていまに至る。

同化"アイヌ" や文学"アイヌ" から「観光アイヌ」と呼ばれ批判された "アイヌ" が, 最後に勝ったわけである。

しかし「勝った」といっても, それは「自然選択(社会選択)に残った」ということであって, 「めでたし」とは違う。

「アイヌ観光」の「アイヌ」の役に就くことは, <務め>である。

これは, 「アイヌ使役」の現代版である。

そして「観光」は, ひとの気紛れや景気に左右される<バブル>である。

さらに「アイヌ観光」は, "アイヌ" を必要分確保するための "アイヌ" 養成が課題になる。

"アイヌ" 運動変遷史の<現在>は, "アイヌ" の品質向上と "アイヌ" 後継者養成である。

"アイヌ" 進化は, まだまだ先があるというわけである。

4.3.1 利権"アイヌ"の終焉——「コンプライアンス」

利権"アイヌ"は、「コンプライアンス」の時代にはやれなくなる。
「コンプライアンス」はシステムを透明化することなので、旧態の<井勘定><馴れ合い>は通らないわけである。

「アイヌ利権」は、利権の本質である<井勘定><馴れ合い>は変わるわけではないが、これをスマートな形に表していかなければならない。
かくして「アイヌ振興事業法人」化となる。

利権"アイヌ"は、この法人に「アイヌ」として一時/短期/長期雇用される者になる。

4.3.2 営業"アイヌ"——いまの"アイヌ"

読売新聞 北海道版, 2019-10-20

アイヌ文化堪能 新ひだかで催し

民族共生象徴空間(ウポポイ、白老町)のオープンに向けて盛り上げを図るアイヌ文化フェスティバル(アイヌ民族文化財団主催)が19日、新ひだか町の町公民館で開かれ、約200人の来場者でにぎわった。

舞台では、地元の静内民族文化保存会と札幌ウポポ保存会が「鶴の舞」などの古式舞踊を披露。アイヌ音楽の公演活動を行っているフンペシスターズは、十勝地方のアイヌが受け継いできた伝統歌謡の数々を歌い上げた。

公演に先立ち、近藤修・東京大学准教授が「人類学からみたアイヌ文化」と題して講演。来場者は熱心に耳を傾けていた。

ロビーでは、伝統工芸作家の貝澤守さんと高野啓子さんが、それぞれ木彫と刺しゅうを実演し、体験講座も行われた。

アイヌ文化フェスティバルで、踊りを披露する静内民族文化保存会の人たち



この「アイヌ文化フェスティバル」は、つぎの位置づけになるものである：



・北海道庁 平成 30 年度関与団体点検調書「アイヌ民族文化財団」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1071782>

(文化庁 アイヌ文化の振興:2 アイヌ文化振興等に関する補助事業 から引用)

今日 "アイヌ" であるとは、この種の事業を立てる法人に「アイヌ」として(一時/短期/長期)雇用されるか、自営観光 "アイヌ" か、である。
 この "アイヌ" を、本論者は「営業 "アイヌ"」と謂う。

参考ウェブサイト

- ・アイヌ民族文化財団 HP <https://www.ff-ainu.or.jp/>
 - ・2019 10/19 アイヌ文化フェスティバル
https://www.ff-ainu.or.jp/event/direct/201910_ainu_fes_shinhidaka/
- ・文部科学省 平成 31 年度 アイヌ関連施策の推進
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/10/1416922_14.xlsx

4.3.3 正義"シャモ"の終焉

"アイヌ"は,"シャモ"に利用されるという形で"シャモ"を味方にする。
政治"アイヌ"は,政治"シャモ",正義"シャモ"が味方である。
ここで「正義"シャモ"」は,「正義イデオロギーの"シャモ"」の意。

→『"アイヌ"イデオロギー』

"アイヌ"の進化は,観光"アイヌ"が残った。
"アイヌ"のこの進化で,正義"シャモ"は出る幕——正義を発揮する場面——が無くなる。
こうして正義"シャモ"は終焉する。

4.3.4 「自分はアイヌである」を言う意味

アイヌとは,アイヌ文化を生きた者のことである。
このアイヌは,終焉していまは無い。
"アイヌ"の「自分はアイヌである」の意味は,「自分の先祖のうちにアイヌがいる」である。

さらに,「自分の先祖のうちにアイヌがいる」の意味は,「自分の先祖のうちに少なくとも一人アイヌがいる」である。
「アイヌ系統者」は,「自分の先祖のうちに少なくとも一人アイヌがいる」で定義される。
"アイヌ"はアイヌの先祖の数を誇りたいだろうが,アイヌの先祖の数に配慮した「アイヌ系統者」の定義はつukれない。

そして,「自分の先祖のうちに少なくとも一人アイヌがいる」なら,だれにも可能性がある。
アイヌ文化期以来,アイヌ系統者の移動には北海道の外に出ていくものがあるからである。
アイヌ文化期の始めからいまままで,千年近く経っている。
アイヌ系統者は,いまは日本国中そして世界中に散らばっていることになる。

したがって,"アイヌ"が言う「自分はアイヌである」に返すことばは,「そういう言い方なら,わたしもアイヌかも」である。
さて,だれもがアイヌであり得るところで「自分はアイヌである」を言う意味はあるかという,無い。
実際,"アイヌ"の言う「自分はアイヌである」の真意は,「おまえたちはアイヌではない」である。

「アイヌ」というものが見える形でいまの時代に存在しているわけではない。
"アイヌ"は,「自分はアイヌである」をことさら言うことを以て,自分を他から差別しようとする者である。
今日「アイヌ差別」をする者は,"アイヌ"である。

"アイヌ"が「自分はアイヌである」を言って自分を他から差別しようとするのは,「アイヌ」を売りにしているからである。
だれもが「わたしはアイヌかも知れない」なのであるから,「おまえたちはアイヌではない」を言わねばならないというわけである。
この構造を,「アイヌはやったもん勝ち」と謂う:

砂澤チニタ (2009)

私達アイヌ系の者は、現在もチセに暮らしながら狩猟や山菜取りをして暮らしているわけではない。

普通に車に乗って CO2 を排出しまくり、普通に一軒家やマンションに暮らし、ただただ一般的な暮らしをしているに過ぎないのに、その現実を捻じ曲げ、自分たちの自己陶醉や装いのために「アイヌ民族」を“エコ民族”と持ち上げる者が後を絶たない。

さらには、そのように持ち上げられたアイヌ系の者が、温泉に浸かったサルスの如く、威厳もプライドもかなぐり捨てて、神輿担ぎに乗せられている。

つまり、現在を自立して生きている「アイヌ」など、学者、研究者、学芸員には必要ないのである。

欲しいのは差別に喘ぎながら生き、細々と昔から文化を守っている「アイヌ」なのである。

そのような扱いは、実際には差別を生み、文化の形骸化に目隠しをしている姿を物語るものでしかない。

さらに情けないのはそんな研究者や博物館やマスコミに乗じて、表面に出る時だけアイヌ衣装をまとい、根拠のない特権をふりかざしているアイヌ系の者の姿である。

私は昔から「**アイヌはやったもん勝ち**」という言葉を用いてきた。「個」ではなく、まず「アイヌ」ありきで生きているアイヌ系の者をそう呼んできた。

差別やアイヌ文化の保存を叫んでマスコミから注目され、“タダの人”が「アイヌの人」として持ち上げられ、勘違いの上塗りを繰り返している。

そして、いつしか「アイヌ」であることが職業となり、特権の理由となり、自らの手で新たな差別を造り上げてしまっている。

このような安易で短絡的な生き方は若年層にも及び、自分の祖父、祖母への差別をあたかも自分のことであるかのように訴える者、半狂乱でラップを叫び、踊り狂う者、突然「民族」に目覚めてアイヌミュージシャンとしてうごめく者、アイヌ文様をモチーフとするデザイナーなどと、もう何でもありの、まさに「アイヌはやったもん勝ち」の世界が作られてしまった。

研究者やマスコミが「アイヌ」であることだけで、個人の資質、意識、思想などを見極めることもなく持ち上げてくれるのだから、こ

んな楽な生き方はなく、自称「アイヌ」が再生産されていくのも頷けるというものだ。

一体何を根拠に「アイヌ」と認定されるのか、誰がそれを認定するのか、自称すれば誰でも「アイヌ」になれてしまうものなのかなど曖昧模糊としたままである。

そのどさくさに紛れて「借り得」の制度（小生注：アイヌ修学資金制度）を利用しようとする者を増え続けさせたことについて、行政は責任をとるべきである。

勝手な思い込みによって「アイヌ民族」の誇りを謳う者がいるが、それは大抵の場合劣等感の裏返しのように思われる。

私は「民族の誇り」など微塵も必要としていない。

声を出さない、あるいは声を出したくもない自立したアイヌ系の者の生き方が無視されながら「アイヌ」「アイヌ民族」が作られていると言う現実には大きな矛盾を感じる。

引用文献

- ・砂澤チニタ (2009) : 「個を喪失し「アイヌありき」で生きる矛盾と悲劇」, 北方ジャーナル 2009-07

4.3.5 <観光に前のめり>——狂躁の北海道

観光地が湧くのは、一時である。

ブームが去り鎮静が戻る。

ブームをあてにして大規模設備投資をしたところは、その設備をずっと負の遺産として背負うことになる。

観光がブームのものであることは、簡単にわかることである。

集客は、観光地間のパイの奪い合いである。

そして、ひとはすぐに飽きる。

北海道には、格好の事例がある。

「夕張市の倒産」である。

石炭産業終焉の夕張市は、観光に活路を求めた。

これはうまく行かない。

しかしいまさら後に戻れないという体で、悪あがきを続ける。

毎度の収支悪化を、借金でしのいでいく。

そして積み積もった多額の借金で、終に倒産となる。

しかしひとは、世代忘却する。

また、不都合なことは、見ないようにする。

こうして一巡して、北海道のいまの<観光に前のめり>がある。

「観光」は、麻薬である。

<観光に前のめり>は、経済がうまくいっていないことを表している。

生産業基盤の経済政策に行き詰まりが見え、しかし「景気回復/向上/拡大」の旗を降ろせないところは、金が向こうからこっちに直接やってくる形を考えるようになる。

いまの日本の観光推進政策は、これである。

そして「IR誘致」がいまの目立ったテーマであり、これに北海道も乗ったりするというわけである。

註：国のいまの収支悪化状況は、夕張市などとっくに比ではない。

4.4 「時代は回る」

4.4.1 「アイヌショー」

4.4.2 「アイヌ観光地」

4.4.1 「アイヌショー」

読売新聞 北海道版, 2019-11-26

アイヌ文化の魅力紹介

函館でフェス 展示や古式舞踊、歌

来年4月の「ウポポイ(民族共生象徴空間)」の開業を前に、アイヌ文化の魅力を紹介する「アイヌ・フェスティバル2019」(道主催)が23、24の両日、函館市の五稜郭タワーで開かれた。

会場では旧白老小学校(白老町)の校舎にあった大きな木彫りクマが出迎え、マキリ(小刀)などアイヌの生活用具を展示。人気漫画「ゴールデンカムイ」のキャラクターのパネルの前では、多くの来場者が記念撮影していた。

アイヌ民族に伝わる古式舞踊や歌、楽器「ムックリ」の演奏が披露され、古式舞踊では、来場者も飛び入り参加した。踊りに挑戦した宮城県出身の大学生、岩淵竜也さん(21)は「独特のリズムやかけ声楽しかった。アイヌ文化を知るいいきっかけになった」と話した。

ウポポイ開設PRアンバサダーを務める俳優の宇梶剛士さんのトークショーも行われた。

宇梶さんは、アイヌ文様の入ったアクセサリをいつも身につけるようにしているといい、「何かに守られ、包まれているように感じる」と語った。



アイヌ民族と飛び入り参加の大学生らが一緒に踊る場面も

読売新聞, 北海道版, 2019-11-15

ウポポイ認知度 5.2%

道外在住者、8月上旬調査

白老町に来年4月オープンするアイヌ文化復興のナショナルセンター「民族共生象徴空間(ウポポイ)」に関する道の認知度調査で、「知っている」と答えた道民は35.4%、道外在住者は5.2%にとどまった。

調査は民間会社に委託し、8月上旬に道内と関東、関西、中京3地域の18歳以上の男女計1000人を対象にインターネットで実施した。

ウポポイを訪れたいかどうかをたずねる質問には、条件によるも含めて「行ってみたい」と答えた道民が54%、道外在住者が52.8%だった。

鈴木知事は13日の記者会見で、「残念ながら認知度が低いと言わざるをえない。

SNSを活用した情報発信など、さらに効果的なPRを切れ目なく行っていく」と述べた。

道は8月以降、道内のほか、東京、大阪、名古屋でもアイヌ音楽を披露したり、伝統料理を振る舞ったりするイベントを開催しており、11月下旬に改めて認知度などについて調査する予定だ。

砂沢クラ(1983), pp.297-299

[昭和三十一年] 私たちが芦別の川岸に住むようになってからも、旭川の川村の兄(カ子トアイヌ)は、いつも私たちのことを気にかけて、何かあるたびに「来ないか」と声をかけてくれました。川村の兄や旭川の親せきと一緒に神居古漬や勇駒別温泉(現在の旭岳温泉)、層雲峡、天人峡、白金温泉などの観光地へ招かれて行き、カムイノミ(神への祈り)やウポポ(輪踊り)をします。

思いきり跳ねて踊って、夜はおいしいごちそうを食べながら、なつかしい人といろいろ話が出来て、それだけでもうれしいのに、川村の兄は、いつも、みなに渡す金以外に一万とか二万とかの金を私のふところに入れてくれるのです。

同上, pp.306,307

アイヌ祭りの次の年(昭和四十年)には川村の兄(カ子トアイヌ)に誘われて、兄の妹たちなど十何人でシサム(和人)の都・東京へ

行きました。兄の妹のヨネさんがムックル(舌琴)を吹き、私がイフンケ(子守歌)を演じ、みなでウポポ(輪踊り)をして見せたのです。……

この次の年には九州を十一日間で回り、別府まで行きました。兄は帰る時になると、私に、上等の酒やら菓子やら背負わせ、そのうえ、みなに払った金のほかに何万も余計にふところに入れてくれるのです。

昔と今の違いは、"アイヌ"に支払われる金の循環経路である：

- a. 興行師が、客から得た金の中から、"アイヌ"に支払う
- b. アイヌ振興事業法人が、行政から交付された金の中から、"アイヌ"に支払う

"アイヌ"の役回りは、昔も今も同じである。

引用文献

- ・砂沢クラ(1983)：『ク スクップ オルシベ 私の一代の話』，北海道新聞社，1983.

4.4.2 「アイヌ観光地」

違星北斗(-1929)

白老のアイヌはまたも見せ物に 博覧会へ行った 咄！ 咄！！

白老は土人学校が名物で アイヌの記事の種の出どころ

芸術の誇りも持たず 宗教の厳肅もない アイヌの見せ物

見せ物に出る様なアイヌ彼等こそ 亡びるものの名によりて死ね

聴けウタリー アイヌの中からアイヌをば

毒する者が 出てもよいのか

酒故か無智な為かは知らねども 見せ物として出されるアイヌ

貝澤藤蔵(1931), p.375

太平洋に面した北海道の一漁村、白老村はアイヌ部落として名高く年々内外人の参観する者が沢山来ます。

白老村は比較的交通の便よく、駅よりコタン(部落)迄は僅七町位の道程なれば、短時間にて参観出来、殊に七八十戸のコタンは草葺の掘立小屋多く、昭和の今日猶ほ原始生活を偲ばしむるものがあるからであります。

私は、コタンの旧家にして参観者の最も多く立寄る熊坂老に頼まれて、近年参観者の出迎へをなしウタリ(同族)等の生活状態を解説して居た貝沢であります。……

内地に居られる人々は、未だ、アイヌとさえ言へば、木の皮で織ったアツシ(衣類)を着て毎日熊狩をなし、日本語を解せず熊の肉や魚のみを食べ、酒ばかり呑んで居る種族の様に思ひ込んで居る人が多い様であります、之は余りにも惨なアイヌ観であります。……

「着物は？食物は？言語は？」とは毎日多くの参観者から決って聞かれる事柄です。

けれど此様に思はれる原因が何処にあるかとゆふ事を考へた時、私は其人々の不明のみを責め得ない事情のある事を察知する事が出来ます。

常に高貴の人々が旅行される時大抵新聞社の写真班が随行されますが、斯うした方々が北海道御巡遊の際、支庁や村当局者が奉送迎せしむる者は、我々の如き若きアイヌ青年男女では無く、殊更アツシ(木の皮で織った衣類)を着せ頭にサバウンベ(冠)を戴かしたエカシ(爺)と、口辺や手首に入墨を施し首に飾玉を下げたフツチ(老

姫) だけです。

此の老人等がカメラに納められ、後日其の時代離れのした写真と記事が新聞に掲載される時、内地に居てアイヌ人を見た事のない人々は誰しもが之がアイヌ人の全部の姿であると思ひ込むのも無理ない事だらうと思ひます。

否々其ればかりではなく、時偶内地に於て内地人がアイヌ人を見受ける時は、山師的な和人が一儲けせむものと皆を欺し、アイヌの熊祭と称して見世物に引連れて居る時であります。

菅原幸助 (1966), pp.79-82.

登別温泉に近い**白老**町の観光コタンも、見せ物アイヌで有名になった。

私は六月のある日、観光客にまじって、"アイヌコタン"の見物にでかけた。

町はずれの国道に何十台も観光バスが列をつくって止まっていた。道から二十メートルほどのところにある観光コタンには、修学旅行の女子学生や、本州からの旅行団体の人々がごったがえして、お祭りのようにぎやかさだ。

ベニヤ板でにわかづくりのおみやげの店の前で、若者が腕をまくしあげ、クマ彫りの実演をやっている。

これをとりまいている黒山のひとだかりのなかで、腕章をかけ小旗を手をしているのが旅行団の案内人だ。

近くの広場では、アッシ(アイヌの着物)を着たエカシ(長老)やバッコ(老婆)がモデルになり、大勢のお客さんと記念撮影をやっている。

ひとびとの間をかきわけるように、メノコ(娘)たちが「クロユリの球根はいりませんか」「エゾマツ、トドマツの苗木はいかが」「スズランの苗をおみやげに」などとふれながら、忙しそうにお客の間を歩き回っている。

おみやげの店の前には、生まれて二カ月ぐらいの小グマが、鉄のクサリにつながれていて、店の前をいたりきたりしていた。

すぐそばでリンゴ箱に坐って、ひなたぼっこをしていた老婆に、腕章をかけた旅行案内者が近寄って行った。金を包んだ紙包みを渡し、なにか話していたが、口にいれずみをしたその老婆が、にっこり笑って頭をたてにふると、わらぶき屋根のチセ(家)の窓から中に声をかけた。

「みんなできてよ。ウポポ(アイヌ踊り)をやれとよ」

原色のアイヌ模様のキモノを着て、口にいれずみを墨で書いた女たちが、けだるそうにチセからでてきた。

やがて老婆が先頭になってウポポがはじまった。

ホーイ ホーイ ポロロロ ポロロロ

鳥の声に似た、京愁に満ちた歌と仕草がくりかえされ、女たちは輪になって青空を眺めながら、足や手を動かしている。

旅行者たちが手にしていたパンフレットには「アイヌ民族に伝わる神秘的な踊りを見学」とあったが、ウポポの原形はやつさされて、かなりでたらめな踊りになっていた。

けれども、輪になってウポポを見物している観光客に、そんなことが解るはずもない。

この異様な歌声と踊りを見物しているうちに「はるばると海を渡って、北海道まできたのだ」という異国情緒にひたるのかも知れない。

私が親しくしているアイヌの老人がひとり、この白老観光コタンで写真のモデルをやっている。

むかしはクマ射ちの名手だったが、二人の息子が戦死、生活に追われて見せ物になったエカシ(長老)である。

……

エカシの話では、クマ彫り職人も実演をやる看板男だけアイヌを雇って、本当のクマを彫っているのはみんなシャモの職人、そのシャモのクマ彫り職人は店の奥の仕事場で木工機械を使ってクマ彫りの大量生産をやっている。

クロユリの球根を売って歩いているメノコたちも、シャモの娘が顔をメノコのようにつくろっているのだ。

本物のアイヌは観光コタンをきらって逃げだし、シャモがアイヌに化け、本州のシャモから、がめつい金もうけをやっているという。

同上 . pp.82-84

白老町では若いアイヌ青年たちが中心になって、観光コタンをなくする運動をやってきたが、観光コタンはさびれるどころか、逆に、北海道観光ブームと共に繁昌するばかりだ。

観光コタン反対運動を進めてきた青年たちにとって、頭の痛い問題である。

町のお祭りや記念行事があると「白老の町はアイヌで知られているから、アイヌのイヨマンテ(クマ祭り)をやって人を集めよう」ということになる。青年たちはそのたびに「日本の神社のお祭りや町の記念行事にアイヌを引き合いにだすことはあるまい」と反対してきたが、アイヌのクマ祭りがシャモたちの手で行われてしまうの

である。

いま繁昌している観光コタンにしても、青年たちはいろいろな方法で抵抗をこころみてきた。

駅や街頭に「観光アイヌコタンはこの先五百メートル」などという立看板が立つと、青年たちは夜中にこっそりと、この看板を海に投げ捨てた。この看板は捨てては新しく立ち、立てては捨てるというイタチごっこがくり返されている。

青年たちを指導してきた白老町漁業協同組合常務理事野村義一さんは、くやしそうに私にいった。

「アイヌの人たちは観光コタンをきらってよりつかない。そのコタンはさびれてゆくが、すぐ新しい観光コタンができるのです。観光事業家がやってきて、貧しいアイヌを他町村から集めてきては新しい観光コタンがつくられるのです」

先年、北海道庁が白老町の観光をふくめた町づくり診断をやったことがある。その報告には、

本州の観光客はアイヌの姿に接することで北海道の印象を深める。

それにはいまの観光コタンは近代的で、自然のアイヌの姿を表現していない。現在の観光コタンを、町から一キロほど離れたポロト沼に移住させ、むかしのアイヌの生活様式をやらせるべきだ。

興味をますためにはショーであってもよい。そうすることで収入がふえれば、アイヌの生活は向上し、観光白老町の発展になるではないか。

と結論している。

これにはコタンの青年たちもカンカンになって怒った。

「北海道の役人までが、観光業者のお先棒をかついで、アイヌをむかしの姿に引きもどそうとしているのか！」。

青年たちは観光コタンのポロト沼移転に反対運動をはじめた。

しかし、この観光診断の報告にもとづいてさっそく、**ポロト沼観光開発会社**という会社がつくられた。そして着々と新しい見せ物アイヌのコタン建設が進んだ。

そしていま：



引用文献

- ・遠星北斗 (-1929)
 - ・『遠星北斗遺稿 コタン』, 草風館, 1995.
- ・貝澤藤蔵 (1931): 『アイヌの叫び』, 1931
 - ・所収: 小川正人・山田伸一 (編) 『アイヌ民族 近代の記録』, 草風館, 1998, pp.373-389.
- ・菅原幸助 (1966): 『現代のアイヌ』, 現文社, 1966.

5 「アイヌ利権」

5.0 要旨

5.1 "アイヌ" 政策

5.2 「アイヌ法」

5.3 利権のプリミティブ形態

5.4 コンプライアンス時代への適応

5.5 「アイヌ」資格

5.0 要旨

金が回るところには、利権が発生する。

対 "アイヌ" 政策の「アイヌ予算」は、利権を生む。

"アイヌ" 政策は、つぎのように変遷（進化）してきた：

1. アイヌを救済する：

明治新体制でアイヌが困窮者に凋落したので、救済の手当を得られるようにする。

→ 5.2.1 『北海道旧土人保護法』(1899)

2. "アイヌ" を宥め賺す：

アイヌは終焉し、"アイヌ" の世代になる。

"アイヌ" は、一律に「困窮者」とは定められない。

"アイヌ" を「アイヌ民族＝北海道先住民」に定め、賠償ないし保護の名目で手当を求める運動が起こるが、「アイヌ民族」の実体はなく「北海道先住民」も科学的根拠はない。

よって、「アイヌ文化振興」の名目で手当を得られるようにする。

→ 5.2.2 『アイヌ文化振興法』(1997)

3. "アイヌ" を宥め賺す・"アイヌ" を活用する：

「アイヌ民族＝北海道先住民」の運動が、国連を引き合いに出してきたり、北方領土問題を言い出してきたりと、先鋭化してくる。

この一方で、北海道観光振興事業の中に、「アイヌ観光」が位置づけられる。

そこで、「アイヌ民族＝北海道先住民」を認める立法を以て "アイヌ" を宥め賺すことと、これを根拠法として北海道観光事業予算の増額が成るようにすることの、一石二鳥を考える。

→ 5.2.3 『先住民族法』(2019)

「コンプライアンス」の時勢から、"アイヌ" が得る手当は、「アイヌ観光」の「アイヌ」役従業員への報酬という形になる。

この各ステージで、相応の「アイヌ利権」が形成される。

そしてこのようにして、「アイヌ利権」が進化する。

5.1 "アイヌ" 政策

5.1.1 アイヌ政策から「アイヌ利権」政策へ

5.1.2 「アイヌ利権」政策の論理

5.1.3 「アイヌ政策推進会議」

5.1.1 アイヌ政策から「アイヌ利権」政策へ

"アイヌ" 政策は、アイヌ終焉期のアイヌ救済から始まる。
 これまでの生き方ができなくなって困窮するアイヌの救済である。
 そしてその救済の内容を定めたのが、『北海道旧土人保護法』(1899)、「旧土人児童教育規程」(1901) である。
 この二法は、「アイヌ救済法」を性格とするものである。

「困窮」は、つぎの世代——"アイヌ"——の問題にもなっていく。
 しかし、同化の進行のなかで、"アイヌ" 間に格差が出来ている。
 "アイヌ" 一律の手当という方法は立たない。
 こうして、適当な機関・団体に手当金をまとめて交付し、その機関・団体に以降の配分を任せる、という方法が採られることになる。

この方式は、自ずと利権——「アイヌ利権」——を生む。
 そして"アイヌ" 政策は、以降、「アイヌ利権」政策となる：

1. 「手当」は、次第に名分が立たなくなる。
 ひとは自立を自己責任にして生きている。
 "アイヌ" を特別なものにしておくことはできない。

「アイヌ利権」は、交付金を無くされないために、交付金の意味を「手当」から別のものに変えることを考える。
 これは、結果として、「アイヌ文化振興」になった。
 (最初から「アイヌ文化振興」を立てたわけではない。)

交付金は、根拠法とセットである。
 「手当」は、『北海道旧土人保護法』が根拠法になっていた。
 運動は、新しい法をつくるのがこの内容になる。

この運動の前面に、政治"アイヌ" が立つ / 立たされる。
 そして色々曲折がありつつも、『アイヌ文化振興法』が成る (1997)。

2. 「アイヌ利権」の運動は、これでお終いとはならない。
 利権の運動は、拡大スパイラルである。
 (「その場にとどまるためには、走り続けねばならない」)
 取り組むことは、交付金の高額化を実現する「アイヌ法」の実現である。

そしてこの間、うまいことばと出遭っていた。

「民族」である。

「民族保護」にすれば、大規模予算が見込める。

そこで、国連を引き合いに出すなどして「アイヌ＝北海道先住民族」を認めさせる運動を行う。そして『先住民族法』(2019)に至るというわけである。

3.『先住民族法』は、「保護法」を性格とする。

しかしこの法は、「保護法」として運用できない。

「アイヌ民族」という実体が存在しないからである。

そして、時代は「コンプライアンス」である。

馴れ合い・井勘定で適当な機関・団体に交付金を渡すという旧来のやり方は、もはや立たない。

こうして『先住民族法』を根拠法にした交付金は、これまでと同じく「アイヌ文化振興事業」への交付金以上にはならず、しかも一層管理されたものになる。

そして「アイヌ利権」は、「アイヌ文化振興事業」を「アイヌ観光事業」のことにしていく。

"アイヌ"にしても、この形の他は求められない。

「アイヌ民族」という実体が存在しないからである。

"アイヌ"は、アイヌ観光事業のアイヌ役営業員に自らをなしていく。

5.1.2 「アイヌ利権」政策の論理

政治は、人の世を<外>から見ているものではない。

政治は、人の世の右往左往の<内>である。

"アイヌ"政策は、理で立てられているのではない。

"アイヌ"政策は、いろいろな偶然の重なるの結果である。

しかし<偶然の重なり>は、後からこれを見れば、系のダイナミクスの現れである。

この結果は、系のダイナミクスの必然ということになり、よって(どんなタイプであれ)理が認められるものになる。

かくして、"アイヌ"政策には論理が見える。

その論理は、つぎのようになる：

"アイヌ"を社会不安材料にしない方法として、"アイヌ"を利権に取り込む。

これは、つぎの一石二鳥になる：

- ・"アイヌ"に纏わるイデオロギーを自沈に導く
- ・"アイヌ"を北海道観光に組み込む

"アイヌ"政策は、民族主義イデオロギーを受け入れた格好になっているが、このイデオロギーも自沈する。

なぜか。

民族主義イデオロギー陣営は、「アイヌ民族」を理論的に立てることができないことから、「自分をアイヌと思い定める者は、アイヌである」の論法を用いるものになっている。

「自分をアイヌと思い定める者は、アイヌである」は、「アイヌとは、自分をアイヌと思い定める者のことである」に転じる。

自分をアイヌと思い定める者は、いなくなる一方である。

「アイヌ利権」の外では、自分をアイヌと思い定めることが意味をもつ場面は、既に無いからである。

5.1.3 「アイヌ政策推進会議」

「アイヌ政策推進会議」は、つぎの流れで立ち上げられた：

1. 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」, 国会, 2008
2. アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『報告書』, 2009
3. アイヌ政策推進会議, 2010～

構成員は、2016-02-12 の時で：

座長	菅 義偉	内閣官房長官
座長代理	伊東 良孝	農林水産副大臣
構成員	高橋 はるみ	北海道知事
	秋元 克広	札幌市長
	加藤 忠	(公社)北海道アイヌ協会理事長
	阿部 一司	(公社)北海道アイヌ協会副理事長
	菊地 修二	(公社)北海道アイヌ協会理事
	丸子 美記子	関東ウタリ会会長
	大西 雅之	鶴雅グループ代表
	常本 照樹	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
	佐々木 利和	北海道大学アイヌ・先住民研究センター客員教授
	石森 秀三	北海道博物館長
	八幡 巴絵	(一財)アイヌ民族博物館学芸員
	安藤 仁介	(公財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授
	横田 洋三	(公財)人権教育啓発推進センター理事長

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/kousou20120731.pdf>

3. 2014-07 「北海道の区域外……アイヌ……を認定する業務……」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/kousou20140226.pdf>
4. 2016-07 『「民族共生象徴空間」基本構想（改定版）』, 2016
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/kousou20160726.pdf>

そしてこれまで (2017-01-23 の時点で), つぎのように進捗している：

1. 2010-01-29 第一回会議開催, ～
2. 2012-07
 - ・「「民族共生の象徴となる空間」の更なる具体化について」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai4/siryous2_2.pdf
 - ・「……全国の見地からの施策の展開について」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai4/siryous3_2.pdf
 - ・「国民理解を促進するための活動（戦略的広報）について」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai4/siryous4_2.pdf
 - ・『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』

5.2 「アイヌ法」

5.2.0 要旨

5.2.1 『北海道旧土人保護法』(1899)

5.2.2 『アイヌ文化振興法』(1997)

5.2.3 『先住民族法』(2019)

5.2.4 族議員

5.2.0 要旨

幕末、そして明治の時代になって、アイヌの生活はつぎの二つの制約により成り立たなくなった：

- ・外的制約：和人の入植、土地私有制
- ・内的制約：《アニミズム社会保護区の住民として生かされる》が可能であったとして、それはアイヌにとっていいことか？

明治政府は、このアイヌをどうしたものかと考える。
そして、アイヌ対策を、「アイヌを農業で自立させる」にする。

「アイヌを農業で自立させる」を進めるために、根拠法を定める。
それが『北海道旧土人保護法』(1899)である。
実際、『北海道旧土人保護法』は、「アイヌを農業で自立させるための法」がこれの意味である。そしてつぎが、これの内容である：

アイヌに私有地を定める
——土地私有制を、アイヌにも適用する

土地私有制は、商品経済の含蓄 (implication, 必要条件) である。
『北海道旧土人保護法』には、つぎの含蓄がある：

「アイヌを商品経済社会で生きられるようにする」

「アイヌを農業で自立させる」は、うまくいかない。
アイヌの思考回路は、アニミズムである。
土地私有・土地運用は、何から何まで新しいことばかりである。
こうして、悪い土地をもたされてしまうとか、土地の権利を失効するとか、土地を騙されてとられてしまうといったことが、いろいろ起こる。
中には、成功したアイヌもいるが、それは少数派ということになる。
実際、成功したアイヌは、早くから和人社会に入り和人文化に「啓蒙」されたアイヌである。

アイヌは同化しつつ、「アイヌ」に変わる。
『北海道旧土人保護法』は、使えない法になる。
そして『北海道旧土人保護法』をやめる論が出てくる。

このとき、「アイヌ」は、「保護は要らない——自立すべし」と「保護は要る」の二派に分かれる。

しかし、「保護は要らない——自立すべし」を言えば、これ以上 "アイヌ" としておもてに出る理由は無い。

こうして、「保護は要る」派が "アイヌ" のすべてになる。

しかしいづれにしても、『北海道旧土人保護法』は新法に替わらねばならない。

その新法は, "アイヌ" が「手当」を得られるようにする法である。

こうして "アイヌ" は, 新法要求の政治運動に入って行く。

ここで、「新法要求の政治運動に入って行く」は, これを誘導する勢力——政治勢力および利権——が存在しているということである。

そして新法を得る。

『アイヌ文化振興法』(1997) である。

この法は, "アイヌ" が手当を得られるようにする法」がこれの意味である。

註: 「アイヌ学者」に言わせると、『北海道旧土人保護法』は「同化強制法」「差別法」である。

「差別法」と定める彼らのロジックは, 「旧土人は差別語!」である。

一方, 『アイヌ文化振興法』は, 彼らにとっては, 文字通り「文化振興法」である。

「手当交付」と露骨に言わないためのことばが「文化振興」だということが, 彼らにはわからない。

そして一般者は, アイヌ・"アイヌ" を知らない者であるから, 「アイヌ学者」の言を鵜呑みにする。

「アイヌ法」は, 『アイヌ文化振興法』でお終いとなるのではない。

即ち, 『アイヌ文化振興法』から『先住民族法』(2019) に変わる。

『先住民族法』は, 実質的に『アイヌ文化振興法』と変わらない。

「先住民族」の名分は, 使いようがないのである。

「アイヌ民族」という実体は存在しないからである。

5.2.1 『北海道旧土人保護法』(1899)

北海道旧土人保護法案理由書

北海道舊土人ノ保護ニ關シテハ 一視同仁ノ叡旨ヲ奉シ 明治初年ヨリ之カ方法ヲ講シタリト雖 未タ十分ニ其目的ヲ達スルニ至ラス 蓋シ 舊土人ノ皇化ニ浴スル日尚淺ク 其知識ノ啓發頗ル低度ナリトス

是ヲ以テ 古來恃テ以テ其生命ヲ托セル自然ノ利澤ハ 漸次内地移民ノ爲ニ占領セラレ 日ニ月ニ其活路ヲ失ヒ 空シク凍餒ヲ待ツノ外爲ス所無キノ觀アリ

是レ蓋シ 所謂優勝劣敗ノ理勢ニシテ 復タ之ヲ如何トモスル能ハサル歟

然リト雖 彼亦均ク我皇ノ赤子ナリ

而シテ 今ヤ斯ノ如キノ悲境ニ沈淪セルヲ目撃シテ之ヲ顧サルハ 亦忍フ可キノ非サルナリ

則チ 之ガ救濟ノ方法ヲ設ケ 其災厄ヲ除キ 其窮乏ヲ恤ミ 以テ之ヲシテ適當ノ産業ニ依リ其ノ生ヲ保チ 其家ヲ成スヲ得セシムルハ 洵ニ國家ノ義務ニシテ 一視同仁ノ叡旨ニ副フ所以ナリト信ズ 是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル北海道舊土人保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十二年三月一日

内閣總理大臣侯爵 山縣有朋

内 務 大 臣 侯爵 西郷從道

法律第二十七號 (官報 三月二日)

北海道舊土人保護法

第一條 北海道舊土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一萬五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ従フヘキモノトス

一 相續ニ依ルノ外讓渡スコトヲ得ス

- 二 質権抵當地上権又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス
- 三 北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス
- 四 留置權先取特權ノ目的トナルコトナシ

前條ニ依リ下付シタル土地ハ下付ノ年ヨリ起算シテ三十箇年ノ後ニ非サレハ地租及地方稅ヲ課セス又登録稅ヲ徵收セス

舊土人ニ於テ從前ヨリ所有シタル土地ハ北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ相續ニ因ルノ外之ヲ讓渡シ又ハ第一項第二及第三ニ掲ケタル物權ヲ設定スルコトヲ得ス

第三條 第一條ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇年ヲ經ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ沒收ス

第四條 北海道舊土人ニシテ貧困ナル者ニハ**農具及種子**ヲ給スルコトヲ得

第五條 北海道舊土人ニシテ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ニハ**藥價**ヲ給スルコトヲ得

第六條 北海道舊土人ニシテ疾病、不具、老衰又ハ幼少ノ爲自活スルコト能ハサル者ハ從來ノ成規ニ依リ**救助**スルノ外仍之ヲ救助シ救助中死亡シタルトキハ**埋葬料**ヲ給スルコトヲ得

第七條 北海道舊土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就學スル者ニハ**授業料**ヲ給スルコトヲ得

第八條 第四條乃至第七條ニ要スル費用ハ北海道舊土人共有財産ノ收益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足アルトキハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第九條 北海道舊土人ノ部落ヲ爲シタル場所ニハ國庫ノ費用ヲ以テ**小學校**ヲ設クルコトヲ得

第十條 北海道廳長官ハ北海道舊土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得北海道廳長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ共有者ノ利益ノ爲ニ共有財産ノ處分ヲ爲シ又必要ト認ムルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得北海道廳長官ノ管理スル共有財産ハ北海道廳長官之ヲ指定ス

第十一條 北海道廳長官ハ北海道舊土人保護ニ關シテ警察令ヲ發シ之ニ二圓以上二十五圓以下ノ罰金若ハ十一日以上二十五日以下ノ禁錮ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

附 則

第十二條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十三條 此ノ法律ノ施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

5.2.2 『アイヌ文化振興法』(1997)

『アイヌ文化振興法』(1997)の経緯は、つぎのようになる：

1. 旭川の "アイヌ" から、旧法『北海道旧土人法』の廃止を求める声上がる。
旭川市長がこれを受けて、全道市長会に諮り、廃止の決議をとる。(1970)
2. ウタリ協会が、「ただの廃止」に反対——旧法に代わる「アイヌ特権」型新法の実現を、方針にする。
『アイヌ民族に関する法律(案)』を作成、北海道知事に提出。(1984)
3. 北海道知事私的諮問機関「ウタリ問題懇話会」として審議、「アイヌ新法」を制定すべしの答申を出す。(1988)
「道が国に働きかける」のステージへ。
4. 「アイヌ新法」が『アイヌ文化振興法』として成立。(1997)

小川隆吉 (2015), pp.130,131

当時、旭川市長五十嵐広三氏が旭川アイヌ協議会の決定をうけて、北海道旧土人保護法と旭川市旧土人保護地処分法を廃止することを全道市町村長会議の議題として提出するというのだ。私は札幌支部結成の準備中だったが、これは無視できないと思った。会場は岩見沢市。

ウタリ協会本部がこれを知ったのが二日前。突然のことに驚いたウタリ協会理事、浦河から向井さん、静内から秋田さん、平取から貝沢正さん、鶴川から阿部(注8)さん、白老から野村さん、事務局葛野守市さんそれに私。七人が抗議のために旭川市役所に向かった。

市が用意したホテルの一室で、今回の提案はウタリ協会の合意が無いこと、取り下げてくださいという挨拶から始まった。

五十嵐氏は次のように述べた。

この法律は100年を経過し法律としての機能はなくなった。市政を進めるうえで妨げにこそなっても今後旭川アイヌが生活する上で使える条文は全て削除されていること、旭川のアイヌが一致して廃止に賛成していることの二点をあげた。

これに対し協会理事は次のように反論した。

旭川アイヌの意思というが70名前後で道ウタリ協会会員数とはケタがちがう。まして無条件廃止などとんでもない。今後この件に

については反対することを告げて物別れに終わった。

新法実現の作業過程は、政治 " アイヌ " を養成するものとなる。

小川隆吉 (2015)

ウタリ協会本部は、河野本道氏を委託者として採用し、アイヌ民族史つくりに取り組む事になった。持ち込まれた資料は、河野三代の集めた資料で、目録その他原本を見ることができた。札幌支部は沢井アキ支部長の提案で、学習会を週一回生活館で行うことにした。講師に、河野本道氏が来てくれました。

スタートから北海道旧土人保護法が国会に提案された議題、質問者発言、それに対する答弁、それに対する再質問とえんえんと続く。……

もしこのような学習会がなかったら、後につづくアイヌ民族に関する法律原案、中でもこの法律を制定する理由を、小川隆吉は書けなかったと思う。河野本道さんありがとう。

札幌市という地理的条件にも恵まれたこと、人とのつながりが広がってきた。

中でも、北海道水産会館四階で行われた、1984年度北海道ウタリ協会本部総会で「アイヌ民族に関する法律の原案」が可決された。その三日後にメーデーに参加。うれしさいっぱい、小川さん良かったねと握る手に力がこもる。この先骨抜き法律にされることは露しらず。

pp.132,133

横路知事のもとで、国会に提出する議案を道議会で審議するための案の検討が始まった。北海学園大学理事長森本信夫委員長以下14名。私はウタリ協会の新法特別委員会のメンバーとして参加しました。そこに北星学園大学の土橋信夫先生がいた。

……

旧土人保護法がどんなものか学習会をやるまでほとんど知らなかったんだ。あの学習会で初めてじかに読むことになったんだ。それは俺ばかりではなかったと思うよ。河野先生は毎回資料を持ってきてくれて、みんなが読めないとなると大きな声で読んでくれて、そのあと説明もしてくれた。俺らアイヌは聞く一方だった。参加者は、沢井アキさん、石井ポンベさん、早苗、その他何人もいた、ときには20人以上もいた。そのうち参加者は増えたけど酒を飲んでくるものがあったりして混雑したなあ。あの当時、金はとらないで教えてくれた学者は河野先生しかいなかった。講師にはその

あと山川力さん、釧路から山本多助エカシにも来てもらった。ピッキが講演したこともあった。

pp.133-135

ウタリ協会で「新法特別委員会」がつくられて俺もその委員になっていたが、「アイヌに関する法律(案)」を書く段階になった。山川力さんが顧問役だった。委員長は貝沢正さんで俺に「この法律を制定する理由」を書いてみなさいと言われた。山川さんからは文章の書き方を教えられた。あんたはできるんだから頑張ってやりなさいって持ち上げるんだ。はじめは大まかに書いて、つぎにまとめていくんだという。けど、何度も書き直した。この話があったとき石井さんに相談して意見を聞いた。原案を書くためのB5版くらいの原稿用紙が渡されたけど、小さな四角の中に俺は字が書けないんだ。それで倍くらいの大きさにコピーして、石井さんが三菱の糸を引っ張ると黒い芯が出てくる鉛筆を持ってきてくれた。それで書いた。南郷の自宅でいつもメシを喰っているテーブルのうえで。内容は案のなかに結構生かされたと思う。

貝沢正さんがアイヌの中心になっていたが、主に漁業だとかの経済のところ、それにアイヌ民族の政治参加、議席のところこだわって書いていた。山川力さんが最後に文章を直してくれた。

新法の案がまとまってから、全道六地区で説明会をやった。俺は、二風谷、旭川、札幌に行った。説明は事務局長の伊端宏さんが主にやった。行った先では大変だった。旭川では、とにかく旧土人保護法があるうちは差別は無くならない。旧土人保護法さえ無くなればいい。俺たちは物乞いではないとか。こっちが、旧土人保護法に代えて次の時代をつくる法律なんだと言ったって分かってくれない。悔しい思いをした。旭川では、五十嵐市長の意見が強かった。平取では生活館でやった。この法律はアレも欲しい、これも欲しいという法律ではない、と言ったのに、「お前は共産党か」なんて言う声が出たり、「政府にあれこれ言ったってナンモナイさ」なんて諦めの発言もあった。札幌では、地名をアイヌ語に直して欲しいという声もあった。俺が説明すると、お前の話は長い、くどいって言われたり。どの地区も、女の人の発言が多かったし、とにかく一番多かったのは、経済問題。仕事がない、給料が安い、なんとかして欲しい。

その説明会が三月で、そのあと最後のまとめとなった。経済問題について「自立化基金」として政府に出させようとなった。それで五月の総会で、満場一致となった。

法律案の中身をわかりやすくするのに「アイヌ民族に関する法律案

の具体的考え方」という冊子をつくったが、それは伊端事務局長がつくった。

pp.135,136

法律案を北海道知事——当時は横路さんだった——に出してから、「ウタリ問題懇話会」がつくれ俺もその委員になった。土橋先生がビデオでアメリカ、カナダの先住権の話をしたときにはよくわかった。他の先生の話すことはあんまり理解できなかった。そのころ、企業組合の倒産のあとで、足元がなんもなくて、抜けた状態だったこともある。

だけどウタリ協会から出た委員はみんな「アイヌ民族に関する法律(案)」をそのまま法律にして欲しいと発言した。

北海道新聞社会部 (1991), pp.142-144

89年11月17日夜、東京・霞が関。

道ウタリ協会が首都で初めて企画した「新法を考える集い」が開かれていた。……

野村義一理事長が参加者の質問に答える。

「新法ができると、どんな変化があるのですか」

「たとえば、フィンランドのサーミのように、アイヌ語のニュースがテレビやラジオで流れる。それを奇異に感じない社会になるということです。学問の分野でも、現在は研究するのがシャモ、されるのがアイヌ、われわれは材料です。将来はアイヌの研究者が自分の民族の研究をする」。

理事長はここまで一気に話した。

サーミは北欧三国とソ連の北部一帯に暮らす先住民族で、人口は約八万人。かつてラップと呼ばれた。トナカイを追う遊牧生活を保障するため、ノルウェー、スウェーデン両政府は1751年、サーミとの間に、越境の自由、土地や水を使用する権利を認める条約を交わした。

理事長は顔を紅潮させたまま言葉を続けた。

「将来のアイヌは教養が高く、経済力をつけ、国の機構にも参画し、に伝え、シャモの方々と共生していくのです」

力がこもっていた。途中、声がかすれた。

会場の拍手は鳴りやまなかった。

……

「アイヌ民族に関する法律(案)」は、「アイヌ新法」と呼ばれる。

道ウタリ協会は、その前文でいう。

「この法律は日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする」

五百年余の差別と同化の歴史を超えて、「民族」として立つのだという。

道知事の諮問機関「ウタリ問題懇話会」は答申の中で述べている。

「『先住権』がわが国におけるアイヌ民族の地位を確立するための新法を制定する、一つの有力な根拠になる」

さて、要求が政治に回収される時、それは別モノになる。

運動の中にいた「アイヌ」は「アイヌ利権」の「アイヌ」の役を務める者になる。

そしてこの役にはまらない「アイヌ」は、組織から外される格好になる。

小川隆吉 (2015), p.137

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まってしまうんだ。同時に俺も理事から外された。あれはクーデターのようなものだった。ウタリ協会の転換点だったと思う。うしろで政治家が動いていたのでないか。一時「アイヌは日本人に同化して消滅した」なんて言う政治家もいた。野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。共有財産裁判にも何度も協力を頼みにいったけど全く何もしなかった。野村さんは裁判を支援する会の顧問になってくれた。白老まで大脇さんと頼みに行ったんだ。

あとから考えると、旧土人保護法廃止を前提として新法をつくらう、というのは間違いだった。旧法と一緒に共有財産が持って行かれてしまって、文化、文化の一本になってしまって今のありさまだ。

引用文献

- ・小川隆吉 (2015) : 『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.
- ・北海道新聞社会部 (1991) : 北海道新聞社会部編『銀のしずく——アイヌ民族はいま』, 1991.

5.2.3 『先住民族法』(2019)

「アイヌ法」は、ここまでつぎのように進んできた：

1. 『北海道旧土人保護法』(1899)
 - 「アイヌを農業で自立させる法」
(これは失敗)
2. 『アイヌ文化振興法』(1997)
 - 「"アイヌ" が手当を得られるようにする法」

「アイヌ法」は、これでお終いとなるのではない。

『先住民族法』へと続く。

『先住民族法』盗りの戦^{いくさ}は、『アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案』(2008)を以て、国会という外堀を埋めた。

続いて、官邸の攻略：

「理事長メッセージ」(2016) / アイヌ協会 HP

新たな法律制定については、アイヌ政策推進会議が開催された昨年10月1日も、総理官邸において国が主体となった総合的な政策の根拠となる法律の制定のための要望書を高橋知事と並んで菅官房長官に手渡したところですし、本年3月28日にも鈴木宗男新党大地代表のご配慮により、菅義偉官房長官に直接お会いし、改めて要望書を手交し、立法への検討に着手したいとの前向きな意向を伺ったところです。

そして2019-04-19、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の名で『先住民族法』の成立となる。

『先住民族法』は、名前からは「アイヌが先住民族として現前していることを定める法」だが、「先住民族」の名分は使いようがない。

「アイヌ民族」という実体は存在しないからである。

『先住民族法』は、実質的に『アイヌ文化振興法』と変わらない。

即ち、この法は「利権」のためのものである：

2019-04-19 読売新聞

アイヌ新法成立 「先住民族」明記

アイヌ民族を「先住民族」と初めて明記した新法が19日の参院本

会議で可決、成立した。アイヌ民族の生活向上や文化振興を図るための**交付金制度や規制緩和が柱**。近く公布され、1か月程度で施行される見通し。

法律の名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」。交付金は、**地域住民との交流拠点の整備やアイヌ文化のブランド化などを進めるための市町村の各種事業に支給する**。規制緩和では、アイヌの工芸品製造などが目的の国有林野での樹木採取や、伝統的儀式・漁法によるサケの捕獲などを認める。

政府は今年度予算に**交付金10億円を計上しており、事業費の80%を負担する**。市町村負担分についても**地方財政措置を講じる**。

菅官房長官は四日の記者会見で、新法がアイヌ民族を先住民族と初めて明記したことについて「我が国の共生社会の実現に向けた大きな前進と言える」と述べた。**新法で自身を本部長とするアイヌ政策推進本部が内閣に設置**されることにも触れ、「アイヌの方々の誇りが尊重される社会の実現に向けてしっかり取り組んでいきたい」と語った。

採決にあたり、「近代化の過程で、多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの意向が十分反映されるよう」求める付帯決議も採択された。

同上、「道総合」版

新法「国民の理解」定める

新法では、アイヌを先住民族と明記した上で、アイヌに対する差別や権利侵害を禁止した。国や自治体に対し、教育や広報といった活動を通じてアイヌに関する国民の理解を深めるよう定めている。また、アイヌが全国に暮らしていることにも留意し、「北海道だけの問題ではない」と指摘しているのもポイントだ。

従来のアイヌ対策は、福祉政策のほか、「アイヌ文化振興法」に基づくアイヌ語の保護、古式舞踊など伝統文化の復興などに限られていた。

だが、**新法では地域振興や産業振興にも範囲を広げた**。自治体による**アイヌ振興事業に交付金が支給されるほか、アイヌ関連製品に関する商標登録手数料の軽減や免除により、アイヌ文化のブランド化を図ることなどを**目指している。こうした取り組みを通じ、アイヌの生活レベルを向上させる狙いだ。

アイヌに関する理解を深める上で重要な役割を担う民族共生象徴空間（ウポポイ）が白老町にオープンする 2020 年以降も、こうした施策が後退することがないよう、アイヌ政策推進本部（本部長・官房長官）の設置も規定された。ウポポイを運営する指定団体についても、独立行政法人に準じるものとして国の責任を明確にした。

5.2.4 族議員

政治家には、「族議員」が存在する。

「〇〇族」と呼ばれ、「〇〇」には「大蔵」とか「道路」とか「文教」とかのことばが入る。

そして、「〇〇」には「アイヌ」のことばも入る。

岡田春夫、鈴木宗男、町村信孝、といった名が挙がるわけである。

実際、「北海道地盤の政治家」には、「アイヌ」と無難にやっていく「アイヌ」を政略的に用いる」が含まれる。

そして、「アイヌ」と無難にやっていく「アイヌ」を政略的に用いる」とは、《組織の幹部と懇意になり、組織が都合よく振る舞ってくれることの見返りに、「アイヌ」施策を約する》立場になるということである。

「是非も無し」である。

ただ、この「是非も無し」は、大事を壊す。

政治家は、ファース・プライオリティを立てる。

そして、ファース・プライオリティを実現するためには、これに伴う犠牲は目をつぶるものであると定める。

しかしその政治家は、一つの個性・器量・限界である。

一つの個性・器量・限界が定めた「ファース・プライオリティ」と「目をつぶるもの」は、その個性・器量・限界の「主観」である。

そこで、犠牲にしたものの方が実はずっと大事なものだったりする。

国会採決の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」（2008）は、歴史の改竄である。

これを提出したのは、鈴木宗男である。

鈴木宗男にとって、歴史改竄は「目をつぶるもの」になる。

「アイヌ」族議員は、＜言論の自由＞にとって困った存在になる。

アイヌイデオロギーがすることば狩り・言論封じに加担する者になるからである。

アイヌイデオロギーから「アイヌ差別者」と摘発される者が自党の中から出てきて、これを処分するということがあった。

そしてこの「摘発—処分」関係プレイが、アイヌイデオロギーをますます図に乗せることになる。

1. 岡田春夫

(→ 岡田春夫 / 『アイヌ利権』)

衆議院予算委員会 (1973)

[岡田春夫]

もう一つは、北海道の問題でございますので長官に伺っておきたいのは、アイヌ民族の文化というのは非常にすぐれたものがありますが、たとえばユーカラの伝承などといって、文字がないものですから伝承しているわけですね。

これはアイヌ民族自身がいま残そうというので文字化している。

これなんかでも、自分の経費で、自分の負担で苦しいながらやっているわけですよ。

しかもウエベケレというのがあるそうです。

このウエベケレというのは、北海道の日高にあるアイヌ民族の研究者が自費でやっている。

本にして五十巻になるそうです。

こういうものは、やはり厚生省にしても北海道開発庁にしても、自分のほうの所管外であっても、これは文部省になるかもしれませんが、こういうものには金を出して、重要な文化資産ということですから、ひとつ積極的に援助をするようなことも、北海道開発庁長官としても積極的な姿勢が私は望ましいのですが、この点を伺っておきたい。

……

若干あなた勘違いがあるのですよ。完成したんじゃない、いまやっているのです。それは金田一博士の問題となりますと、アイヌ民族からは問題があるのです。金田一博士をアイヌ民族が信頼したかどうかというのはまた別問題です。知里博士の問題になるとまた別ですが、いまやっておるのは新しい問題です。萱野【茂】という人がやっている。第一巻をいまようやく始めたところですよ。ですから、これは前のと全然違うのですから、ちょうど政務次官もおられまずから、ひとつお調べいただいて、ぜひ補助をいただきたい。

岡田春夫 (1975), p.30

[貝沢正] 「先生が誰もが省みもしなかった弱い立場にあるアイヌ問題を取り上げ、国政の課題として、昭和四十八年の通常国会から三度にわたって質問をされた。

国のアイヌ対策のお粗末さを追及した結果、政府の重い腰がやっと

あげられたのだ。

先生を慕ったアイヌ青年の間には『岡田春夫と歩む会』を発足させ活動に入ろうとする新しい動きが出て来ている」

2. 鈴木宗男

(→ 鈴木宗男 / 『アイヌ利権』)

砂澤陣 (2016), pp.136-139 から抜粋

[鈴木宗男とアイヌ協会の懇談テープ (2009-10)]

協会幹部

「我々に (国からの) 資金援助をお願いしたい。

国連でもそのように言っておりますから。

踊りとか唄の保存会とか、アイヌ協会本部への助成も考えると、2 億円ぐらい必要じゃないか」

「政府の総合政策室に協会事務局長を入れてほしい。

国では、国家公務員でないと入れないなどと訳の分からないことを言っているが、だったら (事務局長を) 国家公務員にすればいい」

「札幌市埋蔵文化財センターの遺跡研究や調査活動にアイヌ民族を採用していただきますようお願いします」

「札幌市職員にアイヌ民族の特別雇用枠を制度化するよう要望いたします」

「札幌アイヌ文化交流センターの施設管理ですが、全面的な事業委託の実現を要望したい」

「ピリカコタンの隣にアパート方式で 30 世帯ほど住めるようなマンションを建てて住まわせてください」

「(国側は当初、審議会のメンバーを) 9 人でやりたいと、3 人はアイヌ、3 人は官房長官ら行政職、あと 3 人は有識者だと、こういう驚くことを言っていたんですが、そんなことでは私たちはもう納得できません」

「(望ましいメンバー構成は) アイヌ民族 5 人と、私たちが推薦する有識者 5 人。

あと 5 人は国が推薦する有識者でもどうぞ入れてくださいと、この 15 人でお願いしますというのが、アイヌ民族の要望でございます」

鈴木宗男

「(望ましいメンバー構成については) みなさんが言った5人、5人、5人。その説明は分かりやすいと思いますからやっていきたい」

「(遺跡研究などへのアイヌ採用については) 歴史的な意味があるんだから、ここはすごくアピールしていい話」

「(市職員への特別雇用枠については) 最初から職員だと試験とか何とかあるから、アイヌの専門家ということで、嘱託でまず入らせる。

入ってしまったら、逆に相手の急所をつかまえる」

「(事業委託の要望については) 市側は財源の持ち出しがあるものですから躊躇していると思いますけど、それは特別交付税で面倒みるとか何とか、知恵の出し方があると思います」

「(活動費については) いろんな会合なり出張で、みなさんが自前で行くっていうのも大変ですね。

そういった活動費については、国は国で役割があるし、北海道もそれなりに負担してもらわないと困りますね」

代のアイ・ヌ中国訪問がもたらしたもの」, 和光大学現代人間学部紀要, 第3号, 2010. pp.117-135.

で引用のもの (p.132) をさらに引用

- ・砂澤陣 (2016): 『北海道が危ない!』, 育鵬社, 2016
- ・アイヌ協会 (2017): 「理事長メッセージ」, アイヌ協会 HP

アイヌ協会 (2017)

新たな法律制定については、アイヌ政策推進会議が開催された昨年10月1日も、総理官邸において国が主体となった総合的な政策の根拠となる法律の制定のための要望書を高橋知事と並んで菅官房長官に手渡したところですし、**本年3月28日も鈴木宗男新党大地代表のご配慮により、菅義偉官房長官に直接お会いし、改めて要望書を手交し、立法への検討に着手したいとの前向きな意向を伺ったところ**です。

引用文献

- ・衆議院予算委員会 (1973): 第71回 衆議院 予算委員会第三分科会 昭和48年3月5日 第3号, 1973.
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/071/0388/07103050388003.pdf>
- ・岡田春夫 (1975): 『大衆にすべてを捧ぐ——50年度国会報告』1975
・ムンクジルガラ「アイヌの海外交流と民族の復権——1970年

5.3.0 要旨

利権は、原始的で単純なものから高度で複雑なものへと進化する。個人の顔が見えるうちが、「原始的で単純な利権」段階である。そして個人を超えた系になった利権——個人の顔が見えない利権——が、「高度で複雑な利権」である。

「アイヌ利権」も、「原始的で単純な利権」段階を経てきた。予算の私物化、経費計上での馴れ合い、組織の腐敗といったことを現していたときが、それである。そしていま、「アイヌ文化振興事業」に進化して、「高度で複雑な利権」になっている。

5.3 利権のプリミティブ形態

5.3.0 要旨

5.3.1 「利権」概論

5.3.2 プリミティブな利権の構造

5.3.3 アイヌ予算の私物化

5.3.4 馴れ合い

5.3.5 腐敗

5.3.1 「利権」概論

商品経済は、《個が、生きるために必要な物を金で買う》によって、金が人から人へ回るシステムである。

生きているとは、金の循環が自分に届いているということである。

すべての者をその中に収める金の循環システムが出来上がっているということは、改めて考えれば驚くべきことである。

実際、これは一朝一夕で成ったのではない。

突き詰めれば、人類の進化史全体を要したということになる。

(但し、このような言い方をしてしまえば、地球進化史全体を要した、…… のようになってしまうが。)

金の移動は、＜買う者＞から＜売る者＞への移動である。

そこで、個は＜売る者＞と＜買う者＞の二役をやることになる。

誰もが＜売る者＞になれる？——無一物の者は？

だいじょうぶ、＜労働＞が売り物になる！

商品経済の基本は、この循環の放任である。

「神の見えざる手」が働き、放任こそが最善になるというわけである。

但し、この「神の見えざる手」は、進化論の「自然選択」にあたる。

自然が "All's right with the world!" (Robert Browning) なのは、間引きがしっかり働いているからである。

商品経済は、弱者・敗者を着実に現していく。

商品経済社会は、弱者・敗者の手当を制度にしなければならない。

かわいそうだからではない。

弱者・敗者になる可能性がだれにもあるからである。

社会を安定させようとするれば、＜安心＞をベースにしなければならない。

こうして、弱者・敗者の手当が自ずと制度化される。

＜手当＞は、金の循環をつくる。

この金に、人が集まってくる。

これは、つぎの4タイプになる：

- a. 手当受給者になろうとする者
- b. 受給者から、彼らの得た金を引き出そうとする者
- c. ＜手当＞の解釈を拡げて、間接的受給者になろうとする者

- d. 以上の者たちの支援役を生業（の一部）にしようとする者

この集合は、構造化して系になる。

これが、「利権」である。

「利権」に対するひとのイメージは、「不公平」「狡い」である。

こうなるのは、このときの＜金を得る＞が、＜もらう＞から始まるからである。

そしてその金が、税金だからである。

——「利権」を批判する者は、この点を強調するのに「血税」のことばを用いる。

しかし、「不公平」「狡い」は、商品経済の当たり前である。

ひとは、＜手当＞の口があれば高額獲得を画策し、そして額の口実を立てる段になれば内容を盛る。

「不公平」「狡い」は、ひとがやるからけしからんのであって、自分がやる分にはかまわないというものである。

この機微、よくよく吟味すべし

5.3.2 プリミティブな利権の構造

国が、一つの家に金を供与することを、決める。
 さらに家の員全員に手当することを、決める。
 員の名簿提出は、その一家に任せる。

この構造は、必然的に「利権」問題を生む。

例えば、これが「後進国」の話なら、つぎの賄賂の話になる：

- ・員になりたい者が、員に入れてもらうために、家のドンに賄賂を渡す
- ・家のドンが、供与の維持・増額のために、政治家に賄賂を渡す

賄賂ほど効率のよいものはない。
 100万円の賄賂で1億の金が得られるといった具合である。

ひとはふつう、賄賂を悪いもののように思う。
 しかし賄賂を悪いと言うなら、賄賂は必要悪である。
 賄賂無くして世の中は回らない。
 確認しておくが、「賄賂」は、構造・機能的概念である。
 ひとは「贈り物」をふつうにするが、これは構造・機能的に「賄賂」である。

政治家への賄賂というと、金を思いがちだが、選挙での票こそがいちばんの賄賂である。
 票を取りまとめ、当選させ、見返りを受ける。
 これはふつうのことである。

賄賂の見返りは、利権である。
 利権は、ふつうのことである。
 一方、利権は、利権の外にある者から妬まれるものになる。
 そして賄賂・利権が「国の金（税金）の配分」の次元になると、嫉みは<正義>を纏うものになる。

この位相において、賄賂・利権は、何かの拍子に<悪>にされるものになる。
 賄賂・利権を用いる者は、綱渡りでこれをやる体になる。
 しかも、賄賂・利権には、《これに一旦嵌まると抜けられない》のダイナミクスがある。

コンプライアンスの時代には、利権はコンプライアンスに引っかかりそうな危ない要素を外しに掛かる。

「アイヌ利権」だと、個人では大物「アイヌ」、団体だとアイヌ協会が、段々と外されていくものになる。

団体が危ういは、どうしても「身^み鼻^び肩^い」の場になるからである。
 交付金を幹部/同族に配分、幹部天下り、「アイヌ文化継承者」の身内雇用、「アイヌ」関係施設・機関の<同族職場>化、等々が考えられてくる。

5.3.3 アイヌ予算の私物化

asahi.com 2006-08-12

(http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY200608120394.html)

アイヌの遺産「金成マツノート」の翻訳打ち切りへ

2006年08月12日23時04分

アイヌ民族の英雄叙事詩・ユーカラが大量に書き残され、貴重な遺産とされる「金成（かなり）マツノート」の翻訳が打ち切りの危機にある。言語学者の故・金田一京助氏と5月に亡くなった萱野茂氏が約40年間に33話を訳した。さらに49話が残っているが、事業を続けてきた北海道は「一定の成果が出た」として、文化庁などに07年度で終了する意思を伝えている。

ユーカラは、アイヌ民族の間で口頭で語り継がれてきた。英雄ポンヤウンペが神様と闘ったり、死んだ恋人を生き返らせたりする物語。

昭和初期、キリスト教伝道学校で英語教育を受けた登別市の金成マツさん（1875～1961）が、文字を持たないアイヌの言葉をローマ字表記で約100冊のノートに書きつづった。92の話（10話は行方不明）のうち、金田一氏が9話を訳し、萱野氏は79年から道教委の委託で翻訳作業を続けてきた。その成果は「ユーカラ集」として刊行され、大学や図書館に配布された。アイヌ語は明治政府以降の同化政策の中で失われ、最近は保存の重要性が見直されつつあるが、自由に使えるのは萱野氏ら数人に限られていた。

文化庁は「金成マツノート」の翻訳に民俗文化財調査費から28年間、年に数百万円を支出してきた。今年度予算は1500万円のうち、半額を翻訳に助成。同予算は各地の文化財の調査にも使われる。

これまでのペースでは、全訳するのに50年程度かかりかねない。文化庁は、「一つの事業がこれだけ続けてきたことは異例」であり、特定の地域だけ特別扱いはできないという。これをうけ、北海道は30年目を迎える07年度で終了する方針を関係団体に伝えた。

道教委は「全訳しないといけないとは思いますが、一度、区切りを付け、何らかの別の展開を考えたい」としている。

樺太アイヌ語学研究者の村崎恭子・元横浜国立大学教授は「金成マツノートは、日本語でいえば大和朝廷の古事記にあたる物語で、大

切な遺産。アイヌ民族の歴史認識が伝えられており、全訳されることで資料としての価値が高まる」と話している。

「28年間、年に数百万円を支出してきた。今年度予算は1500万円のうち、半額を翻訳に助成。……これまでのペースでは、全訳するのに50年程度かかりかねない。」

「92の話（10話は行方不明）のうち、金田一氏が9話を訳し」

であるから、つぎのペースの翻訳作業である：

$$(92 - 9) \div (28 + 50) = 1.06 \text{ 話/年}$$

つまり、つぎのようになる：

$$1 \text{ 話の翻訳料} = \text{数百万円}$$

そしてこの「年に数百万円」が、「私物化」だったというわけである：

「自由に使えるのは萱野氏ら数人に限られていた」

事業中止は、萱野茂死亡のタイミングで、決められている。

翻って、この事業は、萱野茂が存命のうちには続けられる性質のものだったというわけである。

事業は、実態を明かしてしまえば、「デタラメ」となる。

この「デタラメ」は、釈明の余地のないものになる。

しかし、「利権 "アイヌ"」のテーマのもと、ここで主題化することになるのは、「萱野茂の資質」というものではない。

主題化することになるのは、つぎの命題である：

《もともと、これが「アイヌ予算」の風土である。

——萱野茂はこの風土に順ったに過ぎない。》

利権は、風土である。

利権は、これを指摘されれば、明らかに「デタラメ」となるものである。

しかし、その風土に順ってきた者にとっては、「デタラメ」の指摘はいつも「いまさら」というふうやって来る。

「手のひらを返される」というふうやって来る：

「以心伝心の間柄と思っていたのに……」

「このようなことはほかでも……」

「別の用途に使っているといっても、経費の有効活用なんだから……」

「利権」の主題化は、「悪者」の主題化ではない。

「利権」の主題化は、「風土」の主題化である。

利権は、生態系である。

利権は、生態系の意味で、「風土」である。

生態系の中の生物に悪者は存在しないように、利権の中にいる者に悪者は存在しない。

要諦：利権に悪者は存在しない。

5.3.4 馴れ合い

「アイヌ利権」のことばの使用は、穏やかなものではない。

このことばを使うときは、自ずと「程度問題」を考えることになる。

特に、"アイヌ" 予算を「アイヌ利権」とイコールにするのは、危うい。

実際、"アイヌ" 予算が "アイヌ" 登録者に広く（したがって、薄く）分配されている場合、「アイヌ利権」は容赦のない狭量な物言いの趣きになる。

一般に、利権は、極相に向かって遷移する。

この過程で、「利権」と呼ぶ他ない相が、自ずと現れてくる。

それは、<民>をおもてに出して、うらで一部の者が得を分け合うことを始める、というものである。

実際、組織は、組織員全体が活動しているわけではない。

活動しているのは、執行部である。

この執行部の回りに、執行部が声をかける者たちがいる。

執行部とこの者たちで、ファミリーが形成されている。

予算は、民を対象にしているふうに立てられる。

しかしこれを執行するのは、ファミリーである。

「利権」のことばは、このファミリーに向けて使うときは、びったりのものになる。

ただし、「ファミリーが予算執行を独占」は、ファミリー利権のゴール形ではない。

「利権」には、まだ先がある。

「利権」は、まだしばし成長を続ける。

実際、ファミリー利権のゴール形は、ファミリーの者が職と地位において安定することである。

「アイヌ利権」の場合だと、これはどういう筋書きになるか。

「アイヌ関連施設・機関の員を、ファミリーの者が占める」である。

いまアイヌ政策はアイヌ協会に丸投げ状態であるので、この筋書きは現実味がある。

実際、筋書きは、ロジックにおいて、一意決定 (uniquely determined) である：

1. 幹部が、当該施設・機関に天下る。
人事に加わり、ファミリー員を採用する。
2. ただし、採用しやすいように、箔をつける必要がある。
その箔は、「アイヌ文化継承者」がよい。
"アイヌ" ならではのものになるからである。
そこで、「アイヌ文化継承者養成コース」のようなものをつくって、ファミリー員をこれに入らせるようにする。
3. こうして、ファミリー員を当該施設・機関の中で増やしていく。
4. ある程度増えると、人事を握れるようになる。
5. そして遂に、ファミリーによる当該施設・機関の乗っ取りが成る。

5.3.5 腐敗

利権 "アイヌ" は、数から言うと、ほんの僅かである。
しかし彼らは、「アイヌ民族の代表」を装う。

「代表」と「利権」を足し合わせると、「腐敗」になる：

「代表 + 利権 = 腐敗」

つぎが、この「腐敗」の内容である：

- ・団体に、大金が落ちる
- ・団体執行部にいる者が、金を自由にする

「腐敗」は、いいとか悪いとかの話——倫理の話——ではない。

「物の道理」の話——即ち、物理学・化学、生物学・地学・気象学・生態学等々の科学の話——である：

「物は上から下に落ちる」

「物は劣化（風化）する」

「物は酸化する」

「物は腐敗する」

実際、手に入った金の配分先は、自分およびファミリー / 取り巻きのほかには存在しない。この構造により、利権の螺旋に嵌まっていくしかないわけである。

2010年2月18日 北海道新聞

不適切会計処理 アイヌ協などに711万円請求

道方針 釧路支部は助成除外

道費を支出したアイヌ民族の文化伝承事業などで不適切な会計処理があったとされる問題で、道は18日、助成先の北海道アイヌ協会とアイヌ文化振興・研究推進機構（札幌）に、総額711万円の変換を求める方針を固めた。道は改善策が取られるまでの間、助成を停止する方針で、特に悪質性が高いと判断した同協会釧路支部については、助成対象から除外するよう同機構に求める。

道議会から不適切処理の疑いが指摘されたことを受け、道は昨年秋以降、アイヌ協会釧路支部などが行った事業を調査していた。

その結果、2004年度以降に釧路支部が執行にかかわった48事業のうち38事業で

- 1、**伝統舞踊などの行事に参加していない人に、謝金を支払っ**

ていた

2、物品購入などの領収書に事実と異なる金額を記載した一などの不適切な会計処理あったことが判明した。
また、釧路支部では08年度に実施したと報告されていたアイヌ語や刺繍などの講座は「すべて実施されていない可能性が極めて高い」とし、さらに委託料がすべて目的外に使用されていた可能性も高いという。

釧路支部以外でも、帯広支部と旭川支部で、不適切な処理があったとして、返還を求める。

2010-02-23 毎日新聞 北海道版

<http://mainichi.jp/hokkaido/shakai/news/20100223ddl01040216000c.html>

道アイヌ協会：不適切会計処理

道・道教委、711万円を返還請求へ

◇財団と協会に 道から補助金が支出されたアイヌ民族の文化財保存・伝承活動事業で不適切な会計処理があった問題で、道と道教委は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と北海道アイヌ協会に計約711万円の返還を求めることを決め、22日の道議会環境生活・文教の両委員会に報告した。道と道教委は今後、同機構と同協会に厳重注意するとともに、改善策の策定を求める。

道と道教委は昨年11月、同協会釧路支部で不適切な会計処理が道議会で指摘されたのを受け、書類が保存されている04～08年度の事業を対象に調査。その結果、道が同機構に助成した事業のうち、七つの支部・団体が実施した48事業中38事業に、行事に参加していない人の架空領収書など、約469万円の不適切な支出があった。道アイヌ協会釧路支部が126万円だが、網走、美幌、厚岸の3支部の285万円も事務処理を代行する釧路支部に振り込まれていた。道教委分の不適切支出は釧路支部など3支部の約242万円。釧路支部が212万円で最も多く、釧路支部は適正に事業を行ったとしているが、実施した形跡がなく、旅費などに充てていた疑いがある。

道アイヌ協会の加藤忠理事長は「大きな責任を感じている。返還金請求に速やかに対応し、抜本的な再発防止策を検討したい」とのコメントを出した。事業委託費の監査方法や支部の運営体制の見直しを図る検討委員会を外部のメンバーも含めて発足させる方針。

また、道や道教委が求めている釧路支部の体制刷新が焦点になる。同協会は秋辺得平支部長の辞職勧告を決め、役員の一掃を模索している。しかし、秋辺支部長は辞職勧告に応じておらず、支部運営の立て直しが課題となっている。

一方、同財団事務局は「道に指摘されるまで不適切な会計と気付かなかった。指摘を重く受け止め、指導に従って早急に改善を図りたい」とコメントした。

ここに報道されたのは、「詐欺行為」であり「不正」である。

しかし、「詐欺行為」「不正」として取り上げると、実情とは違ってことになる。

この時のアイヌ協会 / アイヌ文化振興研究推進機構は、「アイヌ文化財保存・伝承活動事業費」とはこのように使われるものだとして認識しているわけである。実際、この経費は、もともと「みなさんどうぞご自分のことでお使い下さい」の趣旨でつくられたものである。

「思いやり予算」というのがあったが、それみたいなものである。

アイヌ協会にしてみれば騙し討ちに会ったようなものである。

5.4 コンプライアンス時代への適応

5.4.0 要旨

5.4.1 <アイヌ事業法人—プロジェクト交付金>方式

5.4.2 「観光アイヌ」のみ

5.4.0 要旨

「アイヌ予算」執行機関が、ある「アイヌ館」に予算をつけるとする。

申請した必要経費とその内訳に対し、相応の額をつける。

これは申請したもん勝ちになる。

<馴れ合い>と<井勘定>で、利権の温床になる。

ここに、「コンプライアンス」が入ってくる。

「アイヌ館だ」と言うだけでは金が下りなくなる。

「アイヌ館」として確かに機能していることを示さねばならなくなる。

確かに機能していることの直接的証しは、訪れる人の数である。

経費申請では、過去の実績を人数で示し、これだけの金を与えてくれればこういうことができるようになり、その結果人数はこれだけ伸びることが見込める、を記さねばならない。

また、途中経過の報告も求められてくる。

「アイヌ芸」も同様である。

「このような催しをする」と言うだけでは、金は下りない。

過去の実績を示し、これだけの金を与えてくれればこういうことができるようになり、その結果人数はこれだけ伸びることが見込める、を記さねばならない。

これは、「アイヌ」にとって負担が大きい。

そこで、「アイヌ文化振興事業」を運営する機関を立て、「アイヌ」の仕事とその報酬を定め、「アイヌ」役を「アイヌ」に割り振るというシステムをつくることになる。

この機関は「法人」格で立てられ、「アイヌ」はこの法人に雇われる格好になる。

「アイヌ文化振興事業法人」は、いまの「運上屋」である。

運上屋を強制労働の場のように教えられてきた者は、「アイヌ文化振興事業法人」が強制労働の場かどうか、とくと考えるがよい。

運上屋が成ったのには、アイヌがこれを都合のよいものとしたことがベースにある。(→ [運上屋](#) / 『[アイヌの生業](#)』)

学生は、進路を自営より雇われを選ぶ者が多い。

なぜか。

雇われを選ぶ方が気楽だからである。

(ただし<気楽>は、これとトレードオフしているものがある。)

5.4.1 <アイヌ事業法人—プロジェクト交付金>方式

運動 campaign は、決まって「こんなはずではなかった」になる。

系ダイナミクスは、個を超越するからである。

その「こんなはずではなかった」は、《管理システムに回収される》である。

アイヌ法は、「アイヌ事業交付金の根拠法」がこれの意味になる。

そして "アイヌ" は、「アイヌ事業が立てるアイヌ」になる。

アイヌ立法には、"アイヌ" の規格化が含意されるわけである。

小川隆吉 (2015), p.137

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まってしまったんだ。

同時に俺も理事から外された。

あれはクーデターのようなものだった。

ウタリ協会の転換点だったと思う。

うしろで政治家が動いていたのでないか。……

野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。

同上, pp.185,186

北大から開示のあった年の10月に「アイヌ政策のありかたに関する有識者懇談会」が、北海道の現地でヒアリングをした。東京から佐藤幸治先生などの委員、道内ではウタリ協会理事長の加藤忠、北大の常本教授やら高橋はるみ知事とかが参加することになっていた。

札幌支部のアイヌの何人かに出席の案内がきていて早苗もその一人だった。「あんたには来てないの」と言うんだよ。俺はそのことを前日になって早苗から聞いたんだ。急いで阿部ユポに電話して「明日はなんかがあるようだけど私には連絡がないね」と聞いた。阿部は「来てもいいよ。ただし傍聴だよ」と言った。つまり発言権はないということ。

次の日、会場のピリカコタンに行った。その時、北大から開示さ

れた遺骨関係の人骨台帳やら、アメリカ・カナダ・オーストラリアでは総理が替わるたびに先住民族に謝罪しているのを書いた新聞の切り抜きをみんなの分を持って行った。記事のうち首相が謝罪している写真がついたものだったが、新聞の名前がなかった。それで急いで札幌市中央図書館に行って——バス、地下鉄と電車乗り継いで——行って探してもらった。随分待って係のお姉ちゃんが「ありましたよ！」って階段から降りてきた。『赤旗』の記事だった。よく探してくれたと思ったよ。

ヒアリングの会場には、有識者がズラッと並んでいた。これと向き合ってウタリ協会札幌支部の連中が20人ばかり並んでいた。会場に入っても俺の席はないんだ。それでここに来ていた秋山審議官のところに行き、名刺を出して「私の特別発言を認めてください」と言った。秋山氏は「いいですよ、ただし最後ですよ」と簡単に認めてくれた。それから誰かが出してくれた椅子に座った。

会議が始まると委員のほうから色々質問が出されたんだが、答える方はどれも肝心なことを外しているんだ。ぼやっとしたことは話しても肝心なことは誰も、なんにも言わない。

最後に俺の番がきたので用意していた資料を配って色々話した。特に遺骨の問題についていっぱい話した。俺はその時頑張ったんだ。最大にエネルギーをだして頑張ったんだ。早苗が後ろに来て「あんたもう止めなさい」と言うんだ。そのくらいしゃべった。ああいう場では、肝心なことに触れる話はみんな避けてるんでないか。それより秋山氏は許可したのに、阿部は話すなという態度だ。俺はアイヌによって差別されたことが悔しいんだ。

アイヌ法の進化は、"アイヌ" 規格の進化である。

今日は、「アイヌ政策推進交付金事業計画」が"アイヌ" を規定する。

「アイヌ政策推進交付金事業」を行う地方自治体は、この事業において<アイヌ事業法人>になる。

その地域の"アイヌ" は、この法人の員として働く。

地域の「アイヌ協議会」の類は、中間管理職の役回りになる。——"アイヌ" の働きを管理し、成果を回収して上にあげる。

事業の大枠は、北海道観光振興の中に位置づけられる「アイヌ観光振興」である。

この事業は、つぎの二つで成る：

- a. アイヌ観光インフラの整備
- b. "アイヌ" 人材育成

"アイヌ" は、<務め>になる。

その務めは、「アイヌ政策推進交付金事業計画」に記された「成果目標」が達成されるよう協働する》である。

これには、「この働きを果たせる者になるための自己研鑽をする》が含まれてくる。

「成果目標」の例として、2019-10-01 内閣府承認の「平取町アイヌ総合施策推進事業」のものを引いておく：

(1) 文化振興事業

アイヌ文化施設入館者数

(現状値) 令和元年度 65,000 人/年間

(最終目標) 令和5年度 102,000 人/年間

平取町アイヌ関係 WEB 閲覧数

(現状値) 令和元年度 40,000 アクセス/年間

(最終目標) 令和5年度 62,000 アクセス/年間

生活館利用者数

(現状値) 令和元年度 20,000 人/年間

(最終目標) 令和5年度 40,000 人/年間

伝統的家屋(チセ)活用件数

(現状値) 令和元年度 50 件/年間

(最終目標) 令和5年度 70 件/年間

体験交流事業の参加人数

(現状値) 令和元年度 1,600 人/年間

(最終目標) 令和5年度 2,000 人/年間

(2) 地域・産業振興事業

アイヌラッピングバス利用者数

(現状値) 令和元年度 1,500 人/年間

(最終目標) 令和5年度 3,600 人/年間

(3) コミュニティ活動支援事業

平取町学習塾利用生徒数

(現状値) 令和元年度 80 人/年間

(最終目標) 令和5年度 110 人/年間

いずれも令和5年度に目標を達成する見込みである。

成果は,"アイヌ" がいかに魅力的に自分たちを現すことができるかにかかっている。

"アイヌ" の責任は重大というわけである。

引用文献

- ・小川隆吉 (2015) : 『おれのウチャシクマ——あるアイヌの戦後史』, 瀧澤正 構成, 寿郎社, 2015.
- ・内閣府 (2019) : 『交付決定 (令和元年9月30日)』 「平取町」
https://www8.cao.go.jp/ainu/kouhyou/jigyoku_keikaku/reiwa1/kouhyou-biratori.pdf

5.4.2 「観光アイヌ」のみ

文化庁 (2019), p.17

令和2年度要求額 1,548百万円
 (前年度予算額 3,017百万円)



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

国立アイヌ民族博物館の運営等

① 国立アイヌ民族博物館の運営 1,313百万円(新規)

- 令和2年4月24日、アイヌ文化復興等のナショナルセンターとして、北海道白老町に民族共生象徴空間(ウポポイ)がオープン予定。
- アイヌ施策推進法に基づき、民族共生象徴空間構成施設の管理運営主体として(公財)アイヌ民族文化財団を指定。
- 年間来場者数100万人の達成**に向け、ウポポイの中核施設である「**国立アイヌ民族博物館**」の**管理運営を委託する**。

閣議決定の主な内容

- アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に民族共生象徴空間を整備
- 運営主体は、(公財)アイヌ民族文化財団とする。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち、平成32年4月に一般公開し、**年間来場者数100万人を目指す**。

運営スキーム



100万人達成に向けた取組

- **インバウンド対応**
 - ・多言語対応(最大8言語)
 - ・公園と一体的な無料wifi
 - ・キャッシュレス決済の導入
 - ・夜間開館の実施
- **教育旅行誘客促進**
 - ・出前講座、遠隔授業の実施
 - ・学校現場向け教材の提供
 - ・修学旅行生等を対象としたガイドツアーやワークショップの実施
 - ・子ども向け体験型展示の充実と研究員による生解説の実施



② アイヌ文化振興等事業 235百万円(221百万円)

- アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、指定法人である公益財団法人アイヌ民族文化財団が実施する事業に対して補助を行う。

(1) アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進に関する事業(アイヌ文化研究助成)

(2) アイヌ語の振興に関する事業(アイヌ語講座、ラジオ講座等)

(3) アイヌ文化の振興に関する事業(アイヌ文化フェスティバル、アイヌ工芸品展等)

(4) 伝統的生活空間の再生事業(伝承者育成)




伝統的な儀式 古式舞踊

行政の縛りに、関係機関は必死になる：

読売新聞，北海道版，2019-11-15

ウポポイ認知度 5.2%**道外在住者、8月上旬調査**

白老町に来年4月オープンするアイヌ文化復興のナショナルセンター「民族共生象徴空間(ウポポイ)」に関する道の認知度調査で、「知っている」と答えた道民は35.4%、道外在住者は5.2%にとどまった。

調査は民間会社に委託し、8月上旬に道内と関東、関西、中京3地域の18歳以上の男女計1000人を対象にインターネットで実施した。

ウポポイを訪れたいかどうかをたずねる質問には、条件によるも含

めて「行ってみたい」と答えた道民が54%、道外在住者が52.8%だった。

鈴木知事は13日の記者会見で、「残念ながら認知度が低いと言わざるをえない。

SNSを活用した情報発信など、さらに**効果的なPRを切れ目なく行っていく**」と述べた。

道は8月以降、**道内のほか、東京、大阪、名古屋でもアイヌ音楽を披露したり、伝統料理を振る舞ったりするイベントを開催**しており、11月下旬に改めて認知度などについて調査する予定だ。

そして<必死>は、<かなりふりかまわず>になっていく。

アイヌ箱物事業 PR は、アイヌパフォーマンスで構成する。

アイヌ文化振興事業の成果報告は、アイヌパフォーマンスで構成する。

この《アイヌパフォーマンスで構成する》が、〈なりふりかまわず〉になっていく。

このダイナミクスにより、「アイヌ事業」がはっきり「アイヌ観光事業」であることが、暴露されていく。

"アイヌ" は、〈「アイヌ」としてアイヌ観光に動員される〉を、自分を現す唯一の仕方にする者のことになる。

実際、いまは "アイヌ" の形はこの他に無くなった。

"アイヌ" の進化は、〈「観光アイヌ」のみ〉のステージに入ったのである。

引用文献

・文化庁 (2019) : 令和 2 年度文化庁概算要求「参考資料」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/r2_gaiyo_sanko.pdf

5.5.0 要旨

売れる商品には、偽物が現れる。

そこで、この商品の関連産業は、ブランド管理を仕事に加える。

アイヌ観光が売れるものになれば、「アイヌ」の偽物で商売する者が現れる。

そこで、アイヌ利権は、「アイヌ」ブランドの管理が仕事に加わる。

このとき、「アイヌ」ブランドの「アイヌ」とは何か——「アイヌ」の資格——が問題になる。

アイヌは終焉した存在である。

"アイヌ" がやっている「アイヌ」パフォーマンスは、真偽をいえば、偽である。

——遠慮した言い方をすれば、いまとなってはホントもウソも無い。

実際、「アイヌ」ブランドを言い出すのは、ヤブヘビになる。

5.5 「アイヌ」資格

5.5.0 要旨

5.5.1 「アイヌブランド」

5.5.2 「アイヌはやったもん勝ち」

5.5.3 「アイヌ」パフォーマンスは、なり手を問わない

5.5.4 後継者問題

5.5.5 "アイヌ" の終焉

5.5.1 「アイヌブランド」

荒井源次郎 (1984), p.210

一掃したいインチキ——商人のアイヌ民芸悪用

札幌で和人の民芸品販売業者が「大酋長の店」という大看板を掲げ、しかも誤ったアイヌ服装で商品の 宣伝ビラをまき散らしたことが、**ウタリの間の問題**となった。そのおりもおり、こんどは旭川市神居町の国道沿線にアイヌ観光を売り物にして、民芸品販売を営んでいた和人に対し、旭川アイヌ協議会では全くウソでまるめ、アイヌ文化、宗教を冒瀆した行為であるとして、**強く抗議した**。

同協議会の指摘したのは、大看板を利用しアイヌ古跡三百年、旭川アイヌの発祥地で、旧アイヌの大部落、アイヌ六代目大酋長・菊地隆三の墓標柱その他、丸木舟、住居など、その宣伝、利用方法は詐欺的で、でたらめもはなはだしいというのである。

現にアイヌは、全道的に同族の持つ**真正なる**文化伝承活動に、真剣に取り組んでいるが、半面、このような心ない和人の悪徳業者によって、**毎年多くの観光客にウソだらけのアイヌ宣伝をされている**。これでは正しいアイヌ文化も根本的に破壊され、いつまでも誤った認識で解され、ウタリは全く迷惑至極だ。

こんなインチキ業者はまだまだほかにもみられると思うが、ドンドン反省を求め、**これらを一掃することを、ウタリの連帯責任として行うべき**であろう。

〈北海道新聞 昭和四十八年十一月十一日〉

同上, p.217

アイヌ侮辱の業者ポスター

アイヌに関連した事件が相次ぎ、一般的にも論議を呼んでいるのをよそに、東京・新宿の百貨店で十月十八日から三十日までの期間、函館市物産協会主催で「北海道うまいもの大会」を開催中、店内外に掲示したポスターにアイヌのしゅう長がサケをもち、過去にも見られないアイヌ図柄を使って宣伝に努めていた。

これをたまたま上京中の**道ウタリ協会の代表者たちが発見、早速、同店を訪れ、抗議した**。「ポスターに描かれているようなアイヌ風俗は昔も今も存在しない。全くでたらめな宣伝で錯誤もはなはだしい」とその撤去方を強く要求した。これに対し、**主催者側責任**

者名で陳謝文を手交、その場で使用中の約百枚のポスターを撤去した。

道内外で、この種の和人業者はアイヌ像を利用、アイヌを売りものにしているやからが多い。野放しにしていたらどんなことになるか、嘆かわしいことだ。こんなことではいつまでたってもアイヌは誤った認識で見られ、相互の理解を深めるに大きな障害を来すことは自明の理だ。

このような心ない和人業者によってアイヌが侮辱され、差別されるのは人道上の重大問題であって、断じて許せない。今後この種の業者の反省と自粛を強く望む。

〈北海道新聞 昭和四十九年十一月十三日〉

これは、ウタリ協会が左翼イデオロギーに感化されて、攻撃的、偏執的、そして居丈高になった時代のことである。

その時代は、言論攻撃・言葉狩りが盛んに行われた。

→ **言論攻撃 / 『"アイヌ" 運動』**

そして周りは、「アイヌ」に触れることをタブーとするようになった。

いまは、北海道観光にアイヌ観光をしっかり組み込み、大々的にキャンペーンする時代である。

「アイヌ」を腫れ物に触るような存在にしてしまう警察行動こそ、逆に野放しにしてはならないものになる。

こうして、「アイヌブランド」制度化の考えになる。

しかし「アイヌブランド」を立てるということは、「アイヌ」が認定されるものになるということである。

飲食店には営業許可証が貼ってあるが、「アイヌ」物を扱う店は、ロジックとして、認定証を貼らねばならないということになる。

もちろん、こうなるといろいろと矛盾——ヤブヘビ——が出てくる。

簡単に「アイヌブランド」などと言っているが、その実際運用の形はだれにもつかめていない。

引用文献

- ・荒井源次郎 (1984) : 『アイヌの叫び』, 北海道出版企画センター, 1984.

5.5.2 「アイヌはやったもん勝ち」

荒井源次郎 (1984), p.102

北海道を訪れる観光客はきまって観光アイヌ地を訪れる。そこには見世物的自称酋長と古風なアイヌの家屋が見られる。今日では市町村までがこれらの偽酋長をしていわゆる官製観光アイヌというか、広く宣伝に利用しその利益を得ているのが実状で、自称酋長の勢力にますます拍車をかけている。もちろん偽酋長これに追従する観光アイヌたちにしても、所詮生きんがために選んだ職業に外ならないが、しかしこうした一部ウタリ(同族)の所業から多くのウタリは著しく迷惑を蒙っていることから、利害の相反するウタリの両者が相反目しいざござが起きるのは当然なことである。
〈『北風林』第八号 昭和五十五年八月二十日〉

しかし「偽」「自称」を言い出せば、お互い様ということになる。

鳩沢佐美夫 (1970), pp.187,188

で、そういったことでさ、この町[平取町]内のある地区[二風谷]がね、今、着々とそのアイヌ観光地として売り出そうとしているんだ。……
なぜ、景勝や古蹟の乏しい山林に、こういった特殊施設を、アイヌ自ら、しかも今日の時点において作ろうとするのかね——。
そのことを彼たちに質すと、「アイヌがやらなければ、悪質なシャモ(和人)が勝手にアイヌの名をかたり、金儲けをするから」と言う。「じゃ、そういう悪質シャモの排除にこそ努めるべきでないか？」ときくと、「われわれも、そのことで潤っている」——。つまり、観光のおかげで部落もよくなり、業者からピアノも贈られた(小学校)。何十万とかの寄付もあった——と、並べたてられる。「今それをやめろというのなら、じゃわれわれの生活をどう保障する」と逆襲さえしてくる始末。
そして、ね、これまで自分たちは観光業者に利用されて各観光地に立っていた。だから、どうせやるんなら、そんな他所の土地で、シャモに利用されるんでなく、自分たちの部落でやったほうがいいのだ——という割り切り方。
しかもだよ、ジョークなのか、アレゴリーなのか、昔はアイヌといって、われわれはバカにされた。今度はひとつ、われわれアイヌを見にくるシャモどもをふんだまかして、うんと金をまきあげてやる。

「なあに、**適当なことをやって見せれば、喜んで金を置いていくからな**……。
ね、ドライというか、くそくらえバイタリティというか、とにかく、見上げたショーマンイズム——。

佐々木昌雄 (1971), pp.111-114

この映画は、「この春突然、アイヌ式の結婚式をやりたいといい出した」「ヒロイン」に動かされた人々が、「明治生れのアイヌの古老さえ」「見たことがない」ので、「アイヌ人のアイヌ研究家」「の見聞と、ユーカラ、ウェペケレなどの伝承をもとにして、徐々に」「再現」したものだという。
……
問題は、「アイヌ式の結婚式」を行なうことは「アイヌの文化を主体的に継承」することだ、という論理である。
……
かつての共同体、かつての信仰、かつての言語をぬきにして、「アイヌの文化」が、今どこにあるというのだろうか。
あるのは形骸だけだ。
無いものを「継承」することなど、したくともできないのが、現在の「アイヌ」である。
また、「主体的に継承」と言うのだが、これも奇妙な書き方である。
どうやら七面倒な理屈をこねくりまわして「主体的」と書いたわけではなく、たぶん、「おのれみずからの意志で」とか「自分の考え方・思想にもとづいて」ぐらいの意味なのだろう。
そういう語義ならば、直ちに異議を唱えうる。「文化」が、一人の人間の「みずからの意志で」「継承」されることなどありえないからである。
ある共同体が荷ってきた「文化」を、もし一人の人間が荷担できるのなら、北海道の観光地で「アイヌの木彫り」なるものを制作し販売している者たちによって、「アイヌ式」の「文化」が「継承」されていることになる。(正しくは、キムン・カムイの宿体である熊の姿を彫るのは禁忌にふれる。「アイヌの木彫り」はかつてのアイヌとは無縁である。)
「主体的」と「文化」の「継承」とは、一つのセンテンスの中で結びつきようがない。
以上を要するに、
今はないかつての「アイヌ文化」を「再現」し記録すること自体は、

各々の勝手な仕事であり、そのことだけなら文句を付ける所以はない。

また、その「再現」者・記録者が、いかなる「決意」を抱くことも可能だ。

自分は「主体的に継承」しているのだと心中密かに思い込むことも恣意としてある。

だが、自ら「アイヌの文化」の「継承」者などとは僭称するな。

もはや「アイヌの文化」は埋れた死体である。

砂澤チニタ (2009)

私は昔から「アイヌはやったもん勝ち」という言葉を引用してきた。……

このような安易で短絡的な生き方は若年層にも及び、自分の祖父、祖母への差別をあたかも自分のことであるかのように訴える者、半狂乱でラップを叫び、踊り狂う者、突然「民族」に目覚めてアイヌミュージシャンとしてうごめく者、アイヌ文様をモチーフとするデザイナーなどと、もう何でもありの、まさに「アイヌはやったもん勝ち」の世界が作られてしまった。

研究者やマスコミが「アイヌ」であることだけで、個人の資質、意識、思想などを見極めることもなく持ち上げてくれるのだから、こんな楽な生き方はなく、自称「アイヌ」が再生産されていくのも頷けるというものだ。

一体何を根拠に「アイヌ」と認定されるのか、誰がそれを認定するのか、自称すれば誰でも「アイヌ」になれてしまうものなのかなど曖昧模糊としたままである。

引用文献

- ・荒井源次郎 (1984) : 『アイヌの叫び』, 北海道出版企画センター, 1984.
- ・鳩沢佐美夫 (1970) : 「対談・アイヌ」, 『日高文芸』, 第6号, 1970.
- ・『沙流川—鳩沢佐美夫遺稿』, 草風館, 1995. pp.153-215.
- 佐々木昌雄 (1971) : 「映画「アイヌの結婚式」にふれた朝日新聞と太田竜」, 『亜鉛』, 第12号, 1971.9.
- ・『幻視する<アイヌ>』, 草風館, 2008, pp.105-123
- ・砂澤チニタ (2009) : 「個を喪失し「アイヌありき」で生きる矛盾と悲劇」, 北方ジャーナル 2009-07

5.5.3 「アイヌ」パフォーマンスは、なり手を問わない

「アイヌブランド」を立てるときの本物・偽物は、何を以て決めるか。

「アイヌ」パフォーマンスに、本物・偽物があるわけではない。

実際、現前の「アイヌ」パフォーマンスは、代々受け継がれてきたものではない。

あちこちから引いてきて、繋ぎ合わせたものである。

そして適当に形を整えたものである。

「アイヌ」パフォーマンスをしているのが本物の「アイヌ」かどうかで決める？

「アイヌの系統」？「アイヌの血」？

しかしだれにも「アイヌの系統」の可能性はある。

そしてアイヌの血は、「これを残しているアイヌ系統者は、稀な存在」というものになる。

では、系統・血をしっかりと検査して、「アイヌ」と認定する？

まさか。

誰も求めないし、検査の方法もない。

「アイヌ観光」に「アイヌブランド」を言うのは、ヤブヘビである。

「アイヌ」パフォーマンスは、「誰がやっても同じ」「誰がやっても構わない」となるものである。

イベント主催者は、「アイヌ」でない者に「アイヌ」をさせることに何の問題もないと思う者になる。

そして「アイヌ」役に雇われる「アイヌ」も、この役を務めるのは「アイヌ」でなければならないという思いは持てない。

菅原幸助 (1966), p.82.

エカシの話では、クマ彫り職人も実演をやる看板男だけアイヌを雇って、本当のクマを彫っているのはみんなシャモの職人、そのシャモのクマ彫り職人は店の奥の仕事場で木工機械を使ってクマ彫りの大量生産をやっている。

クロユリの球根を売って歩いているメノコたちも、シャモの娘が顔をメノコのようにつくろっているのだ。

本物のアイヌは観光コタンをきらって逃げだし、シャモがアイヌに化け、本州のシャモから、がめつい金もうけをやっているという。

翻って、「アイヌブランド」のことばが出てくるのは、「アイヌ観光」が利権になっていることの証左である。

「<規制>を以て外部者参入を却け、利を独占する系」になっているわけである。

引用文献

- ・菅原幸助 (1966) : 『現代のアイヌ』, 現文社, 1966.

5.5.4 後継者問題

"アイヌ" の進化は、イデオロギー期を過ぎて、いまは「アイヌ観光」期である。ここで「アイヌ観光」は、従来の自営のものと、官製法人の事業のもの、二つになった。

"アイヌ" は、このいずれかで「アイヌ」を務める者のことになる。

"アイヌ" の多様性は、ここに一挙に狭まった。

"アイヌ" は、自分の将来を「アイヌ観光」の景気に託する者になった。

そして、「アイヌ観光」の「アイヌ」役が確実に "アイヌ" に割り振られることを、頼みとする。

事業者は、「アイヌ」役を務める "アイヌ" の確保が課題になる。

「アイヌ」イベントで一般者に「アイヌ」を演じさせることは、その場は済んでも、「アイヌ民族」の存在をますます疑わせることになる。

"アイヌ" 確保の課題のうちに、"アイヌ" 後継者の養成がある。

後継者養成がうまくいかないことは、「アイヌ民族」の存在しないことを暴露してしまうことである。

後継者養成のいちばんの問題は、"アイヌ" がこれを課題にするかということである。

事業者の都合は "アイヌ" 個人の都合とは違う。

この時代には、一般に親は自分の生き方を子に継がせようとはしない。

子には自分の生き方を主体的に択んで欲しいと思うのが、今日の親だからである。

"アイヌ" 後継者養成は、「アイヌ利権」には喫緊の課題だが、"アイヌ" の方は——よほど引っ込みのつかない格好に自分をしているのでなければ——この問題に深入りしない。

実際、オルグ活動に精を出すようなことは、できないわけである。

「自分の子はどうなんだ」を返されることになるからである。

しかも、今日 "アイヌ" であるとは、「アイヌ振興事業」の「アイヌ」を演じることを仕事・責務として負うということである。

テレビ番組取材がやってくると、「ウポポ」「鶴の舞」「機織り」などを披露する。

「普段の生活の中にこれがある」をほのめかす。

"アイヌ" は、この役割に満足するわけではない。

役を務めるとは、葛藤を押し殺して役を務めるということである。

役を務めるのは、成り行きからである。

この "アイヌ" に後継者供出を期待することはできない。

5.5.5 "アイヌ" の終焉

アイヌは過去の存在である。

そしていま, "アイヌ" が終焉しようとしている。

"アイヌ" の進化は, いま, "アイヌ" が「アイヌ文化を継承する者」の意味になるところまで来た。

ここでいう「アイヌ文化の継承」は, 「アイヌ文化をリアルタイムで生きている」ではない。

"アイヌ" も, アイヌ文化をリアルタイムのものであるようには言わない / 言えない。

実際, 「アイヌ文化はリアルタイムのものだ」を言えば, 「それを生きているのがアイヌ民族だ」ということになり, しかし「アイヌ文化はリアルタイムのものだ」は嘘になるから, 「アイヌ民族」も嘘になってしまうのである。

"アイヌ" は「系統」や「血」で定義されるものではない。("アイヌ" のアイデンティティ——自滅の立論)

アイヌとはアイヌ文化を生きた者のことであるが, "アイヌ" もこれと同型に定義するのみである。

即ち, "アイヌ" とは "アイヌ" 文化を生きる者のことである。

そしていま, "アイヌ" を定める "アイヌ" 文化は, 「アイヌ文化継承をパフォーマンスする」である。

ところで, 「アイヌ文化を継承する者」は, "アイヌ" である必要がない。

この命題と, 命題「"アイヌ" とは「アイヌ文化を継承する者」のこと」を合わせるとどうなるか。

矛盾である。

これは, "アイヌ" が矛盾存在概念に至ったことを意味する。

「アイヌ文化振興」事業が「アイヌ文化継承」を謳ったとき, "アイヌ" は終焉したのである。

現前の "アイヌ" は, "アイヌ" が終焉したことを知らないでいる者である。

「ゾンビ」というわけである。

「アイヌ文化振興」事業の「アイヌ文化継承」パフォーマーについて, "アイヌ" かそうでないかを問うことは意味がない。

問いそのものが矛盾であり, 問いでないからである。

おわりに

"アイヌ"のアイデンティティは、「北海道先住民族」である。
 そして「アイヌ＝北海道先住民族」をアイヌ学が支持する。

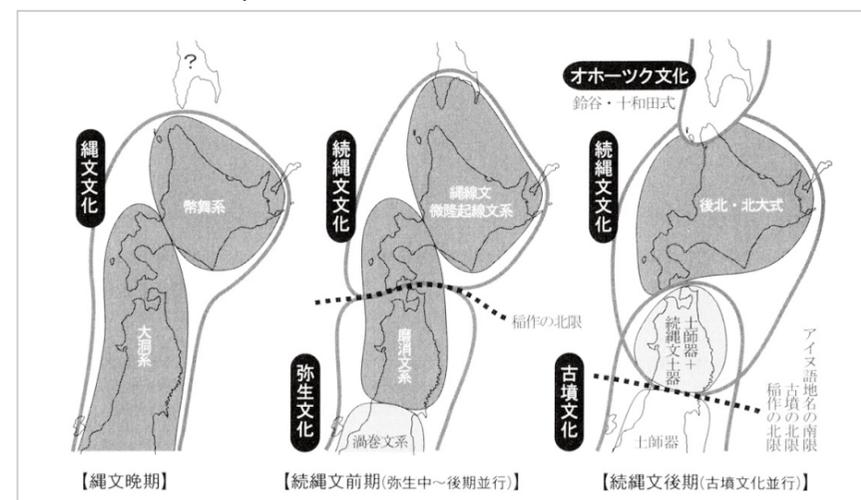
本論考は、「アイヌ＝北海道先住民族」が虚言であること、そもそも「先住民」なる概念が立たないこと、を論じてきた。
 今日のアイヌ学はお粗末なものである。
 そしてこのお粗末のものは、考古学に見ていくことになる。

生物学に、古生物学という分野がある。
 これは、生物学の「考古学」である。
 この考古学は、進化論——ダーウィンの自然選択説——を方法論にしている。

生物学では、種のもととは突然変異個体である。
 《面は点から生じ、そのほかではない》ということである。

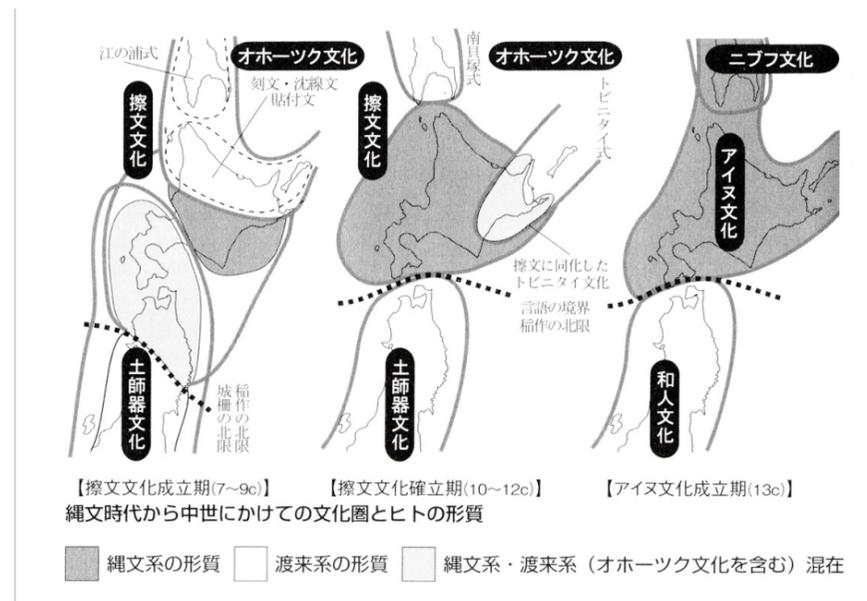
アイヌ学の考古学は、進化の方法論をもたない。
 歴史を《面の変遷》で考える。
 《面の変遷》の絵は、＜途中から＞の絵になるのみである。——つぎのような具合に：

瀬川拓郎 (2007), p.21



6 閉じ

おわりに



遺物に北海道人の歴史を語らせることはできない。

それは、〈物〉に〈運動〉を語らせることはできないということである。
次元が違うのである。

このことを確認するために、本論考の閉じとして、アイヌの出自ストーリー
を一つ書いてみよう。

勿論フィクションである。

しかし考古学は、この種のフィクションを否定することができない。

考古学のできるものがどこまでかを反照的に示すこと——これがこのフィク
ションの目的である。

アイヌ文様・入れ墨は、アイヌ独自のものである。
ルーツを外に求められない。
北海道縄文人の漸進的進化から生まれるようなものでもない。
アイヌの出自ストーリーは、アイヌ文様・入れ墨の出自ストーリー
である。

本州の北海道よりの地方では、北海道のことが知られていた。
北海道に渡り、みやげ物を持ち帰り、みやげ話をする者が、時々い
たからである。

ここに、北海道で伸してみようかという者がいて、家族・仲間を引
き連れて北海道に渡った。
彼らは〈ギャングのファミリー〉を北海道侵出の構えにした。

彼らはこの構えの表現に〈装い〉を用いる。
これがアイヌ文様・入れ墨の出自である。

侵入者を出で立ちと暴力性と(武器をはじめとする)道具的優位を
前にして、先住民は彼らに畏服・敬服し、彼らの配下になる。
ファミリーは員を増やし、方々に侵出し、それぞれの地にシマをつ
くる形で先住民を従えていく。
先住民はこのなかで、ファミリーの文化(流儀)に同化していく。

シマに分散したファミリーは、はじめは分家のような絆でつなが
っていたが、世代がくだるにつれ、縄張りで抗争するものになる。
ファミリーのつながりも忘れられる。
歴史学者だと「部族」とか「領主」のようなことばを持ち出したく
なるステージに入って行くわけである。

この群雄割拠状態は、松前藩統治になって終わりとなる。
即ち、松前藩主がアイヌの主となる。——「との(殿)」の呼称が
アイヌの中に浸透していく。

アイヌ語も独特の趣きがあるが、その独特は以上の進化過程でつく
られたものである。
言語は簡単に速やかに変化する。
(かつて比較言語学がヒトの系統を調べる方法にされたことがあっ
たが、これは無理な方法である。)

以上はアイヌ学者には「トンデモ話」ということになるが、進化生物学だと
こっちの方がありそうな話になる。

そして、アイヌ学者の考古学は、このトンデモ話を却けることができない。

「北海道先住民族」を唱えている者に返すことばは、「ちゃんと考えることを
せよ」である。これに尽きる。

引用文献

- ・瀬川拓郎(2007):『アイヌの歴史——海と宝のノマド』(講談社選書
メチエ),講談社,2007.

A 補遺：『アイヌと"アイヌ"』企図について

A.1 卑近の動機：＜学者の愚劣＞の暴露

A.2 企図の理：普遍主題の論考

A.1 卑近の動機：＜学者の愚劣＞の暴露

日本文化人類学会 (2009)

初等・中等教育においてアイヌの人々も含めた先住民族に関する理解の促進を図るべきである。……

教育を担当する教員自身がアイヌの人々が先住民族であるという基本的認識の持つ意味を十分に理解する必要がある ……

アイヌ研究者養成のために積極的な策を講じることが必要である。そうした研究者には必ずアイヌの人々が含まれなくてはならない。

社会は、このような誘導に簡単に乗ることがある。

社会は、複雑系理論で「創発 emergence」と謂っているダイナミクスの働くところだからである。

本論稿の卑近な動機は、社会がこのような誘導に簡単に乗ってしまわないよう、《このような誘導をしてくる者たちはどのような者たちであるか》を社会に知らせようというものである。

ひとは、学者を識者と受け取る。

そして彼らを権威にする。

社会を誘導したい者は、ひとのこの思いを利用する。

自分が言いたいことを学者に言わせる。

事実は、学者は識者ではない。

文字通り、学んでいる者である。

学んでいるのは、識らないからである。

《ひどく幼稚で愚劣》が実態である。

しかし学者には、勘違いする者がいる。

大衆を幼稚で愚劣なものにして、これを自分が指導しようと思う者である。

このタイプの者たちには、一定の素地がある。

前衛イデオロギーの洗礼を受けている、というのがそれである。

上に引用した日本文化人類学会は、このような者たちの主導するところとなっている。

実際、この学会は、学会として終わっているものである。

1972年に「アイヌ解放同盟代表 結城庄司殿、北方民族研究所代表 新谷行殿」

宛にわび状を出し、そして1989年につきのように述べて、アイヌ民族主義陣営が攻撃してきた学者を自ら葬った：

日本民族学会(1989)

アイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、**民族文化への基本認識の誤り**にもとづくものであった。

→『アイヌ学者の終焉』

前衛イデオロギーを振り回す者は、元気がいい。

周りはこれに押し切られる。

学術の基盤の弱い学会・大学などは、簡単に学術を捨てイデオロギーに降る体になる。

そして「経済」が、事情を複雑にする。

「革新」——生態学で謂うく攪乱——は、経済効果になるのである。

実際、商品経済は、<壊して作る>で成り立つ。

商品経済では、自然災害も大事な経済効果になる。

こうして、「革新」勢力には、利権がつく。

学者は、利権のために働く者になる。

今日、「アイヌ事業」の予算がつく"アイヌ"イベントには、いつも「文化人類学者」がいる。

引用文献

- ・日本民族学会(1989)：「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」, 民俗学研究, 54(1), 1989
- ・日本文化人類学会(2009)：「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」, 2009
<http://www.jasca.org/news/past/ainu2.html>

A.2 企図の理：普遍主題の論考

普遍は、個別に寄せて論考される——それ以外ではない。

『アイヌと"アイヌ"』は、アイヌ・"アイヌ"の細々したことから取り上げたくて作ろうとしたのではない。

普遍主題として思うものがあって、これをアイヌと"アイヌ"に寄せて論考しようとしたということである。

その普遍主題とは、つぎのものである：

- ・アイデンティティー
- ・ルーツ, 系統, ノスタルジー, 民族主義
- ・幻想, 疑似科学, 形質, 言語, 人種
- ・ルサンチマン, 正義, 革命, 前衛イデオロギー
- ・党, 策謀, プロパガンダ, デマゴギー, 卑怯, 暴力, テロ
- ・恐怖, 萎縮, 忌避, ヘイト
- ・商品経済, 利権, 政略
- ・御用学者, 学会, 大学
- ・腐敗, 犯罪, コンプライアンス
- ・系, 進化, 是非もなし

特に、「是非もなし」が根本主題である。

これが根本主題になるのは、ひとは世界を「是非」で見るものだからである。

『アイヌと"アイヌ"』は、「是非もなし」を書こうとしたものである。

吟味されたし。

註：本論考は、つぎのサイトで継続される（この進行に応じて本書を適宜更新する）：

<http://m-ac.jp/ainu/descendent/>

宮下英明（みやした ひであき）

1949年、北海道生まれ。東京教育大学理学部数学科卒業。筑波大学博士課程数学研究科単位取得満期退学。理学修士。金沢大学教育学部助教授を経て北海道教育大学教育学部教授（数学教育専門）、2015年退職。

アイヌと "アイヌ" 3 "アイヌ" の終焉

2019-11-30 アップロード（サーバー：m-ac.jp）

著者・サーバ運営者 宮下英明

サーバ m-ac.jp

<http://m-ac.jp/>
m@m-ac.jp
